

Quality for You 
MUFG

MUFGをもっと知っていただくために

三菱UFJフィナンシャル・グループ

中間期ディスクロージャー誌

■ 本編

2006

MUFGは、銀行、信託銀行、証券、カード、リースなど、
主要金融分野でトップクラスの実績を誇る各社が一体となり、
お客さまのあらゆる金融ニーズにお応えします。



※三菱UFJリースは持分法適用関連会社となる予定です。

目次

■ ごあいさつ	2
■ 三菱UFJフィナンシャル・グループ	
主要な経営指標等の推移（連結）	4
中間連結財務諸表	6
連結情報	29
中間財務諸表	44
資本・株式の状況（単体）	50
■ 三菱東京UFJ銀行	
主要な経営指標等の推移（連結）	54
中間連結財務諸表	56
連結情報	75
主要な経営指標等の推移（単体）	85
中間財務諸表	87
営業の概況（単体）	99
銀行業務の状況（単体）	103
店舗・人員の状況（単体）	113
資本・株式の状況（単体）	114
■ 三菱UFJ信託銀行	
主要な経営指標等の推移（連結）	116
中間連結財務諸表	118
連結情報	133
主要な経営指標等の推移（単体）	135
中間財務諸表	137
営業の概況（単体）	148
信託業務の状況（単体）	152
銀行業務の状況（単体）	162
店舗・人員の状況（単体）	173
資本・株式の状況（単体）	174
■ 三菱UFJフィナンシャル・グループの株式に関するお知らせ	175
■ 開示項目一覧	176
■ プロフィール	179



取締役副会長
上原 治也

取締役社長
畔柳 信雄

取締役会長
玉越 良介

皆さまには日ごろより格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、平成18年度中間期の財務状況等についてまとめた「中間期ディスクロージャー誌 2006」を発刊いたしました。ぜひ、ご一読いただきますようお願いいたします。また、「MUFGのある暮らし（中間期ディスクロージャー誌 2006 活用編）」と題した冊子も併せて発行いたしましたので、こちらにつきましても、ご覧いただければ幸いです。

さて、新しい金融グループMUFGが発足して1年余りが過ぎました。この間、皆さまのご支援、ご協力をおもちまして、システム統合の第一段階の完了、公的資金の完済と財務内容の一層の改善、収益力の強化や新たな成長への布石など、着実な成果を収めることができました。本当にありがとうございました。

また、お客さま向けサービスの向上につきましても、さまざまな取り組みを進めることができました。「お客さまの声に耳を傾ける」というサービスの基本に立ち返った経営を心がけ、昨年5月に個人のお客さまの振込手数料の一部無料化を実施したほか、本年3月には三菱東京UFJ銀行に口座をお持ちのお客さまに対し、コンビニエンスストア内ATMの利用手数料の無料化を含む引き下げを行う予定です。

今後も、皆さまのご期待にお応えし、皆さまから「サービス」「信頼度」「国際性」の面で強く支持される金融グループをめざしてまいります。役職員一同、総力を結集し努力してまいりますので、皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年1月

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

三菱UFJフィナンシャル・グループ

■ 主要な経営指標等の推移（連結）	4
■ 中間連結財務諸表	6
■ 連結情報	29
■ 中間財務諸表	44
■ 資本・株式の状況（単体）	50

■ 主要な経営指標等の推移（連結）

三菱UFJフィナンシャル・グループ

（単位：百万円）

事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成18年中間期	平成16年度	平成17年度
連結経常収益	1,258,164	1,401,294	2,840,247	2,628,509	4,293,950
連結経常利益	310,306	381,152	663,580	593,291	1,078,061
連結中間純利益	171,678	300,699	507,266	—	—
連結当期純利益	—	—	—	338,416	770,719
連結純資産額	4,306,432	5,296,081	9,659,084	4,777,825	7,727,837
連結総資産額	113,408,478	115,619,705	184,735,352	110,285,508	187,046,793
1株当たり純資産額	623,070.24 円	771,314.08 円	720,127.97 円	673,512.65 円	692,792.38 円
1株当たり中間純利益	25,924.96 円	45,529.68 円	50,454.48 円	—	—
1株当たり当期純利益	—	—	—	51,086.02 円	93,263.15 円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—	49,669.82 円	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—	—	—	89,842.26 円
連結自己資本比率（国際統一基準）	10.92 %	12.01 %	11.95 %	11.76 %	12.20 %
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,106,171	2,168,858	△3,887,229	1,289,492	△7,731,543
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,490,858	△1,110,706	710,646	△402,229	3,847,452
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,770	172,701	△286,187	331,922	△277,474
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,625,125	5,505,687	2,770,796	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	4,243,076	6,238,548
従業員数	44,111 人	44,326 人	78,907 人	43,948 人	79,801 人

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、注記事項の（1株当たり情報）に記載しています。
3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。
4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年中間期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しています。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、平成16年中間期及び平成17年中間期は潜在株式が存在しないため記載していません。また、平成16年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は潜在株式が存在しないため記載していません。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しています。なお、当社は国際統一基準を採用しています。
7. 当社は、平成17年10月1日に旧株式会社UFJホールディングスと合併し、商号を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに変更しました。このため、平成17年中間期までは旧株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの計数を記載しており、平成17年度については、平成17年9月30日までの旧株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ、平成17年10月1日以降は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループからなる計数を記載しています。

旧UFJホールディングス

(単位：百万円)

事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成16年度
連結経常収益	1,211,041	1,113,760	2,305,373
連結経常利益 (△は連結経常損失)	△474,880	355,247	△496,830
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	△674,283	411,057	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	—	—	△554,532
連結純資産額	974,412	1,687,677	1,180,098
連結総資産額	82,156,507	78,074,507	82,553,660
1株当たり純資産額	△96,060.66円	55,499.86円	△46,437.46円
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失)	△132,465.35円	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	—	79,851.45円	△108,332.60円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	57,075.34円	—
連結自己資本比率 (国際統一基準)	9.92%	11.67%	10.39%
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,500,488	200,419	△313,329
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,362,540	573,218	1,004,061
財務活動によるキャッシュ・フロー	625,972	△154,096	568,132
現金及び現金同等物の中間期末残高	8,108,571	5,499,161	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	4,877,893
従業員数	32,372人	31,907人	31,430人

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっています。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、平成16年中間期及び平成16年度については純損失が計上されているので、記載していません。

3. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しています。なお、当社は国際統一基準を採用しています。

4. 旧株式会社UFJホールディングスは、平成17年10月1日の旧株式会社三菱東京フィナンシャル・グループとの合併において消滅会社となったため、「平成17年中間期(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)」が最終決算となります。

■ 中間連結財務諸表 平成17年中間期は旧三菱東京フィナンシャル・グループの数値を記載しています。

当社の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けています。以下の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の中間連結財務諸表に基づいて作成しています。

1. 中間連結貸借対照表

	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
(資産の部)				
現金預け金	10,005,210	8,484,545		
コールローン及び買入手形	1,585,947	2,095,108		
買現先勘定	1,232,312	3,050,745		
債券貸借取引支払保証金	5,322,442	4,351,094		
買入金銭債権	2,361,547	3,628,498		
特定取引資産	7,660,530	10,093,747		
金銭の信託	348,707	384,276		
有価証券	30,476,088	47,766,403		
投資損失引当金	△1,695	△21,718		
貸出金	47,132,564	85,671,181		
外国為替	728,024	1,367,788		
その他資産	3,449,933	5,130,860		
動産不動産	958,771	—		
有形固定資産	—	1,733,180		
無形固定資産	—	651,537		
繰延税金資産	102,615	643,968		
支払承諾見返	4,878,890	10,817,389		
貸倒引当金	△622,186	△1,113,252		
(負債の部)				
預金			68,385,654	115,602,910
譲渡性預金			3,160,845	6,880,379
コールマネー及び売渡手形			7,838,254	2,512,651
売現先勘定			4,480,043	7,248,841
債券貸借取引受入担保金			4,965,918	5,596,344
コマーシャル・ペーパー			192,972	477,920
特定取引負債			2,829,637	4,867,308
借入金			1,395,051	6,284,929
外国為替			1,443,687	783,937
短期社債			698,500	764,500
社債			4,306,521	6,580,221
新株予約権付社債			49,165	49,689
信託勘定借			1,410,842	1,796,608
その他負債			3,461,342	4,291,590
賞与引当金			19,797	45,440
役員賞与引当金			—	115
退職給付引当金			43,987	68,889
日本国際博覧会出展引当金			323	—
偶発損失引当金			—	100,087
特別法上の引当金			1,605	2,197
繰延税金負債			65,903	94,646
再評価に係る繰延税金負債			132,309	209,667
支払承諾			4,878,890	10,817,389
負債の部合計			109,761,255	175,076,268
(少数株主持分)				
少数株主持分			562,368	—
(資本の部)				
資本金			1,383,052	—
資本剰余金			832,990	—
利益剰余金			2,075,151	—
土地再評価差額金			150,055	—
その他有価証券評価差額金			952,126	—
為替換算調整勘定			△93,907	—
自己株式			△3,387	—
資本の部合計			5,296,081	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計			115,619,705	—
(純資産の部)				
資本金			—	1,383,052
資本剰余金			—	1,916,314
利益剰余金			—	3,781,944
自己株式			—	△1,000,449
株主資本合計			—	6,080,862
その他有価証券評価差額金			—	1,592,453
繰延ヘッジ損益			—	△66,887
土地再評価差額金			—	149,193
為替換算調整勘定			—	△56,378
評価・換算差額等合計			—	1,618,381
新株予約権			—	0
少数株主持分			—	1,959,840
純資産の部合計			—	9,659,084
資産の部合計	115,619,705	184,735,352	—	184,735,352
負債及び純資産の部合計	—	—	—	184,735,352

中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成していますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しています。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しています。

2. 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
経常収益	1,401,294	2,840,247
資金運用収益	792,784	1,643,285
(うち貸出金利息)	(459,511)	(1,004,134)
(うち有価証券利息配当金)	(181,572)	(364,164)
信託報酬	41,089	79,378
役務取引等収益	296,861	638,290
特定取引収益	66,643	133,827
その他業務収益	142,024	180,441
その他経常収益	61,891	165,023
経常費用	1,020,142	2,176,666
資金調達費用	309,556	699,153
(うち預金利息)	(154,557)	(324,693)
役務取引等費用	28,715	80,869
その他業務費用	56,684	101,956
営業経費	553,795	1,030,306
その他経常費用	71,390	264,380
経常利益	381,152	663,580
特別利益	117,117	224,534
動産不動産処分益	704	—
固定資産処分益	—	3,805
貸倒引当金戻入益	96,082	136,986
償却債権取立益	20,277	78,765
その他の特別利益	52	4,975
特別損失	3,933	53,771
動産不動産処分損	1,943	—
固定資産処分損	—	8,197
減損損失	1,841	6,266
証券取引責任準備金繰入額	148	138
システム統合に係る偶発損失引当金繰入額	—	39,168
税金等調整前中間純利益	494,336	834,343
法人税、住民税及び事業税	30,550	51,155
法人税等調整額	138,830	241,851
少数株主利益	24,255	34,069
中間純利益	300,699	507,266

3. 中間連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	955,067
資本剰余金増加高	23
自己株式処分差益	23
資本剰余金減少高	122,100
優先株式の償還による減少高	122,100
資本剰余金中間期末残高	832,990
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	1,824,292
利益剰余金増加高	300,776
中間純利益	300,699
持分法適用会社の減少に伴う増加高	76
利益剰余金減少高	49,917
配当金	41,611
役員賞与	47
海外連結子会社における会計基準変更に伴う減少高	8,023
土地再評価差額金取崩額	235
利益剰余金中間期末残高	2,075,151

4. 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成18年中間期 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)				
	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	1,383,052	1,915,855	3,325,980	△773,941	5,850,946
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 ^(注)			△48,808		△48,808
役員賞与			△163		△163
中間純利益			507,266		507,266
自己株式の取得				△290,610	△290,610
自己株式の処分		463		64,102	64,565
土地再評価差額金取崩額			943		943
持分法適用関連会社の減少			△2,003		△2,003
会計基準の変更による連結子会社の増加			△1,270		△1,270
その他		△4			△4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計	—	459	455,964	△226,507	229,915
平成18年9月30日残高	1,383,052	1,916,314	3,781,944	△1,000,449	6,080,862

(単位：百万円)

	平成18年中間期 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)							
	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高	1,769,525	—	149,534	△42,168	1,876,891	0	2,098,512	9,826,349
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当 ^(注)								△48,808
役員賞与								△163
中間純利益								507,266
自己株式の取得								△290,610
自己株式の処分								64,565
土地再評価差額金取崩額								943
持分法適用関連会社の減少								△2,003
会計基準の変更による連結子会社の増加								△1,270
その他								△4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額 (純額)	△177,071	△66,887	△340	△14,210	△258,509	—	△138,671	△397,181
中間連結会計期間中の変動額合計	△177,071	△66,887	△340	△14,210	△258,509	—	△138,671	△167,265
平成18年9月30日残高	1,592,453	△66,887	149,193	△56,378	1,618,381	0	1,959,840	9,659,084

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	494,336	834,343
減価償却費	34,270	158,181
減損損失	1,841	6,266
連結調整勘定償却額	3,219	—
のれん償却額	—	4,476
負ののれん償却額	—	△2,134
持分法による投資損益(△)	△7,196	39,584
貸倒引当金の増加額(減少:△)	△120,313	△220,972
投資損失引当金の増加額(減少:△)	497	△5,466
賞与引当金の増加額(減少:△)	△4,599	△5,600
役員賞与引当金の増加額	—	115
退職給付引当金の増加額(減少:△)	2,655	△12,581
日本国際博覧会出展引当金の増加額	57	—
偶発損失引当金の増加額	—	58,860
資金運用収益	△792,784	△1,643,285
資金調達費用	309,556	699,153
有価証券関係損益(△)	△26,409	728
金銭の信託の運用損益(△)	△868	△7,335
為替差損益(△)	△216,801	△131,031
動産不動産処分損益(△)	901	—
固定資産処分損益(△)	—	4,391
特定取引資産の純増(△)減	△482,197	△5,702
特定取引負債の純増減(△)	△354,892	493,112
約定済未決済特定取引調整額	272,781	8,001
貸出金の純増(△)減	△418,761	△18,140
預金の純増減(△)	574,659	△3,274,285
譲渡性預金の純増減(△)	336,863	294,266
借入金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減(△)	19,346	3,235,497
預け金(現金同等物を除く)の 純増(△)減	△86,196	389,821
コールローン等の純増(△)減	△2,116,764	△2,530,353
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減	278,075	1,081,208
コールマネー等の純増減(△)	1,052,346	△4,575,674
コマースナル・ペーパーの 純増減(△)	△267,775	173,138
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)	2,307,158	1,251,548
外国為替(資産)の純増(△)減	△50,116	△99,971
外国為替(負債)の純増減(△)	515,841	△528,628
短期社債(負債)の純増減(△)	△203,200	273,800
普通社債の発行・償還による 純増減(△)	64,995	△161,529
信託勘定借の純増減(△)	179,527	△632,459
資金運用による収入	798,007	1,605,456
資金調達による支出	△307,272	△666,268
その他	410,739	102,945
小計	2,201,526	△3,806,522
法人税等の支払額	△32,668	△80,707
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,168,858	△3,887,229

(右上に続く)

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△35,543,368	△32,606,755
有価証券の売却による収入	24,429,573	14,521,276
有価証券の償還による収入	10,027,627	18,943,485
金銭の信託の増加による支出	△31,426	△17,666
金銭の信託の減少による収入	136,031	57,773
動産不動産の取得による支出	△140,054	—
有形固定資産の取得による支出	—	△124,169
無形固定資産の取得による支出	—	△76,192
動産不動産の売却による収入	11,011	—
有形固定資産の売却による収入	—	12,748
無形固定資産の売却による収入	—	128
子会社株式の追加取得による支出	△100	△688
子会社株式の売却による収入	—	708
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,110,706	710,646
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	316,600	108,000
劣後特約付借入金返済による支出	△170,473	△40,500
劣後特約付社債・新株予約権付社債 の発行による収入	275,525	297,083
劣後特約付社債・新株予約権付社債 の償還による支出	△234,052	△192,730
少数株主への株式等の発行による収入	171,487	5,517
少数株主からの株式等の取得による 支出	—	△120,000
優先株式等の償還等による支出	△122,100	—
配当金支払額	△41,553	△48,808
少数株主への配当金支払額	△12,464	△38,967
自己株式の取得による支出	△510	△290,591
自己株式の売却による収入	113	65,060
子会社による当該会社の自己株式の 取得による支出	△9,886	△30,563
子会社による当該会社の自己株式の 売却による収入	15	317
その他	—	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	172,701	△286,187
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	31,757	△5,492
V 現金及び現金同等物の増加額(減少:△)	1,262,610	△3,468,263
VI 現金及び現金同等物の期首残高	4,243,076	6,238,548
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の 増加額	—	510
VIII 現金及び現金同等物の中間期末残高	5,505,687	2,770,796

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 152社 主要な会社名 株式会社東京三菱銀行 三菱信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 三菱証券株式会社(現 三菱UFJ証券株式会社)</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 コクサイ・ヨーロッパ・リミティッド コクサイ・アメリカ・インコーポレイティッド 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 265社 主要な会社名 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ証券株式会社 なお、ZAO Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia)他23社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、近畿日本信販株式会社他6社は、清算等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエス株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由) 土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、子会社として取り扱っておりません。 ティ・エイチ・シー・イー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合しようなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合ぐんまチャレンジファンド (子会社としなかった理由) いずれも、ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであることから、子会社として取り扱っておりません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 23社 主要な会社名 アコム株式会社 ダイヤモンドリース株式会社 ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社 株式会社DCキャッシュワン 東銀リース株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 エムアンドティー・インフォメーション・テクノロジー株式会社 なお、MTBC Bank Deutschland GmbHは、平成17年9月、清算配当受領に伴い、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 コクサイ・ヨーロッパ・リミティッド コクサイ・アメリカ・インコーポレイティッド 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 44社 主要な会社名 アコム株式会社 ダイヤモンドリース株式会社 ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社 株式会社DCキャッシュワン 東銀リース株式会社 三菱UFJメリアルリンチPB証券株式会社 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 株式会社大正銀行 カブドットコム証券株式会社 株式会社モビット UFJセントラルリース株式会社 なお、三菱UFJメリアルリンチPB証券株式会社他4社は、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。 また、日中架け橋ファンド他2社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited MU Japan Fund PLC 持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。なお、MU Japan Fund PLCは、出資金の拠出に伴い、当中間連結会計期間より、関連会社となりましたが、上記により持分法の対象から除いております。</p>

		<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>Cswitch Corporation 株式会社ストリートデザイン NBA株式会社 株式会社ネット・タイム ファルマフロンティア株式会社 メディカルトライアルズ株式会社 株式会社フルスロットルズ 株式会社インキュビズ マース株式会社 株式会社アシストコンピュータシステムズ 株式会社サンキ 日本スーパーマップ株式会社 株式会社ティーケーエス クラブツーリズム株式会社</p> <p>(関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。 株式会社両国シティコア (関連会社としなかった理由) 土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、関連会社として取り扱っておりません。</p>																												
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="357 723 876 851"> <tr><td>4月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>102社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>45社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日を中間決算日とする子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社は、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	2社	6月末日	102社	7月24日	2社	8月末日	1社	9月末日	45社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="941 723 1461 936"> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>5月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>144社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>15社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>93社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 3月末日を中間決算日とする連結子会社、4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社、5月末日を中間決算日とする連結子会社、及び6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち2社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	2社	3月末日	4社	4月末日	3社	5月末日	1社	6月末日	144社	7月24日	15社	7月末日	1社	8月末日	2社	9月末日	93社
4月末日	2社																													
6月末日	102社																													
7月24日	2社																													
8月末日	1社																													
9月末日	45社																													
11月末日	2社																													
3月末日	4社																													
4月末日	3社																													
5月末日	1社																													
6月末日	144社																													
7月24日	15社																													
7月末日	1社																													
8月末日	2社																													
9月末日	93社																													
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては主として移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。 (会計方針の変更) 従来、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社が保有する、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債並びにシンセティック債務担保証券及びシンセティックローン担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含み複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>																												

- (B) 有価証券運用・投資を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。
- なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
- ① 動産不動産
- 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|---------|
| 建物 | 15年～50年 |
| 動産 | 4年～15年 |
- また、その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- ② ソフトウェア
- 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年から10年)に対応して定額法により償却しております。
- (5) 繰延資産の処理方法
- 社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- また、社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
- (6) 貸倒引当金の計上基準
- 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は419,959百万円であります。
- その他の連結子会社は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (7) 投資損失引当金の計上基準
- 時価のない債券に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (8) 賞与引当金の計上基準
- 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。
- なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|---------|
| 建物 | 15年～50年 |
| 動産 | 2年～20年 |
- また、その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- ② 無形固定資産
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年から10年)に対応して定額法により償却しております。
- (5) 繰延資産の処理方法
- 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。(会計方針の変更)
- 平成18年3月31日に終了した連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法と比較して「その他資産」中の社債発行差金及び「社債」が1,805百万円減少するとともに「その他負債」中の社債発行差金が524百万円減少し、「新株予約権付社債」は同額増加しております。
- (6) 貸倒引当金の計上基準
- 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は978,581百万円であります。
- その他の連結子会社は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (7) 投資損失引当金の計上基準
- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (8) 賞与引当金の計上基準
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (9) 役員賞与引当金の計上基準
- 一部の国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。(会計方針の変更)
- 従来、役員賞与は利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(平

(10)退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

- (A) 過去勤務債務
その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
- (B) 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生翌連結会計年度から費用処理

(11)日本国際博覧会出展引当金の計上基準

「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用の支出に備えるため、出展契約に基づいた出展費用見積額を期間配分方式により計上しております。なお、この引当金は租税特別措置法第57条の2の準備金を含んでおります。

(12)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金1,574百万円であり、次のとおり計上しております。

- (A) 金融先物取引責任準備金
金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (B) 証券取引責任準備金
証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13)外貨建資産・負債の換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(14)リース取引の処理方法

国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15)重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期

成17年11月29日 企業会計基準委員会)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、一部の国内連結子会社においてはその支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法と比較して営業経費は115百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

(10)退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

- (A) 過去勤務債務
その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
- (B) 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生翌連結会計年度から費用処理

(11)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(追加情報)

旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社UFJ銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社UFJ銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額39,168百万円を偶発損失引当金として計上しております。なお、当中間連結会計期間より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前連結会計年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、25,746百万円、その他負債に含めて表示していたものは14,937百万円、前中間連結会計期間末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、11,661百万円、その他負債に含めて表示していたものは10,197百万円であります。

(12)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金2,165百万円であり、次のとおり計上しております。

- (A) 金融先物取引責任準備金
金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (B) 証券取引責任準備金
証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13)外貨建資産・負債の換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(14)リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15)重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期

間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は89,824百万円、繰延ヘッジ利益は120,254百万円であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは資産又は負債として繰延べております。

(16) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、動産不動産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計期間の費用として計上しております。

(17) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(18) 連結納税制度の適用

当社及び国内の一部の連結子会社は平成16年度をもって連結納税制度の適用を取止めております。

(19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものです。

間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は56,683百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は84,072百万円(同前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計期間の費用として計上しております。

(17) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内信託銀行連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものです。

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間連結会計期間から適用しております。 当中間連結会計期間末における従来の「資本の部合計」に相当する金額は7,766,130百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>
	<p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準) 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p>
	<p>(信託報酬の計上基準) 従来、国内信託銀行連結子会社の信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。 なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ13,248百万円増加しております。</p>

表示方法の変更

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
	<p>中間連結財務諸表規則の改正、及び「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日 内閣府令第60号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 「その他負債」に含めて表示していた新株予約権は、純資産の部に表示しております。 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 「その他資産」に含めて表示していたリース資産及びソフトウェアは、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示しております。 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。 <p>(中間連結損益計算書関係) 従来、資産の部に計上された連結調整勘定の償却額と負債の部に計上された連結調整勘定の償却額が生ずる場合には、これらを相殺し、「経常費用」中「その他経常費用」又は「経常収益」中「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間から「無形固定資産」に含めて表示されている連結調整勘定の当期償却額は無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に、負債の部に計上された連結調整勘定の当期償却額は「経常収益」中「その他経常収益」にそれぞれ含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「連結調整勘定償却」は「のれん償却額」又は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。 また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

- (3) 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたリース資産及びソフトウェアの取得による支出、並びに売却による収入は、中間連結貸借対照表の「その他資産」に含めて表示しておりましたリース資産及びソフトウェアが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示されたことに伴い、投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」及び「無形固定資産の取得による支出」、並びに「有形固定資産の売却による収入」及び「無形固定資産の売却による収入」に含めて表示しております。また、上記に伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたリース資産に係る減価償却費につきましては、「減価償却費」に含めて表示しております。

追加情報

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	(事業区分の追加) 平成17年10月にUFJニコス株式会社が連結子会社になったことに伴い、当中間連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式234,574百万円及び出資金92百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に938百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券並びにコールローンの担保として受け入れている有価証券及び買戻先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は4,358,913百万円、再貸付に供している有価証券は595,813百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,122,814百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は696,657百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は1,074百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,763百万円、延滞債権額は644,765百万円であり、上記債権のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は547百万円であり、</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,286百万円であり、</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は375,290百万円であり、</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,055,106百万円であり、</p> <p>但し、上記債権のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は547百万円であり、</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式256,694百万円及び出資金2,119百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に1,669百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買戻先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は3,898,380百万円、再貸付に供している有価証券は959,303百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,906,203百万円であり、</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,192,639百万円であり、この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は9,211百万円であり、</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は52,401百万円、延滞債権額は686,209百万円であり、上記債権のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円であり、</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20,370百万円であり、</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は739,278百万円であり、</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,498,260百万円であり、</p> <p>但し、上記債権のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円であり、</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	4,233百万円
買入金銭債権	4,083百万円
特定取引資産	239,331百万円
有価証券	3,516,715百万円
貸出金	3,672,265百万円
動産不動産	5,237百万円
担保資産に対応する債務	
預金	198,526百万円
コールマネー及び売渡手形	6,981,600百万円
借入金	3,052百万円
社債	33,181百万円
その他負債	9,692百万円
支払承諾	1,520百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金293,806百万円、買入金銭債権13百万円、特定取引資産10,719百万円、有価証券4,255,997百万円、貸出金1,059,618百万円及びその他資産3,334百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている買入金銭債権は96,912百万円、特定取引資産は2,875,330百万円、有価証券は3,365,387百万円であり、対応する売現先勘定は3,699,918百万円、債券貸借取引受入担保金は2,593,132百万円でありです。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,097,491百万円でありです。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内（行内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内連結子会社3社(国内銀行連結子会社、国内信託銀行連結子会社及びその他の国内連結子会社1社)の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

なお、「土地再評価差額金」には、上記のほか、平成14年3月31日に土地再評価法に基づく事業用の土地の再評価を行った持分法適用関連会社の資本の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を含んでおります。

再評価を行った年月日	
国内銀行連結子会社	平成10年 3月31日
国内信託銀行連結子会社	平成14年 3月31日
その他の国内連結子会社	平成13年12月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に実行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 84,892百万円

10. 動産不動産の減価償却累計額 628,092百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,300百万円が含まれております。

13. 社債には、劣後特約付社債1,842,291百万円が含まれております。

14. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託960,789百万円、貸付信託726,928百万円でありです。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	1,392百万円
特定取引資産	516,270百万円
有価証券	1,732,206百万円
貸出金	2,342,221百万円
その他資産	9,920百万円
有形固定資産	1,248百万円
担保資産に対応する債務	
預金	253,388百万円
コールマネー及び売渡手形	784,200百万円
借入金	3,053,267百万円
社債	22,983百万円
その他負債	108百万円
支払承諾	1,392百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金328,569百万円、特定取引資産499百万円、有価証券8,693,052百万円、貸出金5,147,446百万円及びその他資産66,930百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は4,421,048百万円、有価証券は6,078,684百万円であり、対応する売現先勘定は5,075,136百万円、債券貸借取引受入担保金は5,151,459百万円でありです。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,323,385百万円でありです。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内（行内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内連結子会社3社(国内銀行連結子会社、国内信託銀行連結子会社及びその他の国内連結子会社1社)の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、「土地再評価差額金」には、上記のほか、平成14年3月31日に土地再評価法に基づく事業用の土地の再評価を行った持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を含んでおります。

再評価を行った年月日	
国内銀行連結子会社	平成10年3月31日
国内信託銀行連結子会社	平成14年3月31日及び 平成10年3月31日(合併による受入分)
その他の国内連結子会社	平成13年12月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に実行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 68,046百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 1,409,002百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 94,824百万円
(当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,348,800百万円が含まれております。

13. 社債には、劣後特約付社債3,096,434百万円が含まれております。

14. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,653,965百万円、貸付信託498,179百万円でありです。

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
1. その他経常収益には、株式等売却益22,334百万円及び貸出債権等の売却に係る利益9,022百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、リース子会社に係る受取リース料71,307百万円及び株式等売却益32,431百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸出金償却41,084百万円、株式等売却損4,756百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸出金償却67,662百万円、リース子会社に係るリース原価52,669百万円及び株式等償却17,816百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

平成17年中間期
(自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)平成18年中間期
(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	摘要
	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	
普通株式	10,247	513	—	10,761	注1
第一回第三種 優先株式	100	—	—	100	
第八種優先 株式	27	—	9	17	注2
第九種優先 株式	79	—	79	—	注3
第十種優先 株式	150	—	150	—	注4
第十一種優先 株式	0	—	—	0	
第十二種優先 株式	175	—	62	113	注5
合計	10,779	513	301	10,992	
自己株式					
普通株式	506	189	42	653	注6
第八種優先 株式	—	9	9	—	注7
第九種優先 株式	—	79	79	—	注8
第十種優先 株式	—	150	150	—	注9
第十二種優先 株式	—	16	16	—	注10
合計	506	445	298	653	

- (注) 1. 普通株式数の増加513千株は、第十二種優先株式の普通株式への転換、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式及び第十二種優先株式の取得請求による普通株式の交付によるものであります。
2. 第八種優先株式数の減少9千株は、取得請求によるものであります。
3. 第九種優先株式数の減少79千株は、取得請求によるものであります。
4. 第十種優先株式数の減少150千株は、取得請求によるものであります。
5. 第十二種優先株式数の減少62千株は、普通株式への転換及び取得請求によるものであります。
6. 普通株式の自己株式数の増加189千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により交付した普通株式の市場取引による取得、端株の買取り、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少42千株は、前記の市場取引により取得した株式の処分、端株の買増請求に応じたもの、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。
7. 第八種優先株式の自己株式数の増加9千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少9千株は消却によるものであります。
8. 第九種優先株式の自己株式数の増加79千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少79千株は消却によるものであります。
9. 第十種優先株式の自己株式数の増加150千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少150千株は消却によるものであります。
10. 第十二種優先株式の自己株式数の増加16千株は、公的資金返済に係る株式会社整理回収機構からの取得請求により取得したものであり、自己株式数の減少16千株は消却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的 となる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間 連結会計期間			
			増加	減少			
当社	新株予約権 (自己新株予約権)	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
連結子会社 (自己新株 予約権)						0 (—)	
合計						0 (—)	

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 6月29日 定時株主 総会	普通株式	38,978	4,000	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日
	第一回第三種 優先株式	3,000	30,000	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日
	第八種 優先株式	429	15,900	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日
	第九種 優先株式	1,482	18,600	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日
	第十種 優先株式	2,910	19,400	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日
	第十一種 優先株式	0	5,300	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日
	第十二種 優先株式	2,015	11,500	平成18年 3月31日	平成18年 6月29日

なお、配当金の総額のうち、7百万円は、連結子会社への支払であります。

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株 当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 11月20日 取締役会	普通株式	50,553	その他 利益剰余金	5,000	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第一回第三種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30,000	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第八種 優先株式	140	その他 利益剰余金	7,950	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第十一種 優先株式	0	その他 利益剰余金	2,650	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第十二種 優先株式	650	その他 利益剰余金	5,750	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
平成17年9月30日現在		平成18年9月30日現在	
現金預け金勘定	10,005,210百万円	現金預け金勘定	8,484,545百万円
定期性預け金及び譲渡性預け金	△4,499,523百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,713,749百万円
現金及び現金同等物	5,505,687百万円	現金及び現金同等物	2,770,796百万円

(リース取引関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額		・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	
取得価額相当額		取得価額相当額	
動産	49,638百万円	有形固定資産	209,086百万円
その他	1,690百万円	無形固定資産	147,286百万円
合計	51,329百万円	合計	356,373百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	26,736百万円	有形固定資産	107,711百万円
その他	954百万円	無形固定資産	52,271百万円
合計	27,690百万円	合計	159,982百万円
中間連結会計期間末残高相当額		中間連結会計期間末残高相当額	
動産	22,902百万円	有形固定資産	101,374百万円
その他	736百万円	無形固定資産	95,015百万円
合計	23,638百万円	合計	196,390百万円
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。		(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。	

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	8,104百万円
1年超	15,533百万円
合計	23,638百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	

・支払リース料 (減価償却費相当額)	4,127百万円
・減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(貸手側)

・その他資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	
取得価額	27,350百万円
減価償却累計額	12,917百万円
中間連結会計期間末残高	14,433百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	6,211百万円
1年超	8,222百万円
合計	14,433百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。	
・受取リース料	2,875百万円
・減価償却費	2,508百万円

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

・未経過リース料	
1年内	22,772百万円
1年超	118,615百万円
合計	141,387百万円

(貸手側)

・未経過リース料	
1年内	9,164百万円
1年超	29,162百万円
合計	38,326百万円

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	54,115百万円
1年超	144,664百万円
合計	198,779百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうち的主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。	

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	29,987百万円
減価償却費相当額	29,495百万円
支払利息相当額	735百万円
・減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	
取得価額	
有形固定資産	554,296百万円
無形固定資産	915百万円
合計	555,211百万円
減価償却累計額	
有形固定資産	237,120百万円
無形固定資産	587百万円
合計	237,707百万円
中間連結会計期間末残高	
有形固定資産	317,175百万円
無形固定資産	327百万円
合計	317,503百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	112,108百万円
1年超	242,328百万円
合計	354,436百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。	
・受取リース料	59,530百万円
・減価償却費	52,498百万円

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

・未経過リース料	
1年内	38,082百万円
1年超	164,915百万円
合計	202,998百万円

(貸手側)

・未経過リース料	
1年内	7,477百万円
1年超	18,692百万円
合計	26,170百万円

(1株当たり情報)

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日至平成18年9月30日)
1株当たり純資産額	771,314円08銭	720,127円97銭
1株当たり中間純利益	45,529円68銭	50,454円48銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	49,669円82銭

(注) 1. 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日至平成18年9月30日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益	百万円 300,699	507,266
普通株主に帰属しない金額	百万円 3,000	3,829
うち利益処分による役員賞与金	百万円 —	—
うち優先配当額	百万円 3,000	3,829
普通株式に係る中間純利益	百万円 297,699	503,437
普通株式の中間期中平均株式数	千株 6,538	9,978
潜在株式調整後1株当たり中間純利益		
中間純利益調整額	百万円 —	791
うち優先配当額	百万円 —	791
普通株式増加数	千株 —	173
うち優先株式	千株 —	173
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	優先株式1種類(発行済株式数100千株)

2. 平成17年中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	—	9,659,084
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	2,379,971
うち少数株主持分	百万円	—	1,959,840
うち優先株式	百万円	—	416,301
うち優先配当額	百万円	—	3,829
うち新株予約権	百万円	—	0
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	—	7,279,112
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	—	10,108

4. 企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成14年9月25日 企業会計基準委員会)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。なお、この変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)																																																																																																																																			
<p>1. 当社は、平成17年4月20日に株式会社UFJホールディングスとの間で合併契約書を締結し、平成17年6月29日開催の第4期定時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる)及び第三種優先株式にかかる種類株主総会において、承認可決されました当該合併契約書に基づき、平成17年10月1日を合併期日として株式会社UFJホールディングスと合併し、資産、負債及び権利義務の一切並びに従業員を同社より引継ぎ、商号を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに変更いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 当社は、合併により資本準備金822,736百万円、利益剰余金378,402百万円を増加させました。この結果、合併後の資本準備金は3,322,421百万円、利益剰余金は757,457百万円となりました。</p> <p>(2) 当社が株式会社UFJホールディングスより引継いだ資産・負債の内訳は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(資産の部)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(負債の部)</td> </tr> <tr> <td>I 流動資産</td> <td></td> <td>I 流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>489</td> <td>短期借入金</td> <td>45,900</td> </tr> <tr> <td>前払費用</td> <td>3,138</td> <td>1年以内返済予定長期借入金</td> <td>96,200</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,541</td> <td>未払金</td> <td>1,327</td> </tr> <tr> <td>流動資産合計</td> <td>6,168</td> <td>未払費用</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>II 固定資産</td> <td></td> <td>未払法人税等</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>未払消費税等</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>48</td> <td>預り金</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産合計</td> <td>48</td> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>流動負債合計</td> <td>143,618</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>164</td> <td>II 固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産合計</td> <td>164</td> <td>長期借入金</td> <td>37,500</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td></td> <td>関係会社長期借入金</td> <td>253,635</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>23,017</td> <td>繰延税金負債</td> <td>5,902</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>1,637,043</td> <td>退職給付引当金</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,000</td> <td>固定負債合計</td> <td>297,090</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>△248</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td>△27,346</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産合計</td> <td>1,635,466</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産合計</td> <td>1,635,679</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>1,641,848</td> <td>負債合計</td> <td>440,709</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>差引正味財産</td> <td>1,201,139</td> </tr> </tbody> </table>		科目	金額	科目	金額	(資産の部)		(負債の部)		I 流動資産		I 流動負債		現金及び預金	489	短期借入金	45,900	前払費用	3,138	1年以内返済予定長期借入金	96,200	その他	2,541	未払金	1,327	流動資産合計	6,168	未払費用	129	II 固定資産		未払法人税等	48	有形固定資産		未払消費税等	9	器具及び備品	48	預り金	1	有形固定資産合計	48	その他	1	無形固定資産		流動負債合計	143,618	ソフトウェア	164	II 固定負債		無形固定資産合計	164	長期借入金	37,500	投資その他の資産		関係会社長期借入金	253,635	投資有価証券	23,017	繰延税金負債	5,902	関係会社株式	1,637,043	退職給付引当金	52	その他	3,000	固定負債合計	297,090	貸倒引当金	△248			投資損失引当金	△27,346			投資その他の資産合計	1,635,466			固定資産合計	1,635,679			資産合計	1,641,848	負債合計	440,709			差引正味財産	1,201,139	<p>当社は、平成18年11月20日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の子会社である海外特別目的会社3社の発行した優先出資証券の全額償還について決議致しました。</p> <p>(償還する優先出資証券の概要)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>発行体</th> <th>UFJ Capital Finance 1 Limited</th> <th>UFJ Capital Finance 2 Limited</th> <th>UFJ Capital Finance 3 Limited</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証券の種類</td> <td colspan="2">非累積型・変動配当・優先出資証券</td> <td>非累積型・固定配当・優先出資証券</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td colspan="3">永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・変動配当</td> <td>非累積型・変動配当</td> <td>非累積型・固定配当</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>900億円</td> <td>1,180億円</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成13年10月24日</td> <td>平成13年11月8日</td> <td>平成13年11月8日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>900億円</td> <td>1,180億円</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td>1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)</td> <td>1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)</td> <td>1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(償還予定日) 平成19年1月25日</p>				発行体	UFJ Capital Finance 1 Limited	UFJ Capital Finance 2 Limited	UFJ Capital Finance 3 Limited	証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券	償還期限	永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。			配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当	発行総額	900億円	1,180億円	100億円	払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日	償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円	償還金額	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)
科目	金額	科目	金額																																																																																																																																		
(資産の部)		(負債の部)																																																																																																																																			
I 流動資産		I 流動負債																																																																																																																																			
現金及び預金	489	短期借入金	45,900																																																																																																																																		
前払費用	3,138	1年以内返済予定長期借入金	96,200																																																																																																																																		
その他	2,541	未払金	1,327																																																																																																																																		
流動資産合計	6,168	未払費用	129																																																																																																																																		
II 固定資産		未払法人税等	48																																																																																																																																		
有形固定資産		未払消費税等	9																																																																																																																																		
器具及び備品	48	預り金	1																																																																																																																																		
有形固定資産合計	48	その他	1																																																																																																																																		
無形固定資産		流動負債合計	143,618																																																																																																																																		
ソフトウェア	164	II 固定負債																																																																																																																																			
無形固定資産合計	164	長期借入金	37,500																																																																																																																																		
投資その他の資産		関係会社長期借入金	253,635																																																																																																																																		
投資有価証券	23,017	繰延税金負債	5,902																																																																																																																																		
関係会社株式	1,637,043	退職給付引当金	52																																																																																																																																		
その他	3,000	固定負債合計	297,090																																																																																																																																		
貸倒引当金	△248																																																																																																																																				
投資損失引当金	△27,346																																																																																																																																				
投資その他の資産合計	1,635,466																																																																																																																																				
固定資産合計	1,635,679																																																																																																																																				
資産合計	1,641,848	負債合計	440,709																																																																																																																																		
		差引正味財産	1,201,139																																																																																																																																		
発行体	UFJ Capital Finance 1 Limited	UFJ Capital Finance 2 Limited	UFJ Capital Finance 3 Limited																																																																																																																																		
証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券																																																																																																																																		
償還期限	永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。																																																																																																																																				
配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当																																																																																																																																		
発行総額	900億円	1,180億円	100億円																																																																																																																																		
払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日																																																																																																																																		
償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円																																																																																																																																		
償還金額	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)																																																																																																																																		
<p>2. 当社の連結子会社である三菱信託銀行株式会社は、平成17年4月20日に株式会社UFJホールディングスの連結子会社であるUFJ信託銀行株式会社との間で合併契約書を締結し、平成17年6月28日開催の第131期定時株主総会において、承認可決されました当該合併契約書に基づき、平成17年10月1日を合併期日としてUFJ信託銀行株式会社と合併し、資産、負債及び権利義務の一切並びに従業員を同社より引継ぎ、商号を三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。</p>																																																																																																																																					

合併に関する事項の概要は次のとおりです。

- (1) 当社の連結子会社である三菱信託銀行株式会社は、合併により資本準備金274,993百万円、利益剰余金45,191百万円を増加、土地再評価差額金2,472百万円を減少させました。この結果、合併後の資本準備金は549,745百万円、利益剰余金は357,384百万円、土地再評価差額金は△10,409百万円となりました。
- (2) 当社の連結子会社である三菱信託銀行株式会社がUFJ信託銀行株式会社より引継いだ資産・負債の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	216,046	預金	2,716,297
買入金銭債権	41,268	譲渡性預金	371,360
特定取引資産	6,140	コールマネー	255,527
有価証券	1,962,448	特定取引負債	3,736
貸出金	2,861,164	借入金	20,500
外国為替	5,928	外国為替	0
その他資産	107,105	社債	79,000
動産不動産	44,033	信託勘定借	1,504,004
繰延税金資産	88,363	その他負債	16,417
支払承諾見返	79,354	賞与引当金	1,127
貸倒引当金	△35,587	退職給付引当金	9,507
		補償請求権損失引当金	1,074
		再評価に係る繰延税金負債	647
		支払承諾	79,354
		負債の部合計	5,058,554
資産の部合計	5,376,266	差引正味財産	317,712

3. 当社の連結子会社である三菱証券株式会社は、平成17年4月20日に株式会社UFJホールディングスの連結子会社であるUFJつばさ証券株式会社との間で合併契約書を締結し、平成17年6月29日開催の第3期定時株主総会において、承認可決されました当該合併契約書に基づき、平成17年10月1日を合併期日としてUFJつばさ証券株式会社と合併し、資産、負債及び権利義務の一切並びに従業員を本社より引継ぎ、商号を三菱UFJ証券株式会社に変更いたしました。

合併に関する事項の概要は次のとおりです。

- (1) 当社の連結子会社である三菱証券株式会社は、合併により資本準備金188,395百万円、利益剰余金55,658百万円を増加させました。
- (2) 当社の連結子会社である三菱証券株式会社がUFJつばさ証券株式会社より引継いだ資産合計は1,966,721百万円、負債合計は1,726,037百万円です。
4. 当社は、平成17年10月4日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、当該決議に基づき平成17年10月5日に自己株式の取得を実施いたしました。

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	256,159株
取得価額	1,400,000円
取得価額の総額	358,622百万円
取得方法	東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による買付け

なお、株式会社整理回収機構が当社普通株式249,859.96株(同機構が保有していた当社発行の第八種優先株式のうち69,300株(転換総額207,900百万円)および第九種優先株式のうち57,850株(転換総額115,700百万円)を平成17年10月4日に普通株式に転換したものを。)を平成17年10月5日に349,803百万円にて売却したことが、預金保険機構から公表されております。

5. 当社は、平成17年12月6日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、当該決議に基づき平成17年12月7日に自己株式の取得を実施いたしました。

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	117,969株
取得価額	1,630,000円
取得価額の総額	192,289百万円
取得方法	東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による買付け

なお、株式会社整理回収機構が当社普通株式122,969.92株(同機構が保有していた当社発行の第八種優先株式のうち51,900株(転換総額155,700百万円)および第十二種優先株式のうち24,700株(転換総額24,700百万円)を平成17年12月6日に普通株式に転換したものを。)を平成17年12月7日に200,440百万円にて売却したことが、預金保険機構から公表されております。

また、株式会社整理回収機構は、同機構が保有していた第八種優先株式のうち17,700株および第十二種優先株式22,400株を、平成17年12月9日付で農林中央金庫に譲渡いたしました。

(追加情報)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)																
<p>当社の連結子会社である株式会社東京三菱銀行は株式会社UFJ銀行との間で、平成17年4月20日付にて合併契約書を、平成17年8月12日付にて合併契約書の変更契約書を締結し、当該合併契約書は平成17年6月28日開催の第9期定時株主総会および各種類株式にかかる種類株主総会において、当該合併契約書の変更契約書は平成17年8月30日開催の臨時株主総会および第二種優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました。</p> <p>当該合併契約書および合併契約書の変更契約書による、当社の連結子会社である株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行との間の合併契約の内容は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 合併の目的 MTFGグループとUFJグループは、グローバルな競争を勝ち抜く「世界屈指の総合金融グループ」を創造し、お客様に最高水準の商品・サービスを提供するとともに、グループ会社が緊密に連携することで、お客様のあらゆる金融ニーズに総合的、かつ機動的にお応えできる体制を飛躍的に強化するため、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループと株式会社UFJホールディングスの合併によりできる新持株会社の下で、株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行とを、合併することといたしました。</p> <p>(2) 合併する相手会社の名称 株式会社UFJ銀行(登記名：株式会社ユーエフジェイ銀行)</p> <p>(3) 合併の方法 株式会社東京三菱銀行(以下、甲)と株式会社UFJ銀行(以下、乙)は合併し、甲は存続し、乙は解散いたします。</p> <p>(4) 合併後の会社の名称 株式会社三菱東京UFJ銀行</p> <p>(5) 合併比率、合併交付金、合併により発行する株式の種類および数、増加すべき資本金および準備金等、引継ぐ資産・負債</p> <p>i) 合併比率 乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.62株を割当交付します。 乙の甲種第一回、丁種第一回、丁種第二回優先株式各1株につき、それぞれ甲の第一回第三種、第一回第四種、第一回第五種優先株式各1株を割当交付します。 乙の第一回戊種、第一回庚種、第二回庚種優先株式各1株につき、それぞれ甲の普通株式0.34株を割当交付します。乙の第一回辛種優先株式1株につき、甲の普通株式3.44株を割当交付します。なお、第一回戊種優先株式の転換により己種優先株式が発行された場合には、己種優先株式1株につき甲の普通株式0.34株を割当交付します。</p> <p>ii) 合併交付金 甲は、本合併に際し、合併交付金の支払を行いません。</p> <p>iii) 合併により発行する株式の種類および数</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式：</td> <td>4,286,351,741株</td> </tr> <tr> <td>第一回第三種優先株式：</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第一回第四種優先株式：</td> <td>150,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第一回第五種優先株式：</td> <td>150,000,000株</td> </tr> </table> <p>iv) 増加すべき資本金および準備金等 甲が本合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>資本金</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>資本準備金</td> <td>合併差益の額から下記利益準備金の額および下記任意積立金その他の留保利益の額を控除した額</td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td>合併期日における乙の利益準備金の額</td> </tr> <tr> <td>任意積立金その他の留保利益の額</td> <td>合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額。ただし、積立てるべき科目およびその額は、甲および乙協議の上これを決定する。</td> </tr> </table> <p>v) 引継ぐ資産・負債 乙は、平成17年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した一切の資産および負債ならびに権利義務を合併期日において甲に引継ぎます。</p>	普通株式：	4,286,351,741株	第一回第三種優先株式：	200,000,000株	第一回第四種優先株式：	150,000,000株	第一回第五種優先株式：	150,000,000株	資本金	0円	資本準備金	合併差益の額から下記利益準備金の額および下記任意積立金その他の留保利益の額を控除した額	利益準備金	合併期日における乙の利益準備金の額	任意積立金その他の留保利益の額	合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額。ただし、積立てるべき科目およびその額は、甲および乙協議の上これを決定する。	
普通株式：	4,286,351,741株																
第一回第三種優先株式：	200,000,000株																
第一回第四種優先株式：	150,000,000株																
第一回第五種優先株式：	150,000,000株																
資本金	0円																
資本準備金	合併差益の額から下記利益準備金の額および下記任意積立金その他の留保利益の額を控除した額																
利益準備金	合併期日における乙の利益準備金の額																
任意積立金その他の留保利益の額	合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額。ただし、積立てるべき科目およびその額は、甲および乙協議の上これを決定する。																

(6) 相手会社の規模

- i) 株式会社UFJ銀行の最近中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表は次のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	6,277,066	預金	47,702,283
コールローン及び 買入手形	281,486	譲渡性預金	2,705,696
買現先勘定	9,960	コールマネー及び 売渡手形	6,143,366
債券貸借取引支払保証金	891,250	売現先勘定	1,775,302
買入金銭債権	371,828	債券貸借取引受入担保金	264,000
特定取引資産	950,919	コマースナル・ペーパー	81,581
金銭の信託	11,918	特定取引負債	216,378
有価証券	19,873,966	借入金	750,674
貸出金	35,695,513	外国為替	208,186
外国為替	667,793	短期社債	149,000
その他資産	1,786,346	社債	2,256,426
動産不動産	518,059	その他負債	1,855,582
繰延税金資産	828,729	賞与引当金	13,524
支払承諾見返	4,171,805	退職給付引当金	7,141
貸倒引当金	△1,006,085	繰延税金負債	2,528
投資損失引当金	△3,254	再評価に係る繰延税金負債	81,375
		支払承諾	4,171,805
		負債の部合計	68,384,855
		(少数株主持分)	
		少数株主持分	786,252
		(資本の部)	
		資本金	1,258,582
		資本剰余金	268,427
		利益剰余金	319,222
		土地再評価差額金	88,665
		その他有価証券評価差額金	288,617
		為替換算調整勘定	△67,317
		資本の部合計	2,156,197
資産の部合計	71,327,305	負債、少数株主持分及び 資本の部合計	71,327,305

- ii) 株式会社UFJ銀行の最近中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の連結経常収益は965,883百万円、連結経常利益は318,023百万円、連結中間純利益は401,575百万円です。
- iii) 平成17年9月30日現在の株式会社UFJ銀行およびその連結子会社の従業員数は、25,054人です(従業員数は、執行役員、嘱託および臨時雇員を含んでおりません)。

(7) 合併期日

平成18年1月1日

(8) 配当起算日

甲が上記(5) i)の合併比率に基づき割当交付する普通株式に対する利益配当金の計算は、平成17年10月1日を起算日とします。

(9) その他重要な事項

合併契約書の変更契約書に基づく甲の平成17年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対する中間配当の限度額は以下のとおりです。

普通株式1株当たり	127円
第二種優先株式1株当たり	30円
総額	640,472,632,342円

その他

平成17年中間期

(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

平成18年中間期

(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

- ① 当社と当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成18年12月19日に、サンフランシスコ連邦銀行、ニューヨーク連邦銀行およびニューヨーク州銀行局より、米国におけるマネーローダリング防止対応に関連して業務改善命令を受領いたしました。また、株式会社三菱東京UFJ銀行の米国子会社である三菱東京UFJ銀行信託会社(Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Trust Company)は、米国預金保険公社およびニューヨーク州銀行局から、同じくマネーローダリング防止対応に関連して、同日に業務改善命令を受領いたしました。
- ② 当社は、平成18年12月26日開催の取締役会において、将来の資本政策の柔軟性を高めるために、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社の100%出資子会社MUFG Capital Finance 4 LimitedおよびMUFG Capital Finance 5 Limitedを設立することを決定いたしました。
- 発行する優先出資証券の概要は以下のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定であります。なお、本優先出資証券は、BIS自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定であります。

発行体	MUFG Capital Finance 4 Limited	MUFG Capital Finance 5 Limited
	ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する 当社が議決権を100%所有する特別目的子会社	
証券の種類	ユーロ建 配当金非累積型 永久優先出資証券	英ポンド建 配当金非累積型 永久優先出資証券
	当社普通株式への交換権は付与されない	
発行総額	2通貨合計で1,500億円程度を目処に、投資家の需要動向等に応じて決定	
配当金	未定	
資金使途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の資本増強に充当	
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位	
募集形態	欧州を中心とする海外市場（米国を除く）における海外機関投資家を 対象とする募集	
上場	シンガポール証券取引所（予定）	
（注）関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としております。		

有価証券関係

- 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等も含めて記載しております。
- 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち		中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
国内債券	2,117,645	2,128,955	11,309	11,764	454	2,791,676	2,794,166	2,489	8,689	6,200
国債	1,999,500	2,006,657	7,157	7,611	454	2,621,523	2,621,554	30	6,217	6,186
地方債	88,762	91,691	2,928	2,928	—	82,944	84,272	1,327	1,328	1
社債	29,382	30,605	1,223	1,223	—	87,208	88,339	1,131	1,143	11
外国債券	28,295	29,817	1,521	1,708	187	41,950	42,260	309	1,080	770
その他	293,839	293,839	—	—	—	367,670	367,662	△8	4	13
合計	2,439,780	2,452,611	12,831	13,473	641	3,201,298	3,204,088	2,790	9,775	6,984

- (注) 1. 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
国内株式	2,377,533	3,850,008	1,472,474	1,510,933	38,458	4,457,466	7,039,582	2,582,116	2,686,564	104,447
国内債券	15,308,428	15,298,740	△9,687	17,460	27,148	23,727,263	23,656,257	△71,005	29,483	100,489
国債	13,387,010	13,375,134	△11,875	11,198	23,073	21,635,961	21,573,137	△62,824	24,821	87,645
地方債	136,670	137,440	769	1,064	294	228,421	228,235	△186	1,064	1,250
社債	1,784,747	1,786,165	1,418	5,198	3,779	1,862,880	1,854,885	△7,995	3,597	11,592
外国株式	23,513	39,712	16,199	16,628	428	91,339	184,772	93,432	94,895	1,462
外国債券	5,655,469	5,666,877	11,408	50,692	39,284	7,175,227	7,130,069	△45,157	27,309	72,466
その他	2,765,272	2,862,717	97,444	115,361	17,917	3,932,045	4,039,473	107,427	157,668	50,240
合計	26,130,217	27,718,056	1,587,839	1,711,076	123,236	39,383,342	42,050,155	2,666,813	2,995,920	329,106

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、各中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、当該中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復の見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めてあります。
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
時価が取得原価に比べて下落
要注意先
時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先
時価が取得原価に比べて50%以上下落
なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。
4. 評価差額のうち、繰込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は平成17年中間期末は168百万円（費用）、平成18年中間期末は40百万円（費用）であります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額（1.を除く）

(単位：百万円)

		平成17年中間期末	平成18年中間期末
満期保有目的の債券	外国債券	29,371	27,287
その他有価証券	国内株式	1,046,084	642,731
	社債	792,379	3,661,995
	外国株式	—	117,675
	外国債券	87,427	117,672

(注) 平成17年中間期末の外国株式については、重要性がないため記載しておりません。

金銭の信託関係

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	151,136	151,136	—	—	—	244,721	245,606	885	964	79

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成17年中間期末	平成18年中間期末
評価差額	1,599,194	2,682,145
その他有価証券	1,599,194	2,681,260
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	—	885
繰延税金負債	△649,276	△1,078,139
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	949,918	1,604,006
少数株主持分相当額	△2,962	△15,016
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5,170	3,463
その他有価証券評価差額金	952,126	1,592,453

(注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額として平成17年中間期末は168百万円(費用)を、平成18年中間期末は40百万円(費用)を除いております。
2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額として平成17年中間期末は11,187百万円(益)を、平成18年中間期末は14,406百万円(益)を含めております。

デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 金利先物	12,964,760	△565	△565	22,360,769	1,681	1,681
金利オプション	5,554,015	109	△75	12,928,578	137	△65
店頭 金利先渡契約	2,306,379	△82	△82	3,687,550	155	155
金利スワップ	252,951,091	112,438	113,970	398,949,235	177,309	176,543
スワップション	13,038,970	△8,519	5,025	20,715,914	△7,483	10,915
その他	6,270,521	6,282	6,675	7,964,273	△1,094	1,331
合計		109,663	124,946		170,706	190,561

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 通貨先物	9,069	—	—	12,631	△89	△89
店頭 通貨スワップ	8,912,589	58,566	58,566	39,069,776	83,858	83,858
為替予約	53,370,757	79,181	79,181	61,443,960	75,014	75,014
通貨オプション	8,733,517	△15,363	20,160	21,899,891	△181,263	△16,081
合計		122,384	157,908		△22,480	142,701

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 株式指数先物	216,403	△14,239	△14,239	510,875	527	527
株式指数オプション	81,925	△91	△30	51,531	396	△280
店頭 有価証券店頭オプション	35,925	△865	△1,052	220,477	1,234	2,119
有価証券店頭指数等スワップ	13,900	△240	△240	58,201	△1,626	△1,626
有価証券店頭指数等先渡取引	4,447	387	387	10,480	△58	△58
合計		△15,049	△15,175		473	680

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 債券先物	1,693,374	216	216	2,853,418	△852	△852
債券先物オプション	452,846	△937	△230	572,467	230	102
店頭 債券店頭オプション	402,157	△212	△328	4,805,145	△859	1,958
合計		△934	△342		△1,482	1,207

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 商品先物	2,433	650	650	4,813	675	675
店頭 商品スワップ	418,797	△8,672	△8,672	793,561	94,097	56,769
商品オプション	201,877	△483	292	288,393	△2,088	△2,072
合計		△8,505	△7,729		92,685	55,372

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 クレジット・デフォルト・オプション	2,616,805	△828	△828	5,197,972	△1,748	△1,748

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 ウェザー・デリバティブ	566	△12	39	251	△17	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

(単位：百万円)

	平成17年中間期					消去又は全社	連結
	銀行業	信託銀行業	証券業	その他	計		
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,005,754	227,129	97,894	70,516	1,401,294	—	1,401,294
(2) セグメント間の内部経常収益	16,636	7,630	9,491	189,675	223,433	(223,433)	—
計	1,022,390	234,760	107,385	260,191	1,624,727	(223,433)	1,401,294
経常費用	729,356	171,270	91,376	73,359	1,065,362	(45,220)	1,020,142
経常利益	293,034	63,490	16,009	186,831	559,365	(178,213)	381,152
資産	91,117,386	16,080,447	9,738,280	2,108,083	119,044,198	(3,424,493)	115,619,705

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. その他には、クレジットカード業、リース業等が属しております。
3. その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金180,193百万円が含まれております。

(単位：百万円)

	平成18年中間期							
	銀行業	信託銀行業	証券業	クレジット カード業	その他	計	消去又は全社	連結
経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,992,054	348,919	173,983	229,934	95,355	2,840,247	—	2,840,247
(2) セグメント間の内部経常収益	35,319	10,748	13,671	7,236	182,185	249,161	(249,161)	—
計	2,027,373	359,667	187,655	237,170	277,540	3,089,408	(249,161)	2,840,247
経常費用	1,524,291	227,032	164,174	177,416	173,851	2,266,765	(90,099)	2,176,666
経常利益	503,082	132,635	23,481	59,754	103,688	822,642	(159,062)	663,580
資産	151,126,699	19,823,584	13,468,215	4,565,813	1,060,960	190,045,272	(5,309,919)	184,735,352

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. その他には、リース業等が属しております。
3. その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金156,531百万円が含まれております。
4. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)が会社法施行日以降終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、一部の連結子会社においてはその支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法と比較して経常利益は115百万円減少しておりますが、この影響はそれぞれ銀行業によるものが62百万円、証券業によるものが53百万円です。
5. 従来、国内信託銀行連結子会社の信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上していましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。なお、この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、信託銀行業の経常利益は13,248百万円増加しております。
6. 事業区分の変更
平成17年10月にUFJニコス株式会社が連結子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。なお、前中間連結会計期間における「クレジットカード業」の経常収益、経常費用、経常利益並びに資産は、それぞれ以下のとおりであります。

前中間連結会計期間	
経常収益	48,649百万円
経常費用	46,697百万円
経常利益	1,951百万円
資産	574,201百万円

2. 所在地別セグメント情報

(単位：百万円)

	平成17年中間期						消去又は全社	連結
	日本	北米	中南米	欧州・中近東	アジア・ オセアニア	計		
経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	945,014	280,147	3,829	98,355	73,948	1,401,294	—	1,401,294
(2) セグメント間の内部経常収益	34,247	15,204	18,136	20,358	19,404	107,352	(107,352)	—
計	979,262	295,352	21,965	118,713	93,352	1,508,646	(107,352)	1,401,294
経常費用	675,134	228,907	22,586	116,895	76,023	1,119,546	(99,404)	1,020,142
経常利益(△は経常損失)	304,127	66,444	△620	1,818	17,329	389,100	(7,947)	381,152

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

(単位：百万円)

	平成18年中間期						消去又は全社	連結
	日本	北米	中南米	欧州・中近東	アジア・ オセアニア	計		
経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,112,816	392,429	6,003	170,052	158,945	2,840,247	—	2,840,247
(2) セグメント間の内部経常収益	66,338	40,229	66,169	37,347	40,314	250,399	(250,399)	—
計	2,179,154	432,658	72,172	207,400	199,259	3,090,646	(250,399)	2,840,247
経常費用	1,626,499	361,821	55,320	203,653	165,440	2,412,735	(236,068)	2,176,666
経常利益	552,655	70,837	16,852	3,746	33,819	677,911	(14,330)	663,580

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。
3. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)が会社法施行日以降終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、一部の連結子会社においてはその支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法と比較して経常利益は115百万円減少しておりますが、この影響は日本におけるものであります。
4. 従来、国内信託銀行連結子会社の信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上していましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。なお、この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、経常利益は13,248百万円増加しておりますが、この影響は日本におけるものであります。

3. 海外経常収益

(単位：百万円)

	平成17年中間期	平成18年中間期
I 海外経常収益	456,280	727,431
II 連結経常収益	1,401,294	2,840,247
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合	32.5%	25.6%

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

■ 連結情報

1. 国内・海外別収支の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)				平成17年中間期 (旧UFJホールディングス)			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
資金運用収支	5,263	1,530	1,951	4,842	3,880	514	656	3,738
資金運用収益	6,665	3,573	2,311	7,927	4,942	1,391	1,055	5,278
資金調達費用	1,402	2,043	360	3,085	1,061	877	398	1,539
信託報酬	315	95	0	410	239	—	2	237
役務取引等収支	2,429	653	401	2,681	2,381	56	278	2,159
役務取引等収益	2,828	723	583	2,968	3,078	99	624	2,553
役務取引等費用	398	70	182	287	697	42	346	393
特定取引収支	607	98	39	666	106	41	6	141
特定取引収益	717	114	165	666	207	29	6	230
特定取引費用	109	16	126	—	100	△11	0	88
その他業務収支	671	148	△33	853	1,349	2	117	1,234
その他業務収益	1,161	258	0	1,420	2,347	34	252	2,129
その他業務費用	490	110	34	566	997	31	134	895

(単位：億円)

	平成18年中間期			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
資金運用収支	9,047	2,317	1,907	9,456
資金運用収益	12,633	6,730	2,931	16,432
資金調達費用	3,586	4,413	1,023	6,976
信託報酬	712	119	38	793
役務取引等収支	5,513	709	649	5,574
役務取引等収益	6,682	870	1,170	6,382
役務取引等費用	1,168	160	520	808
特定取引収支	1,179	210	51	1,338
特定取引収益	1,181	210	53	1,338
特定取引費用	1	0	1	—
その他業務収支	669	128	12	784
その他業務収益	1,676	282	155	1,804
その他業務費用	1,007	154	143	1,019

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社（海外店を除く。以下「国内連結子会社」という）です。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という）です。

2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計です。

3. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しています。

2. 国内・海外別資金運用／調達の内訳

(1) 平均残高

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)				平成17年中間期 (旧UFJホールディングス)			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
資金運用勘定	816,352	192,648	90,431	918,569	656,630	66,790	64,707	658,713
うち貸出金	390,179	101,300	18,215	473,264	356,705	34,225	20,181	370,750
有価証券	342,067	18,839	50,248	310,658	247,876	11,387	36,497	222,766
債券貸借取引支払保証金	40,046	7,953	5,244	42,755	27,878	—	173	27,705
預け金等	26,597	51,465	16,560	61,502	16,612	17,715	7,833	26,495
資金調達勘定	815,694	190,350	46,535	959,509	685,201	46,869	31,374	700,696
うち預金	557,933	129,439	8,187	679,185	482,088	23,616	6,040	499,664
譲渡性預金	22,500	9,092	1,752	29,840	36,102	593	2,272	34,423
債券貸借取引受入担保金	26,850	14,513	6,561	34,802	19,427	—	173	19,254
借入金等	151,094	19,213	23,734	146,572	108,086	14,188	21,820	100,454

(単位：億円)

	平成18年中間期			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
資金運用勘定	1,402,205	283,572	190,906	1,494,871
うち貸出金	736,774	161,232	42,427	855,578
有価証券	524,512	36,476	106,854	454,134
債券貸借取引支払保証金	53,291	2,671	8,579	47,383
預け金等	48,358	75,947	32,815	91,490
資金調達勘定	1,352,057	260,449	91,557	1,520,948
うち預金	1,023,688	150,359	12,737	1,161,311
譲渡性預金	57,046	15,906	6,715	66,237
債券貸借取引受入担保金	47,273	8,387	7,332	48,328
借入金等	175,983	31,455	63,490	143,949

(2) 利息、利回り

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)					平成17年中間期 (旧UFJホールディングス)				
	利息				利回り	利息				利回り
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計		国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	6,665	3,573	2,311	7,927	1.72%	4,942	1,391	1,055	5,278	1.59%
うち貸出金	2,643	2,097	146	4,595	1.93	3,088	750	365	3,473	1.86
有価証券	3,428	339	1,951	1,815	1.16	1,556	88	670	974	0.87
債券貸借取引										
支払保証金	10	92	24	78	0.36	3	—	0	3	0.02
預け金等	182	739	145	777	2.52	113	538	18	633	4.76
資金調達勘定	1,402	2,043	360	3,085	0.64	1,061	877	398	1,539	0.43
うち預金	555	1,096	106	1,545	0.45	245	276	13	507	0.20
譲渡性預金	2	158	0	160	1.07	4	9	—	14	0.08
債券貸借取引										
受入担保金	63	157	8	212	1.22	39	—	0	39	0.41
借入金等	444	297	203	538	0.73	626	320	379	566	1.12

(単位：億円)

	平成18年中間期				
	利息				利回り
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	12,633	6,730	2,931	16,432	2.19%
うち貸出金	6,573	4,191	724	10,041	2.34
有価証券	4,813	763	1,935	3,641	1.59
債券貸借取引					
支払保証金	45	44	12	77	0.32
預け金等	473	1,501	210	1,764	3.84
資金調達勘定	3,586	4,413	1,023	6,976	0.91
うち預金	1,242	2,166	162	3,246	0.55
譲渡性預金	43	399	4	438	1.32
債券貸借取引					
受入担保金	92	133	11	215	0.88
借入金等	1,395	581	777	1,199	1.66

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）です。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社です。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出していますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しています。

3. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計です。

4. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高を、「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しています。

5. 「預け金等」にはコールローン、買入手形、買現先勘定を含んでいます。

6. 「借入金等」にはコールマネー、売渡手形、売現先勘定、コマース・ペーパーを含んでいます。

3. 国内・海外別役員取引の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)				平成17年中間期 (旧UFJホールディングス)			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
役員取引等収益	2,828	723	583	2,968	3,078	99	624	2,553
うち為替業務	395	39	3	431	493	18	8	503
その他商業銀行業務	510	531	55	986	430	38	2	465
信託関連業務	324	0	8	316	305	3	7	302
保証業務	170	33	40	162	418	12	222	209
証券関連業務	484	55	55	484	523	3	65	461
役員取引等費用	398	70	182	287	697	42	346	393
うち為替業務	80	3	4	79	105	5	9	101

(単位：億円)

	平成18年中間期			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
役員取引等収益	6,682	870	1,170	6,382
うち為替業務	838	49	1	886
その他商業銀行業務	1,227	571	170	1,628
信託関連業務	581	0	18	562
保証業務	636	47	133	549
証券関連業務	900	92	137	855
役員取引等費用	1,168	160	520	808
うち為替業務	180	3	29	154

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）です。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社です。

2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計です。

3. 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでいます。

4. 国内・海外別特定取引の内訳

(1) 特定取引収益・費用

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)				平成17年中間期 (旧UFJホールディングス)			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
特定取引収益	717	114	165	666	207	29	6	230
うち商品有価証券収益	272	71	54	290	197	28	4	222
特定取引有価証券収益	△0	1	0	1	2	0	—	3
特定金融派生商品収益	437	40	111	366	2	—	2	—
その他の特定取引収益	8	0	—	8	4	—	—	4
特定取引費用	109	16	126	—	100	△11	0	88
うち商品有価証券費用	26	—	26	—	0	—	0	—
特定取引有価証券費用	4	△4	0	—	—	—	—	—
特定金融派生商品費用	78	20	98	—	100	△11	0	88
その他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成18年中間期			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
特定取引収益	1,181	210	53	1,338
うち商品有価証券収益	438	58	—	497
特定取引有価証券収益	7	△4	1	2
特定金融派生商品収益	693	156	52	797
その他の特定取引収益	41	—	0	41
特定取引費用	1	0	1	—
うち商品有価証券費用	—	—	—	—
特定取引有価証券費用	1	△0	1	—
特定金融派生商品費用	—	0	0	—
その他の特定取引費用	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）です。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社です。

2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計です。

(2) 特定取引資産・負債

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)				平成17年中間期末 (旧UFJホールディングス)			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
特定取引資産	70,065	8,728	2,187	76,605	20,858	2,418	6,758	16,519
うち商品有価証券	32,004	4,619	—	36,623	10,285	99	228	10,156
商品有価証券派生商品	61	35	46	51	76	—	10	65
特定取引有価証券	—	469	—	469	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	3	0	—	3	8	8	14	2
特定金融派生商品	6,302	3,537	1,991	7,847	7,184	2,310	6,505	2,989
その他の特定取引資産	31,693	66	149	31,609	3,304	—	—	3,304
特定取引負債	23,327	6,237	1,268	28,296	12,990	2,271	6,454	8,807
うち売付商品債券	16,986	2,043	—	19,029	6,707	99	—	6,806
商品有価証券派生商品	201	79	33	247	67	—	10	57
特定取引売付債券	—	459	—	459	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	9	9	14	4
特定金融派生商品	5,734	3,558	1,235	8,057	6,206	2,162	6,430	1,938
その他の特定取引負債	404	96	—	501	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成18年中間期末			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
特定取引資産	89,622	16,166	4,851	100,937
うち商品有価証券	43,679	11,468	831	54,317
商品有価証券派生商品	140	137	144	133
特定取引有価証券	—	246	—	246
特定取引有価証券派生商品	1	0	—	2
特定金融派生商品	11,871	4,167	3,094	12,944
その他の特定取引資産	33,929	145	781	33,293
特定取引負債	40,456	11,053	2,837	48,673
うち売付商品債券	30,586	5,743	—	36,330
商品有価証券派生商品	82	18	1	99
特定取引売付債券	—	319	—	319
特定取引有価証券派生商品	0	0	—	0
特定金融派生商品	9,572	4,789	2,836	11,525
その他の特定取引負債	214	182	—	396

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）です。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社です。
2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計です。

5. 貸出金の状況

(1) 貸出金の業種別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)		平成17年中間期末 (旧UFJホールディングス)		平成18年中間期末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
国内（特別国際金融取引勘定分を除く）	376,118	100.00%	361,096	100.00%	713,695	100.00%
製造業	45,960	12.22	38,186	10.58	77,367	10.84
建設業	8,182	2.18	9,517	2.64	16,115	2.26
卸売・小売業	41,310	10.98	41,141	11.39	77,010	10.79
金融・保険業	33,304	8.86	29,132	8.07	66,128	9.27
不動産業	49,154	13.07	51,639	14.30	96,949	13.58
各種サービス業	35,705	9.49	29,947	8.29	60,650	8.50
その他	162,501	43.20	161,530	44.73	319,472	44.76
海外及び特別国際金融取引勘定分	95,206	100.00%	20,654	100.00%	143,016	100.00%
政府等	1,596	1.68	356	1.73	2,702	1.89
金融機関	7,707	8.09	1,846	8.94	16,290	11.39
その他	85,902	90.23	18,450	89.33	124,023	86.72
合計	471,325		381,750		856,711	

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）です。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社です。

(2) リスク管理債権の状況

リスク管理債権額については、部分直接償却後の金額を記載しています。

① リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)	平成17年中間期末 (旧UFJホールディングス)	平成18年中間期末
破綻先債権額	217	348	524
延滞債権額	6,447	7,538	6,862
3か月以上延滞債権額	132	67	203
貸出条件緩和債権額	3,752	7,190	7,392
合計	10,551	15,145	14,982
貸出金残高	471,325	381,750	856,711
貸出金に占める比率	2.23%	3.96%	1.74%

② リスク管理債権に対する引当率

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)	平成17年中間期末 (旧UFJホールディングス)	平成18年中間期末
貸倒引当金 (A)	6,221	10,414	11,132
リスク管理債権 (B)	10,551	15,145	14,982
引当率 (A) / (B)	58.96%	68.76%	74.30%

(注) 貸倒引当金には、リスク管理債権以外の債権に対応する引当金が含まれているほか、担保・保証等による保全については考慮されていません。

③ 地域別リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)					平成18年中間期末				
	破綻先債権額	延滞債権額	3か月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計	破綻先債権額	延滞債権額	3か月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計
国内	153	5,440	122	3,257	8,973	523	6,588	190	6,770	14,072
海外	64	1,007	10	495	1,577	0	274	13	622	910
アジア	0	16	0	47	64	0	50	4	137	192
インドネシア	—	—	0	22	22	—	25	4	30	60
タイ	—	—	—	21	21	—	0	—	19	20
香港	—	—	—	—	—	—	—	—	32	32
その他	0	16	—	3	20	0	24	—	55	80
米国	64	835	4	56	961	—	93	3	378	475
その他	—	155	4	391	551	—	129	5	107	241
合計	217	6,447	132	3,752	10,551	524	6,862	203	7,392	14,982

(注) 「国内」と「海外」は、債務者の居住地により区分しています。

④ 業種別リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)					平成18年中間期末				
	破綻先債権額	延滞債権額	3か月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計	破綻先債権額	延滞債権額	3か月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計
国内	153	5,440	122	3,257	8,973	523	6,588	190	6,770	14,072
製造業	25	831	5	196	1,058	32	504	6	1,103	1,647
建設業	41	240	0	366	648	21	307	0	334	664
卸売・小売業	13	626	2	609	1,251	28	929	8	566	1,533
金融・保険業	—	512	—	0	513	—	3	—	10	14
不動産業	6	1,185	71	989	2,252	66	1,510	72	1,237	2,886
各種サービス業	6	1,360	4	247	1,618	23	764	8	724	1,521
その他	3	238	4	643	889	4	319	2	1,370	1,696
消費者	57	444	35	205	742	347	2,248	91	1,421	4,108
海外	64	1,007	10	495	1,577	0	274	13	622	910
金融機関	—	490	—	279	770	—	5	—	309	314
商工業	64	491	9	215	780	0	258	7	312	578
その他	0	25	0	0	26	0	10	5	1	17
合計	217	6,447	132	3,752	10,551	524	6,862	203	7,392	14,982

(注) 「国内」と「海外」は、債務者の居住地により区分しています。

6. 国内・海外別有価証券残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)				平成17年中間期末 (旧UFJホールディングス)			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
国債	153,740	6	—	153,746	129,667	—	—	129,667
地方債	2,262	—	—	2,262	1,445	—	—	1,445
社債	26,088	—	9	26,079	24,981	—	—	24,981
株式	51,499	5	248	51,256	56,722	5,090	33,836	27,976
その他の証券	56,214	21,434	6,233	71,416	27,360	6,316	△22	33,700
合計	289,804	21,446	6,490	304,760	240,177	11,406	33,813	217,770

(単位：億円)

	平成18年中間期末			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
国債	241,946	—	—	241,946
地方債	3,210	—	—	3,210
社債	56,041	—	0	56,040
株式	93,841	8	14,521	79,328
その他の証券	78,219	38,995	20,077	97,138
合計	473,259	39,004	34,599	477,664

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）です。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社です。

2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計です。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでいます。

7. 国内・海外別預金種類別残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)				平成17年中間期末 (旧UFJホールディングス)			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
流動性預金	292,625	56,488	1,874	347,239	309,972	4,011	5,074	308,909
定期性預金	220,754	77,047	8,047	289,753	155,733	17,525	1,033	172,225
その他の預金	46,679	1,205	1,020	46,863	22,095	20	96	22,019
計	560,058	134,740	10,942	683,856	487,800	21,557	6,203	503,154
譲渡性預金	23,158	10,270	1,821	31,608	30,940	555	1,870	29,625
合計	583,217	145,011	12,763	715,465	518,741	22,113	8,073	532,780

(単位：億円)

	平成18年中間期末			
	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
流動性預金	582,657	60,321	6,027	636,952
定期性預金	375,547	89,200	6,752	457,994
その他の預金	58,801	2,785	505	61,082
計	1,017,007	152,307	13,285	1,156,029
譲渡性預金	58,187	17,894	7,278	68,803
合計	1,075,194	170,202	20,563	1,224,832

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）です。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社です。

2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計です。

3. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

4. 定期性預金=定期預金+定期積金

8. 連結自己資本比率（国際統一基準）

当社は連結自己資本比率の算定に関する内部管理体制について、監査法人トーマツの外部監査を受け、調査報告書を受領しています。なお、当該外部監査は日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、監査法人トーマツが当社との間で合意された調査手続を実施し、その結果を報告する業務です。また、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に基づく監査ではなく、合意された手続の実施対象である内部管理体制及びそれに関連する連結自己資本比率に関して監査意見の表明を受けたものではありません。

(単位：億円)

		平成17年中間期末 (旧三菱東京フィナンシャル・グループ)	平成18年中間期末
基本的項目	資本金	13,830	13,830
	うち非累積的永久優先株	1,250	1,250
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,329	19,163
	利益剰余金	20,525	37,819
	自己株式(△)	33	10,004
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	543
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△939	△563
	新株予約権	—	0
	連結子会社の少数株主持分	5,594	19,438
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,650	12,363
	営業権相当額(△)	478	—
	のれん相当額(△)	—	2,277
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	57	41	
連結調整勘定相当額(△)	301	—	
繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額)	—	76,821	
繰延税金資産の控除金額(△) ^(注2)	—	—	
計 (A)	46,469	76,821	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注3)	1,650	7,773	
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	7,236	12,095
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,269	1,614
	一般貸倒引当金	3,715	8,780
	負債性資本調達手段等	22,768	38,271
	うち永久劣後債務 ^(注4)	4,478	6,584
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注5)	18,290	31,687
計	34,989	60,762	
うち自己資本への算入額 (B)	34,989	60,762	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 ^(注6) (D)	9,225	2,962
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	72,233	134,620
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	506,544	951,440
	オフ・バランス取引項目	84,042	156,797
	信用リスク・アセットの額 (F)	590,587	1,108,237
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	10,816	17,437
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	865	1,395
計 (F) + (G) (I)	601,403	1,125,675	
連結自己資本比率(国際統一基準) (E) / (I) × 100	12.01%	11.95%	

(注) 1. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づいて算出したものであり、日本基準に基づく連結財務諸表をベースにしています。なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しています。

2. 平成18年中間期末の「繰延税金資産の純額に相当する額」は5,493億円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は30,728億円です。

3. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)です。

4. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払いの義務の延期が認められるものであること

5. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されています。

6. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額です。

(※) 連結自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入している海外特別目的会社10社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりです。

	[1]
①発行体	Sanwa Capital Finance 2 Limited
②発行証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	1,300億円（1口当たり発行価額10,000,000円）
⑥払込日	平成11年3月25日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当社がある会計年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該会計年度終了後の7月及び1月の配当支払日（以下、「強制配当支払日」という）に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の会計年度の配当可能利益から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直前に終了した当社の会計年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (2) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該会計年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当社の当該会計年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
⑧配当停止条件	上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨残余財産分配請求優先権	1口当たり10,000,000円

	[2]	[3]	[4]
①発行体	UFJ Capital Finance 1 Limited	UFJ Capital Finance 2 Limited	UFJ Capital Finance 3 Limited
②発行証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	非累積型・固定配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)
	本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。		
③償還期限	永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。		
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。		非累積型・固定配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	900億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	1,180億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	100億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 (1)当社がある会計年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該会計年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2)また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。</p> <p>配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の会計年度の配当可能利益から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1)直前に終了した当社の会計年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2)当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該会計年度末以降にされたもの。 (3)同順位株式の配当で、当社の当該会計年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p>		
⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1)当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2)「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3)「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>		
⑨残余財産分配請求優先権	1口当たり10,000,000円		

(注) UFJ Capital Finance 1 Limited、UFJ Capital Finance 2 Limited 及び UFJ Capital Finance 3 Limitedの発行する優先出資証券につきましては、平成19年1月25日付で全額償還する予定です。

[5]			
①発行体	UFJ Capital Finance 4 Limited		
②発行証券の種類	シリーズA 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	シリーズB 非累積型・固定配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)
③償還期限	<p>本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。</p>		
	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。	永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。	
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・固定配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	945億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	115億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	50億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日	平成14年9月26日
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 (1) 当社がある会計年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該会計年度終了後の7月及び1月の配当支払日（以下、「強制配当支払日」という）に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。</p> <p>配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の会計年度の配当可能利益から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直前に終了した当社の会計年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (2) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該会計年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当社の当該会計年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p>		
⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>		
⑨残余財産分配請求優先権	1口当たり10,000,000円		

	[6]
①発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.
②発行証券の種類	配当非累積型優先証券 (以下、「本優先証券」という) 本優先証券の所有者は、当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、「当行」という）の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当優先権を与えられている。
③償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部又は一部を償還することができる。本優先証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。
⑤発行総額	10億米ドル（1券面当たり発行価額1,000米ドル）
⑥払込日	平成10年3月26日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年6月末日と12月末日 当該日が営業日でない場合は、直前の営業日とする。
⑧配当停止条件	下記のいずれかに該当する場合、本優先証券に対する配当は停止され、停止された配当は累積しない（ただし、当行が発行体に対し配当支払を指示した場合、ならびに下記強制配当支払日に該当する場合を除く）。 (1) 発行体の普通株主であるTokai Preferred Capital Holdings Inc.（当行100%子会社）が、発行体に配当停止を指示した場合 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の連結自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。
⑨強制配当	当行がある会計年度について配当を行った場合、発行体は当該会計年度の期末が属する暦年の12月、及び翌年の6月の配当支払日（強制配当支払日）に、満額配当を行わなければならない。
⑩残余財産分配請求優先権	1券面当たり1,000米ドル

	[7]
①発行体	MTFG Capital Finance Limited
②発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成17年8月24日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1)一定の場合を除き、当社がある会計年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該会計年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2)また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した会計年度において、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該会計年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部支払われない。 配当可能金額の制限 (1)上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の会計年度の配当可能利益から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の会計年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該会計年度末以降にされたもの。 (c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当社の当該会計年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2)上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧配当停止条件	上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1)当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2)「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3)「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づき清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

	[8]
①発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited
②発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる（一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる）。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当（ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。）
⑤発行総額	2,300百万米ドル（1口当たり発行価額1,000米ドル）
⑥払込日	平成18年3月17日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^{(注)1} が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の営業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある会計年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該会計年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の会計年度の配当可能利益（会社法施行後は、分配可能額。）から下記（a）及び（b）を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の会計年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該会計年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記（1）の分配制限の額が、(x) 当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と (y)（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記（1）の（b）に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は (ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは (b) 会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当社の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[9]
①発行体	MUFG Capital Finance 2 Limited
②発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる（一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる）。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当（ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。）
⑤発行総額	750百万ユーロ（1口当たり発行価額1,000ユーロ）
⑥払込日	平成18年3月17日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の営業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある会計年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該会計年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の会計年度の配当可能利益（会社法施行後は、分配可能額。）から下記（a）及び（b）を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の会計年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該会計年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記（1）の分配制限の額が、(x) 当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と (y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において) 当該直前の7月の配当支払日以降上記（1）の（b）に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は (ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは (b) 会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当社の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[10]
①発行体	MUFG Capital Finance 3 Limited
②発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる（一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる）。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当（ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。）
⑤発行総額	1,200億円（1口当たり発行価額10,000,000円）
⑥払込日	平成18年3月17日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^{(注)1} が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の営業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある会計年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該会計年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の会計年度の配当可能利益（会社法施行後は、分配可能額。）から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の会計年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該会計年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

■ 中間財務諸表 平成17年中間期は旧三菱東京フィナンシャル・グループの数値を記載しています。

当社の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けています。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しています。

1. 中間貸借対照表

	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産			流動負債	
現金及び預金	60,922	35,005	短期借入金	97,680
未収入金	36,671	32,068	1年以内返済予定長期借入金	300,000
その他	2,045	3,850	未払金	1,075
流動資産合計	99,638	70,923	引当金	136
固定資産			その他	792
有形固定資産	413	294	流動負債合計	399,684
無形固定資産	365	561	固定負債	
投資その他の資産	5,558,822	7,392,794	社債	400,000
投資有価証券	702,000	—	長期借入金	244,952
関係会社株式	4,855,667	7,397,181	その他	—
投資損失引当金	—	△7,138	固定負債合計	644,952
その他	1,155	3,000	負債合計	1,044,636
貸倒引当金	—	△248	(資本の部)	
固定資産合計	5,559,602	7,393,650	資本金	1,383,052
繰延資産	171	—	資本剰余金	—
			資本準備金	2,499,684
			その他資本剰余金	355,778
			資本剰余金合計	2,855,463
			利益剰余金	—
			任意積立金	150,000
			中間未処分利益	229,055
			利益剰余金合計	379,055
			その他有価証券評価差額金	123
			自己株式	△2,918
			資本合計	4,614,775
			負債・資本合計	5,659,412
			(純資産の部)	
			株主資本	—
			資本金	—
			資本剰余金	1,383,052
			資本準備金	—
			その他資本剰余金	1,383,070
			その他資本剰余金	—
			資本剰余金合計	2,549,089
			利益剰余金	—
			その他利益剰余金	—
			別途積立金	—
			繰越利益剰余金	150,000
			利益剰余金合計	1,516,957
			自己株式	△999,684
			株主資本合計	5,982,484
			純資産合計	5,982,484
資産合計	5,659,412	7,464,574	負債・純資産合計	7,464,574

中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しています。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しています。

2. 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
営業収益	188,980	163,604
営業費用	3,408	4,625
営業利益	185,572	158,979
営業外収益	30	332
営業外費用	7,749	12,712
経常利益	177,852	146,600
特別利益	—	47
特別損失	28	11
税引前中間純利益	177,824	146,636
法人税、住民税及び事業税	4	1
法人税等調整額	△1,516	△196
中間純利益	179,336	146,830
前期繰越利益	49,718	—
中間未処分利益	229,055	—

3. 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成18年中間期 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)								純資産合計	
	資本金	株主資本				自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金		
		資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高	1,383,052	3,577,570	356,167	150,000	1,418,943	△773,135	6,112,598	135	6,112,733	
中間会計期間中の変動額										
利益処分による剰余金の配当					△48,816		△48,816		△48,816	
資本準備金からその他資本剰余金への 振替		△2,194,500	2,194,500				—		—	
中間純利益					146,830		146,830		146,830	
自己株式の取得						△290,591	△290,591		△290,591	
自己株式の処分						64,042	62,467		62,467	
その他			△1,574				△4		△4	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の 変動額 (純額)								△135	△135	
中間会計期間中の変動額合計		△2,194,500	2,192,921		98,014	△226,549	△130,113	△135	△130,249	
平成18年9月30日残高	1,383,052	1,383,070	2,549,089	150,000	1,516,957	△999,684	5,982,484	—	5,982,484	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	子会社株式、関連会社株式及び時価のないその他有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。 時価のあるその他有価証券の評価基準及び評価方法は中間決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、その他有価証券の評価差額については全部資本直入法により処理しております。	子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物： 10年～50年 器具及び備品： 4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物： 5年～15年 器具及び備品： 4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定の債権について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	—	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	—	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 平成16年度をもって連結納税制度の適用を止めしております。	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
—	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当中間会計期間より企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（平成17年12月9日 企業会計基準委員会）を適用しております。これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は5,982,484百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間財務諸表の純資産の部については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日 大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という）の改正により、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 387百万円 2. 保証債務等 144,591百万円 当社の子会社である株式会社東京三菱銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れているものです。	1. 有形固定資産の減価償却累計額 323百万円 2. 担保提供資産 担保に供している資産 子会社株式 72,360百万円 担保資産に対応する債務 1年以内返済予定長期借入金 25,000百万円 長期借入金 12,500百万円 上記のほか、供託金として「投資その他の資産」中の「その他」から3,000百万円を差し入れております。 3. 保証債務等 (1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 147,064百万円

(2) 当社の子会社であるMUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUFGキャピタル・ファイナンス3・リミテッド（以下、「発行会社」という）が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。

保証先	発行額
MUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	271,170百万円
MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	112,327百万円
MUFGキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円

(中間損益計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1. 営業外費用のうち主要なもの		1. 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	6,164百万円	借入金利息	9,001百万円
社債発行費償却	823百万円	社債利息	2,248百万円
		公的資金返済に係る自社株売却費用等	1,105百万円
2. 減価償却実施額		2. 減価償却実施額	
有形固定資産	48百万円	有形固定資産	61百万円
無形固定資産	87百万円	無形固定資産	63百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				
		自己株式の種類及び株式数に関する事項				
株式の種類		前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計 期間増加 株式数(千株)	当中間会計 期間減少 株式数(千株)	当中間会計 期末 株式数(千株)	
自己株式						
優先株式		—	255	255	—	
普通株式		503	189	41	651	
合計		503	445	297	651	
(注) 1. 優先株式の自己株式数増加は、公的資金返済に係る整理回収機構からの取得請求によるものです。						
2. 普通株式の自己株式数増加は、上記1の取得請求により交付した普通株式の、市場取引による取得及び端株の買取りによるものです。						
3. 優先株式の自己株式数減少は、消却によるものです。						
4. 普通株式の自己株式数減少は、上記2の市場取引により取得した株式の処分及び端株の買増請求に応じたものです。						

(リース取引関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
		(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	
		取得価額相当額	器具及び備品 39百万円
		減価償却累計額相当額	器具及び備品 36百万円
		中間会計期間末残高相当額	器具及び備品 2百万円
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため支払利子込み法によっております。			
		(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	
		1年以内	2百万円
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため支払利子込み法によっております。			
		(3) 支払リース料（減価償却費相当額） 3百万円	
		(4) 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			

(有価証券関係)

平成17年中間期末 (平成17年9月30日)				平成18年中間期末 (平成18年9月30日)			
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの				子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額		中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	244,452百万円	335,022百万円	90,569百万円	子会社株式	438,557百万円	657,972百万円	219,415百万円
関連会社株式	137,870百万円	170,834百万円	32,964百万円	関連会社株式	139,662百万円	106,620百万円	△33,041百万円
合計	382,322百万円	505,856百万円	123,533百万円	合計	578,219百万円	764,593百万円	186,373百万円

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。
尚、当社の合併に伴う持株比率の増加により、投資有価証券から関連会社株式への保有目的区分変更によって生じた「繰延税金負債」92百万円及び「その他有価証券評価差額金」135百万円については、改正後の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)の適用により振り戻し処理をしております。

(重要な後発事象)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)																																																																																													
<p>1. 当社は、平成17年4月20日に株式会社UFJホールディングスとの間で合併契約書を締結し、平成17年6月29日開催の第4期定時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる)及び第三種優先株式にかかる種類株主総会において、承認可決されました当該合併契約書に基づき、平成17年10月1日を合併期日として株式会社UFJホールディングスと合併し、資産、負債及び権利義務の一切並びに従業員を同社より引継ぎ、商号を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに変更いたしました。合併に関する事項の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 当社は、合併により資本準備金822,736百万円、利益剰余金378,402百万円を増加させました。この結果、合併後の資本準備金は3,322,421百万円、利益剰余金は757,457百万円となりました。</p> <p>(2) 当社が株式会社UFJホールディングスより引継いだ資産・負債の内訳は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(資産の部)</td> <td colspan="2">(負債の部)</td> </tr> <tr> <td>I 流動資産</td> <td></td> <td>I 流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>489</td> <td>短期借入金</td> <td>45,900</td> </tr> <tr> <td>前払費用</td> <td>3,138</td> <td>1年以内返済予定長期借入金</td> <td>96,200</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,541</td> <td>未払金</td> <td>1,327</td> </tr> <tr> <td>流動資産合計</td> <td>6,168</td> <td>未払費用</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>II 固定資産</td> <td></td> <td>未払法人税等</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>未払消費税等</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>48</td> <td>預り金</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産合計</td> <td>48</td> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>流動負債合計</td> <td>143,618</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>164</td> <td>II 固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産合計</td> <td>164</td> <td>長期借入金</td> <td>37,500</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td></td> <td>関係会社長期借入金</td> <td>253,635</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>23,017</td> <td>繰延税金負債</td> <td>5,902</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>1,637,043</td> <td>退職給付引当金</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,000</td> <td>固定負債合計</td> <td>297,090</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>△248</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td>△27,346</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産合計</td> <td>1,635,466</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産合計</td> <td>1,635,679</td> <td>負債合計</td> <td>440,709</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>1,641,848</td> <td>差引正味財産</td> <td>1,201,139</td> </tr> </tbody> </table>		科目	金額	科目	金額	(資産の部)		(負債の部)		I 流動資産		I 流動負債		現金及び預金	489	短期借入金	45,900	前払費用	3,138	1年以内返済予定長期借入金	96,200	その他	2,541	未払金	1,327	流動資産合計	6,168	未払費用	129	II 固定資産		未払法人税等	48	有形固定資産		未払消費税等	9	器具及び備品	48	預り金	1	有形固定資産合計	48	その他	1	無形固定資産		流動負債合計	143,618	ソフトウェア	164	II 固定負債		無形固定資産合計	164	長期借入金	37,500	投資その他の資産		関係会社長期借入金	253,635	投資有価証券	23,017	繰延税金負債	5,902	関係会社株式	1,637,043	退職給付引当金	52	その他	3,000	固定負債合計	297,090	貸倒引当金	△248			投資損失引当金	△27,346			投資その他の資産合計	1,635,466			固定資産合計	1,635,679	負債合計	440,709	資産合計	1,641,848	差引正味財産	1,201,139	<p>当社は、当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金のうち、当座貸越契約による借入金2,869億円について、同行および三菱UFJ信託銀行株式会社から受領した平成18年度中間配当金により、平成18年11月21日付で2,295億円を一部返済致しました。</p>	
科目	金額	科目	金額																																																																																												
(資産の部)		(負債の部)																																																																																													
I 流動資産		I 流動負債																																																																																													
現金及び預金	489	短期借入金	45,900																																																																																												
前払費用	3,138	1年以内返済予定長期借入金	96,200																																																																																												
その他	2,541	未払金	1,327																																																																																												
流動資産合計	6,168	未払費用	129																																																																																												
II 固定資産		未払法人税等	48																																																																																												
有形固定資産		未払消費税等	9																																																																																												
器具及び備品	48	預り金	1																																																																																												
有形固定資産合計	48	その他	1																																																																																												
無形固定資産		流動負債合計	143,618																																																																																												
ソフトウェア	164	II 固定負債																																																																																													
無形固定資産合計	164	長期借入金	37,500																																																																																												
投資その他の資産		関係会社長期借入金	253,635																																																																																												
投資有価証券	23,017	繰延税金負債	5,902																																																																																												
関係会社株式	1,637,043	退職給付引当金	52																																																																																												
その他	3,000	固定負債合計	297,090																																																																																												
貸倒引当金	△248																																																																																														
投資損失引当金	△27,346																																																																																														
投資その他の資産合計	1,635,466																																																																																														
固定資産合計	1,635,679	負債合計	440,709																																																																																												
資産合計	1,641,848	差引正味財産	1,201,139																																																																																												
<p>2. 当社は、平成17年10月4日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、当該決議に基づき平成17年10月5日に自己株式の取得を実施いたしました。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>取得した株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得した株式の総数</td> <td>256,159株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>1,400,000円</td> </tr> <tr> <td>取得価額の総額</td> <td>358,622百万円</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による買付け</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、株式会社整理回収機構が当社普通株式249,859,96株(同機構が保有していた当社発行の第八種優先株式のうち69,300株(転換総額207,900百万円)および第九種優先株式のうち57,850株(転換総額115,700百万円)を平成17年10月4日に普通株式に転換したものを。)を平成17年10月5日に349,803百万円にて売却したことが、預金保険機構から公表されております。</p>		取得した株式の種類	普通株式	取得した株式の総数	256,159株	取得価額	1,400,000円	取得価額の総額	358,622百万円	取得方法	東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による買付け																																																																																				
取得した株式の種類	普通株式																																																																																														
取得した株式の総数	256,159株																																																																																														
取得価額	1,400,000円																																																																																														
取得価額の総額	358,622百万円																																																																																														
取得方法	東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による買付け																																																																																														

3. 当社は、平成17年12月6日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、当該決議に基づき平成17年12月7日に自己株式の取得を実施いたしました。

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	117,969株
取得価額	1,630,000円
取得価額の総額	192,289百万円
取得方法	東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による買付け

なお、株式会社整理回収機構が当社普通株式122,969,922株(同機構が保有していた当社発行の第八種優先株式のうち51,900株(転換総額155,700百万円)および第十二種優先株式のうち24,700株(転換総額24,700百万円)を平成17年12月6日に普通株式に転換したものを。)を平成17年12月7日に200,440百万円にて売却したことが、預金保険機構から公表されております。

また、株式会社整理回収機構は、同機構が保有していた第八種優先株式のうち17,700株および第十二種優先株式22,400株を、平成17年12月9日付で豊林中央金庫に譲渡いたしました。

4. 当社は、平成17年12月12日に、第9回無担保社債および第10回無担保社債の発行を決定し、平成17年12月22日に当該社債を発行いたしました。

銘柄	第9回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)	第10回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
社債の種類	普通社債	普通社債
発行額	500億円	500億円
年限	3年	5年
券種	1億円	1億円
発行価額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
利率	年0.60%	年1.03%
募集期間	平成17年12月12日	平成17年12月12日
払込期日	平成17年12月22日	平成17年12月22日
償還期日	平成20年12月22日	平成22年12月22日
担保の内容	無担保	無担保
資金の用途	借入金返済	借入金返済

その他

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
中間配当(商法293条ノ5の規定による金銭の分配) 平成17年11月24日開催の取締役会において、第5期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。	1. 中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当) 平成18年11月20日開催の取締役会において、当社定款第49条の定めに基づき第2期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。
中間配当金総額 22,625百万円	中間配当金の総額 54,345百万円
1株当たりの中間配当金	1株当たりの中間配当金
普通株式 3,000円	普通株式 5,000円
第一回第三種優先株式 30,000円	優先株式
	第一回第三種優先株式 30,000円
	第八種優先株式 7,950円
	第十一種優先株式 2,650円
	第十二種優先株式 5,750円
	効力発生日ならびに支払開始日 平成18年12月8日(金)
	2. 当社と当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成18年12月19日に、サンフランシスコ連邦銀行、ニューヨーク連邦銀行およびニューヨーク州銀行局より、米国におけるマネーローダリング防止対応に関連して業務改善命令を受領いたしました。また、株式会社三菱東京UFJ銀行の米国子会社である三菱東京UFJ銀行信託会社(Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Trust Company)は、米国預金保険公社およびニューヨーク州銀行局から、同じくマネーローダリング防止対応に関連して、同日に業務改善命令を受領いたしました。

■ 資本・株式の状況(単体)

1. 資本金の推移

年月日	資本金(千円)	摘要
平成13年 4月 2日	1,146,500,000	当社設立日
平成14年 3月31日	1,146,500,000	
平成15年 3月12日	1,249,921,200	有償公募 454,000株 発行価額 455,600円 資本組入額 227,800円
平成15年 3月27日	1,258,052,293	有償第三者割当 35,694株 発行価額 455,600円 資本組入額 227,800円
平成15年 3月31日	1,258,052,293	
平成16年 3月31日	1,258,052,293	
平成17年 2月17日	1,383,052,293	有償第三者割当 第一回第三種優先株式 100,000株 発行価額 2,500,000円 資本組入額 1,250,000円
平成17年 3月31日	1,383,052,293	
平成18年 3月31日	1,383,052,293	
平成18年 9月30日	1,383,052,293	

2. 発行済株式の内容

(平成18年9月30日現在)

種類	発行数(株)	上場証券取引所
普通株式	10,761,770.79	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部) ニューヨーク証券取引所
第一回第三種優先株式	100,000	—
第八種優先株式	17,700	—
第十一種優先株式	1	—
第十二種優先株式	113,200	—
合計	10,992,671.79	—

3. 大株主

(1) 普通株式 (平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	579,115.00	5.38
2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	468,703.00	4.35
3 ヒーロー・アンド・カンパニー	297,255.00	2.76
4 日本生命保険相互会社	215,148.70	1.99
5 ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	209,304.00	1.94
6 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(明治安田生命保険相互会社・退職給付信託口)	175,000.00	1.62
7 ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	165,224.00	1.53
8 ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	145,235.00	1.34
9 トヨタ自動車株式会社	120,850.68	1.12
10 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	118,740.00	1.10
11 三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口)	113,854.00	1.05
12 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	104,871.00	0.97
13 東京海上日動火災保険株式会社	94,884.21	0.88
14 インベスターズバンクウェストトリーティ	83,821.00	0.77
15 明治安田生命保険相互会社	80,455.81	0.74
16 第一生命保険相互会社	78,231.44	0.72
17 ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント	75,592.00	0.70
18 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	74,675.00	0.69
19 メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイッククライアントメロンオムニバスユーエスペンション	63,256.00	0.58
20 大同生命保険株式会社	61,226.07	0.56
合計	3,325,441.91	30.90

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 上記のほか、当社が保有している普通株式の自己株式651,076.03株があります。
 3. ヒーロー・アンド・カンパニーは、ADR(米国預託証券)発行のため預託された株式の名称義人でありませぬ。

(2) 第一回第三種優先株式 (平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
1 東京海上日動火災保険株式会社	40,000.00	40.00
1 明治安田生命保険相互会社	40,000.00	40.00
3 日本生命保険相互会社	20,000.00	20.00
合計	100,000.00	100.00

(3) 第八種優先株式 (平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	17,700.00	100.00
合計	17,700.00	100.00

(4) 第十一種優先株式 (平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
ユーエフジェイトラスティーサービス ピーブイティーパーミューダリミテッドアズ ザトラスティーオブユーエフジェイインター ナショナルファイナンスパミューダトラスト	1.00	100.00
合計	1.00	100.00

(5) 第十二種優先株式 (平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
1 日本生命保険相互会社	45,400.00	40.10
2 明治安田生命保険相互会社	22,800.00	20.14
3 農林中央金庫	22,400.00	19.78
4 太陽生命保険株式会社	11,300.00	9.98
4 大同生命保険株式会社	11,300.00	9.98
合計	113,200.00	100.00

4. 株式の所有者別状況

普通株式

(平成18年9月30日現在)

区分	株主数	所有株式数	所有株式数割合
政府及び地方公共団体	15人	3千株	0.03%
金融機関	662	3,583	33.45
証券会社	122	117	1.10
その他の法人	13,370	2,164	20.21
外国法人等	1,206	3,375	31.51
個人その他	236,182	816	7.62
自己株式	1	651	6.08
合計	251,558	10,713	100.00
端株の状況	—	48	—

(注) 株主数には端株のみを所有する端株主数を含んでおりません。

5. 配当金の推移

普通株式の配当状況

(平成18年9月30日現在)

		1株当たり年間配当金	
		中間	期末
三菱東京フィナンシャル・グループ	平成13年度	6,000円	—
	平成14年度	4,000円	—
	平成15年度	6,000円	—
	平成16年度	6,000円	—
三菱UFJフィナンシャル・グループ	平成17年度	7,000円 ^(注2)	3,000円 ^(注2)
	平成18年度 ^(注1)		5,000円

(注) 1. 平成18年11月20日に普通株式の配当予想を修正しました。平成18年度の期末配当につきましては、1株につき5,000円(中間配当金と合計で当期の年間配当は1株につき10,000円)と予想しています。

2. 平成17年度中間配当金は、三菱東京フィナンシャル・グループの実績。

6. 株価の推移

最近5年間の事業年度別最高・最低株価

普通株式

決算年月	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
最高(円)	1,350,000	1,060,000	1,080,000	1,230,000	1,810,000
最低(円)	688,000	438,000	351,000	800,000	873,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 平成17年9月以前は三菱東京フィナンシャル・グループの株価です。

3. 第一回第三種優先株式、第八種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式は、証券取引所に上場されておりません。

最近6月間の月別最高・最低株価

普通株式

月別	平成18年4月	平成18年5月	平成18年6月	平成18年7月	平成18年8月	平成18年9月
最高(円)	1,950,000	1,850,000	1,600,000	1,650,000	1,660,000	1,630,000
最低(円)	1,780,000	1,470,000	1,370,000	1,510,000	1,530,000	1,410,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 第一回第三種優先株式、第八種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式は、証券取引所に上場されておりません。

三菱東京UFJ銀行

■ 主要な経営指標等の推移（連結）	54
■ 中間連結財務諸表	56
■ 連結情報	75
■ 主要な経営指標等の推移（単体）	85
■ 中間財務諸表	87
■ 営業の概況（単体）	99
■ 銀行業務の状況（単体）	103
■ 店舗・人員の状況（単体）	113
■ 資本・株式の状況（単体）	114

■ 主要な経営指標等の推移（連結）

三菱東京UFJ銀行

（単位：百万円）

事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成18年中間期	平成16年度	平成17年度
連結経常収益	1,019,388	1,121,705	2,275,152	2,113,517	2,931,816
連結経常利益	248,286	299,790	534,884	447,564	687,515
連結中間純利益	136,521	228,506	431,149	—	—
連結当期純利益	—	—	—	263,476	484,147
連結純資産額	3,161,239	4,013,422	8,461,140	3,644,039	6,774,059
連結総資産額	95,304,773	91,386,844	154,723,925	93,632,955	160,772,959
1株当たり純資産額	580.47円	737.21円	640.23円	626.71円	608.36円
1株当たり中間純利益	26.52円	44.55円	43.55円	—	—
1株当たり当期純利益	—	—	—	51.01円	77.02円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—	41.60円	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—	—	—	75.10円
連結自己資本比率（国際統一基準）	10.56%	11.17%	12.15%	11.83%	12.48%
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,060,391	2,283,698	△4,542,280	2,911,166	△4,595,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,255,583	△1,362,669	1,888,399	△1,879,428	561,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	△165,381	92,156	△78,772	303,221	2,408
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,383,046	5,097,754	2,674,955	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	4,064,970	5,413,714
従業員数	36,519人	32,953人	60,620人	36,477人	60,406人

- （注） 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、注記事項の（1株当たり情報）に記載しています。
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、平成16年中間期及び平成17年中間期は潜在株式が存在しないため記載していません。また、平成16年度は潜在株式が存在しないため記載していません。
 4. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。
 5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年中間期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しています。
 6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しています。なお、当行は国際統一基準を採用しています。
 7. 当行は、平成18年1月1日に旧株式会社UFJ銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京UFJ銀行に変更しました。このため、平成17年中間期までは旧株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年12月31日までが旧株式会社東京三菱銀行、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京UFJ銀行からなる計数を記載しております。

(単位：百万円)

事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成16年度
連結経常収益	1,061,505	965,883	2,010,900
連結経常利益 (△は連結経常損失)	△404,508	318,023	△550,839
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	△553,519	401,575	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	—	—	△502,724
連結純資産額	1,511,490	2,156,197	1,680,593
連結総資産額	71,912,289	71,327,305	73,630,230
1株当たり純資産額	△117.09円	26.42円	△81.11円
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失)	△122.22円	87.15円	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	—	—	△110.46円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	64.15円	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—	—
連結自己資本比率 (国際統一基準)	10.03%	11.66%	10.48%
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,161,805	486,999	△578,620
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,439,757	396,257	1,156,266
財務活動によるキャッシュ・フロー	724,882	△155,947	734,237
現金及び現金同等物の中間期末残高	7,604,286	5,318,221	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	4,589,184
従業員数	25,205人	25,054人	24,588人

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、平成16年中間期及び平成16年度については純損失が計上されているので、記載しておりません。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

中間連結財務諸表

平成17年中間期は旧東京三菱銀行の数値を記載しています。

当行の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けています。以下の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の中間連結財務諸表に基づいて作成しています。

1. 中間連結貸借対照表

	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)	
現金預け金	9,165,133	7,926,420	預金	58,964,804
コールローン及び買入手形	1,003,130	2,061,452	譲渡性預金	1,799,913
買現先勘定	284,809	320,527	コールマネー及び売渡手形	7,088,514
債券貸借取引支払保証金	1,560,382	1,489,139	売現先勘定	3,390,706
買入金銭債権	2,271,108	3,503,937	債券貸借取引受入担保金	1,007,326
特定取引資産	3,978,705	4,501,913	コマーシャル・ペーパー	192,972
金銭の信託	278,393	265,903	特定取引負債	632,552
有価証券	24,929,269	40,489,391	借入金	955,794
投資損失引当金	△1,668	△21,680	外国為替	1,443,553
貸出金	39,597,663	76,337,877	短期社債	337,900
外国為替	726,270	1,368,145	社債	3,314,746
その他資産	2,536,592	4,359,306	その他負債	2,895,990
動産不動産	761,108	—	賞与引当金	9,731
有形固定資産	—	1,494,729	退職給付引当金	26,780
無形固定資産	—	412,513	日本国際博覧会出展引当金	200
繰延税金資産	39,874	647,645	偶発損失引当金	—
支払承諾見返	4,735,886	10,589,001	特別法上の引当金	31
貸倒引当金	△479,815	△1,022,300	繰延税金負債	64,132
			再評価に係る繰延税金負債	124,244
			支払承諾	4,735,886
			負債の部合計	86,985,782
			(少数株主持分)	
			少数株主持分	387,639
			(資本の部)	
			資本金	996,973
			資本剰余金	806,928
			利益剰余金	1,400,513
			土地再評価差額金	158,749
			その他有価証券評価差額金	731,855
			為替換算調整勘定	△81,598
			資本の部合計	4,013,422
			負債、少数株主持分及び資本の部合計	91,386,844
			(純資産の部)	
			資本金	—
			資本剰余金	996,973
			利益剰余金	2,767,590
			株主資本合計	1,918,358
			その他有価証券評価差額金	5,682,921
			繰延ヘッジ損益	—
			土地再評価差額金	1,062,180
			為替換算調整勘定	—
			評価・換算差額等合計	△62,280
			少数株主持分	—
			純資産の部合計	8,461,140
資産の部合計	91,386,844	154,723,925	負債及び純資産の部合計	154,723,925

中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成していますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しています。なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しています。

2. 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
経常収益	1,121,705	2,275,152
資金運用収益	681,397	1,443,411
(うち貸出金利息)	(417,441)	(942,670)
(うち有価証券利息配当金)	(133,539)	(273,477)
信託報酬	9,614	12,058
役務取引等収益	227,016	444,391
特定取引収益	51,300	61,276
その他業務収益	102,839	167,080
その他経常収益	49,536	146,934
経常費用	821,915	1,740,268
資金調達費用	258,815	607,506
(うち預金利息)	(133,502)	(299,339)
役務取引等費用	23,904	49,571
その他業務費用	38,055	70,161
営業経費	449,831	801,169
その他経常費用	51,307	211,859
経常利益	299,790	534,884
特別利益	112,780	184,732
動産不動産処分益	364	—
固定資産処分益	—	2,891
貸倒引当金戻入益	77,869	104,794
償却債権取立益	14,863	72,201
子会社株式売却益	19,631	—
その他の特別利益	52	4,844
特別損失	3,076	49,677
動産不動産処分損	1,145	—
固定資産処分損	—	6,422
減損損失	1,827	4,086
証券取引責任準備金繰入額	103	—
システム統合に係る偶発損失引当金繰入額	—	39,168
税金等調整前中間純利益	409,495	669,938
法人税、住民税及び事業税	30,768	32,843
法人税等調整額	132,293	184,223
少数株主利益	17,925	21,722
中間純利益	228,506	431,149

3. 中間連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	806,928
資本剰余金増加高	—
資本剰余金減少高	—
資本剰余金中間期末残高	806,928
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	1,346,203
利益剰余金増加高	229,342
中間純利益	228,506
土地再評価差額金取崩額	836
利益剰余金減少高	175,032
配当金	166,229
役員賞与	47
持分法適用会社の減少に伴う減少高	1,055
海外連結子会社における会計基準変更に伴う減少高	7,700
利益剰余金中間期末残高	1,400,513

4. 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成18年中間期（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）			
	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高	996,973	2,767,590	1,620,151	5,384,714
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当 ^(注)			△131,186	△131,186
中間純利益			431,149	431,149
土地再評価差額金取崩額			1,421	1,421
持分法適用関連会社の減少			△2,706	△2,706
会計基準の変更による連結子会社の増加			△470	△470
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）				
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	298,206	298,206
平成18年9月30日残高	996,973	2,767,590	1,918,358	5,682,921

(単位：百万円)

	平成18年中間期（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）						
	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	1,187,117	—	245,686	△43,458	1,389,345	1,724,584	8,498,644
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当 ^(注)							△131,186
中間純利益							431,149
土地再評価差額金取崩額							1,421
持分法適用関連会社の減少							△2,706
会計基準の変更による連結子会社の増加							△470
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△124,936	△62,280	△1,366	△9,884	△198,467	△137,243	△335,711
中間連結会計期間中の変動額合計	△124,936	△62,280	△1,366	△9,884	△198,467	△137,243	△37,504
平成18年9月30日残高	1,062,180	△62,280	244,320	△53,343	1,190,877	1,587,341	8,461,140

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	409,495	669,938
減価償却費	19,320	131,096
減損損失	1,827	4,086
連結調整勘定償却額	3,355	—
のれん償却額	—	531
持分法による投資損益(△)	△777	△5,622
貸倒引当金の増加額(減少：△)	△98,125	△187,979
投資損失引当金の増加額(減少：△)	493	△5,336
賞与引当金の増加額(減少：△)	△3,280	△2,195
退職給付引当金の増加額(減少：△)	2,002	△2,058
日本国際博覧会出展引当金の増加額	35	—
偶発損失引当金の増加額	—	57,806
資金運用収益	△681,397	△1,443,411
資金調達費用	258,815	607,506
有価証券関係損益(△)	△9,872	△17,652
金銭の信託の運用損益(△)	△459	△7,871
為替差損益(△)	△202,697	△99,751
動産不動産処分損益(△)	781	—
固定資産処分損益(△)	—	3,531
特定取引資産の純増(△)減	△596,045	1,270,832
特定取引負債の純増減(△)	169,830	△120,175
約定済未決済特定取引調整額	274,681	△204,129
貸出金の純増(△)減	△605,427	△166,655
預金の純増減(△)	972,755	△2,739,260
譲渡性預金の純増減(△)	120,842	△214,826
借入金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減(△)	5,953	1,919,752
預け金(現金同等物を除く)の 純増(△)減	△338,671	603,142
コールローン等の純増(△)減	△1,389,888	△433,842
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	687,808	1,249,101
コールマネー等の純増減(△)	1,187,795	△6,702,595
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	△151,575	170,138
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	1,142,603	1,462,745
外国為替(資産)の純増(△)減	△43,902	△105,392
外国為替(負債)の純増減(△)	516,221	△528,463
短期社債(負債)の純増減(△)	△58,000	△81,100
普通社債の発行・償還による純増減(△)	△100,153	△287,016
資金運用による収入	676,536	1,411,060
資金調達による支出	△250,364	△575,778
その他	406,928	△127,094
小計	2,327,443	△4,496,937
法人税等の支払額	△43,745	△45,342
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,283,698	△4,542,280

(右上に続く)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△29,326,318	△26,733,109
有価証券の売却による収入	18,973,938	11,826,239
有価証券の償還による収入	8,835,145	16,927,112
金銭の信託の増加による支出	△15,280	△15,691
金銭の信託の減少による収入	136,031	47,773
動産不動産の取得による支出	△134,663	—
有形固定資産の取得による支出	—	△117,915
無形固定資産の取得による支出	—	△56,713
動産不動産の売却による収入	9,248	—
有形固定資産の売却による収入	—	10,681
無形固定資産の売却による収入	—	23
子会社株式の追加取得による支出	△100	—
連結範囲の変動を伴う子会社株式の 売却による収入又は支出(△)	159,330	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,362,669	1,888,399
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	120,100	98,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△85,473	△18,500
劣後特約付社債・新株予約権付 社債の発行による収入	239,825	288,083
劣後特約付社債・新株予約権付 社債の償還による支出	△165,235	△134,330
少数株主への株式等の発行による収入	171,487	4,272
少数株主からの株式等の取得による支出	—	△120,000
配当金支払額	△166,229	△131,186
少数株主への配当金支払額	△12,447	△34,831
子会社による当該会社の自己株式の 取得による支出	△9,886	△30,415
子会社による当該会社の自己株式の 処分による収入	15	136
財務活動によるキャッシュ・フロー	92,156	△78,772
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	22,350	△6,455
V 現金及び現金同等物の増加額(減少：△)	1,035,536	△2,739,108
VI 現金及び現金同等物の期首残高	4,064,970	5,413,714
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	348
VIII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△2,753	—
IX 現金及び現金同等物の中間期末残高	5,097,754	2,674,955

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)																										
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 117社 主要な会社名 UnionBanCal Corporation</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 193社 主要な会社名 UFJニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、ZAO Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia)他20社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、近畿日本信販株式会社他1社は、清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 二チエシ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>																										
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 22社 主要な会社名 ダイヤモンドリース株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 46社 主要な会社名 株式会社中京銀行 ダイヤモンドリース株式会社 UFJセントラルリース株式会社 なお、三菱UFJメリリオンチPB証券株式会社他3社は、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。 また日中架け橋ファンド他2社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 Cswitch Corporation NBA株式会社 ファルマフロンティア株式会社 株式会社フルスロットルズ 株式会社インキュビズ クラブツーリズム株式会社 (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>																										
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>4月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>87社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>27社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日を中間決算日とする子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社は、それぞれの中間会計期間に係る中間財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	2社	6月末日	87社	7月24日	1社	9月末日	27社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>5月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>114社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>64社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 3月末日を中間決算日とする連結子会社及び、5月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	2社	3月末日	3社	4月末日	2社	5月末日	1社	6月末日	114社	7月24日	5社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	64社
4月末日	2社																											
6月末日	87社																											
7月24日	1社																											
9月末日	27社																											
11月末日	2社																											
3月末日	3社																											
4月末日	2社																											
5月末日	1社																											
6月末日	114社																											
7月24日	5社																											
7月末日	1社																											
8月末日	1社																											
9月末日	64社																											
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取</p>																										

引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては主として移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。

(B) 有価証券運用・投資を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 動産不動産

当行の動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

動産：2年～20年

また、連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年から10年)に対応して定額法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

また、社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当額として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を

引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(会計方針の変更)

従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

動産：2年～20年

また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～10年)に対応して定額法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(会計方針の変更)

平成18年3月31日終了連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は1.805百万円、「社債」は同額減少しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当額として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を

監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は259,550百万円であります。

その他の連結子会社は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

時価のない債券に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

- (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
- (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の際連結会計年度から費用処理

(10) 日本国際博覧会出展引当金の計上基準

「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用の支出に備えるため、出展契約に基づいた出展費用見積額を期間配分方式により計上しております。なお、この引当金は租税特別措置法第57条の2の準備金を含んでおります。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。

(A) 金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(B) 証券取引責任準備金

証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎に

監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は842,227百万円であります。

その他の連結子会社は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

- (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
- (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の際連結会計年度から費用処理

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(追加情報)

旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社UFJ銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社UFJ銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額39,168百万円を偶発損失引当金として計上しております。

なお、当中間連結会計期間より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前連結会計年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、21,444百万円、その他負債に含めて表示していたものは14,779百万円、前中間連結会計期間末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、7,916百万円、その他負債に含めて表示していたものは10,470百万円でありました。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。

(A) 金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(B) 証券取引責任準備金

証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

当行及び国内銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎に

グルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は76,041百万円、繰延ヘッジ利益は102,914百万円であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは資産又は負債として繰延ております。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、動産不動産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計期間の費用として計上しております。

(17) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している利益処分方式による海外投資損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(18) 連結納税制度の適用

当行及び国内の一部の連結子会社は、平成16年度をもって連結納税制度の適用を止めしております。

(19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。

グルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は51,682百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は76,871百万円(同前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計期間の費用として計上しております。

(19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成17年中間期
(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

平成18年中間期
(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間連結会計期間から適用しております。

当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,936,079百万円であります。

なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。

(投資事業組合に関する実務対応報告)

実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(企業結合及び事業分離に関する会計基準)

「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)および企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準および同適用指針を適用しております。

表示方法の変更

平成17年中間期
(自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

平成18年中間期
(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

中間連結財務諸表規則の改正、及び「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日 内閣府令第60号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(中間連結貸借対照表関係)

- (1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたリース資産及びソフトウェアは、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示しております。
- (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。
- (2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。
- (3) 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたリース資産及びソフトウェアの取得による支出、並びに売却による収入は、中間連結貸借対照表の「その他資産」に含めて表示しておりましたリース資産及びソフトウェアが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示されたことに伴い、投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」及び「無形固定資産の取得による収入」に含めて表示しております。また、上記に伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたリース資産に係る減価償却費につきましては、「減価償却費」に含めて表示しております。

追加情報

平成17年中間期
(自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

平成18年中間期
(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(事業区分の変更)

従来、区分表示しておりました「証券業」の区分につきましては、平成17年7月に連結子会社の三菱証券株式会社(現 三菱UFJ証券株式会社)が株式会社三菱東京UFJグループ(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)の直接出資子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」の区分に含めて表示しております。また、平成17年10月にUFJニコス株式会社が連結子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。

(中間連結貸借対照表関係)

平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)																																								
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式21,281百万円及び出資金92百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に209,979百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買戻先取引により戻戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は1,074,076百万円、再貸付に供している有価証券は595,813百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,031,278百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は688,255百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替の額面金額は12,074百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,590百万円、延滞債権額は502,704百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,285百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は285,717百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は815,299百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">4,233百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">4,083百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,246,472百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,672,265百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">198,526百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">6,593,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他負債</td> <td style="text-align: right;">6,056百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,520百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金293,806百万円、買入金銭債権13百万円、有価証券3,418,586百万円、貸出金269,336百万円及びその他資産3,334百万円を差し入れております。また、売戻先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている買入金銭債権は121,806百万円、特定取引資産は1,380,963百万円、有価証券は2,817,856百万円であり、対応する売戻先勘定は3,384,072百万円、債券貸借取引受入担保金は864,198百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,945,569百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	現金預け金	4,233百万円	買入金銭債権	4,083百万円	有価証券	3,246,472百万円	貸出金	3,672,265百万円	担保資産に対応する債務		預金	198,526百万円	コールマネー及び売渡手形	6,593,500百万円	その他負債	6,056百万円	支払承諾	1,520百万円	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式116,174百万円及び出資金96百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に49,984百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買戻先取引により戻戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,414,360百万円、再貸付に供している有価証券は959,303百万円、当中間連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,912,894百万円あります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,186,599百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替の額面金額は9,211百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は49,730百万円、延滞債権額は639,675百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,866百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は637,087百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,344,359百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,392百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">595,035百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">2,342,221百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">9,920百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,248百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">253,388百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">485,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">1,946,811百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">社債</td> <td style="text-align: right;">598百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,392百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金328,569百万円、有価証券7,226,304百万円、貸出金4,214,048百万円及びその他資産3,339百万円を差し入れております。また、売戻先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は955,701百万円、有価証券は6,409,197百万円であり、対応する売戻先勘定は3,596,944百万円、債券貸借取引受入担保金は3,485,324百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は57,786,041百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	現金預け金	1,392百万円	有価証券	595,035百万円	貸出金	2,342,221百万円	その他資産	9,920百万円	有形固定資産	1,248百万円	担保資産に対応する債務		預金	253,388百万円	コールマネー及び売渡手形	485,000百万円	借入金	1,946,811百万円	社債	598百万円	支払承諾	1,392百万円
現金預け金	4,233百万円																																								
買入金銭債権	4,083百万円																																								
有価証券	3,246,472百万円																																								
貸出金	3,672,265百万円																																								
担保資産に対応する債務																																									
預金	198,526百万円																																								
コールマネー及び売渡手形	6,593,500百万円																																								
その他負債	6,056百万円																																								
支払承諾	1,520百万円																																								
現金預け金	1,392百万円																																								
有価証券	595,035百万円																																								
貸出金	2,342,221百万円																																								
その他資産	9,920百万円																																								
有形固定資産	1,248百万円																																								
担保資産に対応する債務																																									
預金	253,388百万円																																								
コールマネー及び売渡手形	485,000百万円																																								
借入金	1,946,811百万円																																								
社債	598百万円																																								
支払承諾	1,392百万円																																								

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
 81,862百万円

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。
 同法律第10号に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
 70,264百万円

10. 動産不動産の減価償却累計額 486,901百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500,500百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債1,442,253百万円が含まれております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 1,230,743百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 86,662百万円
 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,028,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債2,760,148百万円が含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
1. その他経常収益には、株式等売却益19,489百万円及び貸出債権等の売却に係る利益8,964百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、リース子会社に係る受取リース料71,307百万円、株式等売却益22,415百万円及び貸出債権等の売却に係る利益10,308百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸出金償却26,212百万円及び株式等売却損4,517百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸出金償却67,291百万円、リース子会社に係るリース原価52,669百万円及び株式等償却12,631百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)				
	1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項				
	前連結会計 年度末 株式数(千株)	当中間連結 会計期間増加 株式数(千株)	当中間連結 会計期間減少 株式数(千株)	当中間連結 会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	9,822,054	435,906	—	10,257,961	注1
第一回第二種 優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種 優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種 優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種 優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	10,178,754	435,906	—	10,614,661	
自己株式					
第一回第三種 優先株式	—	9,300	—	9,300	注2
第一回第四種 優先株式	—	79,700	—	79,700	注3
第一回第五種 優先株式	—	150,000	—	150,000	注4
合計	—	239,000	—	239,000	

(注) 1. 普通株式の増加435,906千株は、第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式、第一回第五種優先株式の取得請求による増加であります。
 2. 第一回第三種優先株式の自己株式の増加9,300千株は、取得請求による増加であります。
 3. 第一回第四種優先株式の自己株式の増加79,700千株は、取得請求による増加であります。
 4. 第一回第五種優先株式の自己株式の増加150,000千株は、取得請求による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
 該当ありません。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 6月28日 定時株主 総会	普通株式	123,365	12.56	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日
	第一回第二種 優先株式	3,000	30.00	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日
	第一回第三種 優先株式	429	15.90	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日
	第一回第四種 優先株式	1,482	18.60	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日
	第一回第五種 優先株式	2,910	19.40	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 11月20日 取締役会	普通株式	317,586	その他 利益剰余金	30.96	平成18年 9月30日	平成18年 11月21日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成18年 9月30日	平成18年 11月21日
	第一回第三種 優先株式	140	その他 利益剰余金	7.95	平成18年 9月30日	平成18年 11月21日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
平成17年9月30日現在		平成18年9月30日現在	
現金預け金勘定	9,165,133百万円	現金預け金勘定	7,926,420百万円
定期性預け金及び譲渡性預け金	△4,067,379百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,251,465百万円
現金及び現金同等物	5,097,754百万円	現金及び現金同等物	2,674,955百万円

(リース取引関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額		・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	
取得価額相当額		取得価額相当額	
動産	48,197百万円	有形固定資産	191,013百万円
その他	841百万円	無形固定資産	131,284百万円
合計	49,038百万円	合計	322,297百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	26,137百万円	有形固定資産	99,034百万円
その他	619百万円	無形固定資産	48,675百万円
合計	26,756百万円	合計	147,709百万円
中間連結会計期間末残高相当額		中間連結会計期間末残高相当額	
動産	22,060百万円	有形固定資産	91,978百万円
その他	221百万円	無形固定資産	82,609百万円
合計	22,281百万円	合計	174,587百万円
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。		(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうち的主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。	
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額		・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	7,694百万円	1年内	48,550百万円
1年超	14,586百万円	1年超	128,426百万円
合計	22,281百万円	合計	176,976百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。		(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。	
・支払リース料 (減価償却費相当額)		・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
	3,888百万円	支払リース料	26,984百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		減価償却費相当額	26,492百万円
		支払利息相当額	735百万円
		・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
		・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	
(貸手側)		(貸手側)	
・その他資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高		・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	
取得価額	27,350百万円	取得価額	554,296百万円
減価償却累計額	12,917百万円	有形固定資産	915百万円
中間連結会計期間末残高	14,433百万円	無形固定資産	915百万円
合計	14,433百万円	合計	555,211百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額		減価償却累計額	
1年内	6,211百万円	有形固定資産	237,120百万円
1年超	8,222百万円	無形固定資産	587百万円
合計	14,433百万円	合計	237,707百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。		中間連結会計期間末残高	
・受取リース料		有形固定資産	317,175百万円
2,875百万円		無形固定資産	327百万円
・減価償却費		合計	317,503百万円
2,508百万円			

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

・未経過リース料	
1年内	9,276百万円
1年超	56,605百万円
合計	65,882百万円

(貸手側)

・未経過リース料	
1年内	9,114百万円
1年超	28,782百万円
合計	37,897百万円

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年内	112,108百万円
1年超	242,328百万円
合計	354,436百万円

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価値の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。

・受取リース料	59,530百万円
・減価償却費	52,498百万円

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

・未経過リース料	
1年内	24,628百万円
1年超	105,788百万円
合計	130,417百万円

(貸手側)

・未経過リース料	
1年内	7,405百万円
1年超	18,294百万円
合計	25,700百万円

(1株当たり情報)

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1株当たり純資産額	737円21銭	640円23銭
1株当たり中間純利益	44円55銭	43円55銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—円	41円60銭

(注) 1. 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1株当たり中間純利益			
中間純利益	百万円	228,506	431,149
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,000	3,180
うち利益処分による役員賞与金	百万円	—	—
うち優先配当額	百万円	3,000	3,180
普通株式に係る中間純利益	百万円	225,506	427,968
普通株式の中間期中平均株式数	千株	5,061,726	9,826,818
潜在株式調整後1株当たり中間純利益			
中間純利益調整額	百万円	—	140
うち優先配当額	百万円	—	140
普通株式増加数	千株	—	462,498
うち優先株式	千株	—	462,498
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	優先株式1種類(発行済株式数100,000千株)

2. 平成17年中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、株式会社東京三菱銀行においては潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	—	8,461,140
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	1,893,621
うち少数株主持分	百万円	—	1,587,341
うち優先株式	百万円	—	303,100
うち優先配当額	百万円	—	3,180
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	—	6,567,518
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	—	10,257,961

4. 企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成14年9月25日 企業会計基準委員会)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)																																										
	<p>当行は、平成18年11月20日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedが発行した以下の優先出資証券の償還について決議いたしました。</p> <p>(償還する優先出資証券の概要)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発行体</th> <th colspan="3">UFJ Preferred Capital 1 Limited</th> </tr> <tr> <th>証券の種類</th> <th>シリーズ3</th> <th>シリーズ4</th> <th>シリーズ5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2">非累積型・変動配当・優先出資証券</td> <td>非累積型・固定配当・優先出資証券</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td colspan="3">本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td colspan="3">永久</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・変動配当</td> <td>非累積型・変動配当</td> <td>非累積型・固定配当</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>900億円</td> <td>1,180億円</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成13年10月24日</td> <td>平成13年11月8日</td> <td>平成13年11月8日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>900億円</td> <td>1,180億円</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td>1証券につき1,000万円</td> <td>1証券につき1,000万円</td> <td>1証券につき1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(償還予定日) 平成19年1月25日</p>			発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited			証券の種類	シリーズ3	シリーズ4	シリーズ5		非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券	償還期限	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。			償還期限	永久			配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当	発行総額	900億円	1,180億円	100億円	払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日	償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円	償還金額	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited																																										
証券の種類	シリーズ3	シリーズ4	シリーズ5																																								
	非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券																																								
償還期限	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																																										
償還期限	永久																																										
配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当																																								
発行総額	900億円	1,180億円	100億円																																								
払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日																																								
償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円																																								
償還金額	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円																																								

(追加情報)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)														
<p>当行は株式会社UFJ銀行との間で、平成17年4月20日付にて合併契約書を、平成17年8月12日付にて合併契約書の変更契約書を締結し、当該合併契約書は平成17年6月28日開催の当行の第9期定時株主総会および各種類株式にかかる種類株主総会において、当該合併契約書の変更契約書は平成17年8月30日開催の臨時株主総会および第二種優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました。</p> <p>当該合併契約書および合併契約書の変更契約書による、当行と株式会社UFJ銀行との間の合併契約の内容は、以下のとおりです。</p> <p>なお、親会社である株式会社三菱東京フィナンシャル・グループは、平成17年10月1日を合併期日として株式会社UFJホールディングスと合併し、同日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに商号変更いたしました。</p> <p>(1) 合併の目的</p> <p>MTFGグループとUFJグループは、グローバルな競争を勝ち抜く「世界屈指の総合金融グループ」を創造し、お客様に最高水準の商品・サービスを提供するとともに、グループ会社が緊密に連携することで、お客様のあらゆる金融ニーズに総合的、かつ機動的にお応えできる体制を飛躍的に強化するため、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループと株式会社UFJホールディングスの合併によりできる新持株会社の下で、株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行とを、合併することと致しました。</p> <p>(2) 合併する相手会社の名称</p> <p>株式会社UFJ銀行(登記名:株式会社ユーエフジェイ銀行)</p> <p>(3) 合併の方法</p> <p>株式会社東京三菱銀行(以下、甲)と株式会社UFJ銀行(以下、乙)は合併し、甲は存続し、乙は解散致します。</p> <p>(4) 合併後の会社の名称</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行</p> <p>(5) 合併比率、合併交付金、合併により発行する株式の種類および数、増加すべき資本金および準備金等、引き継ぐ資産・負債</p> <p>① 合併比率</p> <p>乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.62株を割当交付します。</p> <p>乙の甲種第一回、丁種第一回、丁種第二回優先株式各1株につき、それぞれ甲の第一回第三種、第一回第四種、第一回第五種優先株式各1株を割当交付します。</p> <p>乙の第一回戊種、第一回庚種、第二回庚種優先株式各1株につき、それぞれ甲の普通株式0.34株を割当交付します。</p> <p>乙の第一回辛種優先株式1株につき、甲の普通株式3.44株を割当交付します。</p> <p>なお、第一回戊種優先株式の転換により己種優先株式が発行された場合には、己種優先株式1株につき甲の普通株式0.34株を割当交付します。</p> <p>② 合併交付金</p> <p>甲は、本合併に際し、合併交付金の支払を行いません。</p> <p>③ 合併により発行する株式の種類および数</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>普通株式:</td> <td>4,286,351,741株</td> </tr> <tr> <td>第一回第三種優先株式:</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第一回第四種優先株式:</td> <td>150,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第一回第五種優先株式:</td> <td>150,000,000株</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 増加すべき資本金および準備金等</p> <p>甲が本合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>0円。</td> </tr> <tr> <td>資本準備金</td> <td>合併差益の額から下記利益準備金の額および下記任意積立金その他の留保利益の額を控除した額。</td> </tr> </tbody> </table>	普通株式:	4,286,351,741株	第一回第三種優先株式:	200,000,000株	第一回第四種優先株式:	150,000,000株	第一回第五種優先株式:	150,000,000株	資本金	0円。	資本準備金	合併差益の額から下記利益準備金の額および下記任意積立金その他の留保利益の額を控除した額。			
普通株式:	4,286,351,741株														
第一回第三種優先株式:	200,000,000株														
第一回第四種優先株式:	150,000,000株														
第一回第五種優先株式:	150,000,000株														
資本金	0円。														
資本準備金	合併差益の額から下記利益準備金の額および下記任意積立金その他の留保利益の額を控除した額。														

利益準備金 合併期日における乙の利益準備金の額。
 任意積立金その他の留保利益の額
 合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額。ただし、積
 立てるべき科目およびその額は、甲および乙協議の上これを決定する。

⑤ 引き継ぐ資産・負債

乙は、平成17年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、こ
 れに合併期日に至るまでの増減を加除した一切の資産および負債ならびに権利義務
 を合併期日において甲に引継ぎます。

(6) 相手会社の規模

① 株式会社UFJ銀行の最近中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表は次のとおりで
 す。

中間連結貸借対照表
 (平成17年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	6,277,066	預金	47,702,283
コールローン及び買入手形	281,486	譲渡性預金	2,705,696
買現先勘定	9,960	コールマネー及び売渡手形	6,143,366
債券貸借取引支払保証金	891,250	売現先勘定	1,775,302
買入金銭債権	371,828	債券貸借取引受入担保金	264,000
特定取引資産	950,919	コマースナル・ペーパー	81,581
金銭の信託	11,918	特定取引負債	216,378
有価証券	19,873,966	借入金	750,674
貸出金	35,695,513	外国為替	208,186
外国為替	667,793	短期社債	149,000
その他資産	1,786,346	社債	2,256,426
動産不動産	518,059	その他負債	1,855,582
繰延税金資産	828,729	賞与引当金	13,524
支払承諾見返	4,171,805	退職給付引当金	7,141
貸倒引当金	△1,006,085	繰延税金負債	2,528
投資損失引当金	△3,254	再評価に係る繰延税金負債	81,375
		支払承諾	4,171,805
		負債の部合計	68,384,855
		(少数株主持分)	
		少数株主持分	786,252
		(資本の部)	
		資本金	1,258,582
		資本剰余金	268,427
		利益剰余金	319,222
		土地再評価差額金	88,665
		その他有価証券評価差額金	288,617
		為替換算調整勘定	△67,317
		資本の部合計	2,156,197
資産の部合計	71,327,305	負債、少数株主持分及び 資本の部合計	71,327,305

② 株式会社UFJ銀行の最近中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30
 日まで)の連結経常収益は965,883百万円、連結経常利益は318,023百万円、連
 結中間純利益は401,575百万円です。

③ 平成17年9月30日現在の株式会社UFJ銀行およびその連結子会社の従業員数は、
 25,054人です(従業員数は、執行役員、嘱託および臨時雇員を含んでおりません)。

(7) 合併期日

平成18年1月1日

(8) 配当起算日

甲が上記(5)①の合併比率に基づき割当交付する普通株式に対する利益配当金の計算
 は、平成17年10月1日を起算日とします。

(9) その他重要な事項

合併契約書の変更契約書に基づく当行の平成17年9月30日の最終の株主名簿に記
 載又は記録された株主に対する中間配当の限度額は以下のとおりであります。

普通株式1株当たり	127円
第二種優先株式1株当たり	30円
総額	640,472,632,342円

その他

平成17年中間期
 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

平成18年中間期
 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 当行と当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、平成18
 年12月19日に、サンフランシスコ連邦銀行、ニューヨーク連邦銀行およびニュー
 ヨーク州銀行局より、米国におけるマネーローディング防止対応に関連して業務改
 善命令を受領いたしました。また、当行の米国における連結子会社である三菱東京
 UFJ銀行信託会社(Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Trust Company)は、米国預
 金保険公社およびニューヨーク州銀行局から、同じくマネーローディング防止対応
 に関連して、同日に業務改善命令を受領いたしました。
2. 当行は、平成18年12月26日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的
 として、ケイマン諸島に当行の100%出資子会社BTMU Preferred Capital 4

LimitedおよびBTMU Preferred Capital 5 Limitedを設立することを決定いたしました。

発行する優先出資証券の概要は以下の通りであり、今後、具体的な条件を決定する予定であります。なお、本優先出資証券は、BIS自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定であります。

発行体	BTMU Preferred Capital 4 Limited	BTMU Preferred Capital 5 Limited
	ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する 当社が議決権を100%所有する特別目的子会社	
証券の種類	ユーロ建 配当金非累積型 永久優先出資証券	英ポンド建 配当金非累積型 永久優先出資証券
	発行総額 2通貨合計で1,500億円程度を目処に、投資家の需要動向等に応じて決定する	
配当金	未定	
資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充当	
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社の劣後債権者・ 一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位	

(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としております。

有価証券関係

- 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等も含めて記載しております。
- 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち		中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
国債	1,997,849	2,004,948	7,098	7,553	454	2,053,445	2,047,718	△5,726	460	6,186
外国債券	16,631	18,163	1,531	1,531	—	36,571	36,871	300	1,017	716
その他	293,839	293,839	—	—	—	349,706	349,705	△0	—	0
合計	2,308,320	2,316,950	8,629	9,084	454	2,439,723	2,434,296	△5,426	1,477	6,903

(注) 1. 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
国内株式	1,825,775	2,984,135	1,158,359	1,185,723	27,363	3,899,463	5,625,510	1,726,046	1,828,826	102,780
国内債券	13,561,106	13,545,018	△16,087	7,447	23,535	20,719,259	20,630,953	△88,305	8,307	96,613
国債	12,023,502	12,006,370	△17,131	3,227	20,359	18,835,751	18,755,928	△79,823	4,717	84,541
地方債	121,380	121,899	518	787	268	210,439	210,141	△298	901	1,200
社債	1,416,224	1,416,749	524	3,432	2,907	1,673,067	1,664,883	△8,183	2,687	10,871
外国株式	5,464	20,505	15,040	15,123	83	63,458	155,627	92,168	93,280	1,111
外国債券	4,195,227	4,186,444	△8,782	26,393	35,175	5,830,780	5,769,650	△61,129	15,958	77,088
その他	2,462,004	2,537,067	75,063	92,423	17,359	3,435,063	3,564,614	129,550	146,385	16,834
合計	22,049,578	23,273,172	1,223,593	1,327,112	103,518	33,948,025	35,746,356	1,798,330	2,092,758	294,427

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、各中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、当該中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。「時価が著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
時価が取得原価に比べて下落
要注意先
時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 評価差額のうち、繰上デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は平成17年度中間期末は52百万円（費用）、平成18年度中間期末は該当ありません。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（1.を除く）

(単位：百万円)

	平成17年中間期末	平成18年中間期末
満期保有目的の債券 外国債券	29,371	27,287
その他有価証券 国内株式	271,619	536,165
社債	777,234	3,636,567
外国株式	—	116,655
外国債券	86,570	117,672

(注) 平成17年中間期末の外国株式については、重要性がないため記載しておりません。

金銭の信託関係

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	94,230	94,230	-	-	-	128,773	129,659	885	964	79

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成17年中間期末	平成18年中間期末
評価差額	1,233,015	1,810,827
その他有価証券	1,233,015	1,809,942
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	-	885
繰延税金負債	△501,142	△735,123
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	731,872	1,075,703
少数株主持分相当額	△530	△10,505
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	513	△3,017
その他有価証券評価差額金	731,855	1,062,180

(注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額（平成17年中間期52百万円（費用））を除いております。なお、平成18年中間期は該当ありません。
2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額（平成17年中間期末9,369百万円（益）、平成18年中間期末11,612百万円（益））を含めております。

デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 金利先物	11,450,539	387	387	19,044,106	966	966
金利オプション	5,312,448	142	△53	12,505,751	141	△56
店頭 金利先渡契約	1,200,153	△103	△103	235,800	△68	△68
金利スワップ	333,080,550	69,298	69,298	543,202,938	140,845	140,845
スワップション	19,739,830	△525	3,377	32,590,777	△713	5,460
その他	7,943,247	3,337	5,345	10,224,565	778	4,027
合計		72,537	78,253		141,948	151,174

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 通貨先物	9,069	-	-	12,631	△89	△89
店頭 通貨スワップ	9,057,102	29,661	29,661	40,389,290	34,982	34,982
為替予約	47,813,192	76,455	76,455	62,801,815	75,232	75,232
通貨オプション	8,299,532	△12,994	17,665	22,986,350	△175,563	△15,724
合計		93,123	123,783		△65,438	94,400

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成17年中間期末、平成18年中間期末）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 債券先物	671,036	2,446	2,446	2,083,926	△463	△463
債券先物オプション	31,489	37	0	365,565	247	100
店頭 債券店頭オプション	120,000	538	503	3,302,910	△2,133	△1,326
合計		3,022	2,950		△2,350	△1,689

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 商品先物	—	—	—	—	—	—
店頭 商品スワップ	266,345	144	144	769,374	3,253	3,253
商品オプション	15,413	20	49	183,560	64	64
合計		164	193		3,318	3,318

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 クレジット・デフォルト・オプション	4,655,135	△647	△647	8,968,290	△1,545	△1,545

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 ウェザー・デリバティブ	1,133	—	26	502	—	9

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

(単位：百万円)

	平成17年中間期					
	銀行業	証券業	その他	計	消去又は全社	連結
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,012,563	50,936	58,205	1,121,705	—	1,121,705
(2) セグメント間の内部経常収益	5,285	2,089	4,519	11,893	△11,893	—
計	1,017,848	53,026	62,724	1,133,599	△11,893	1,121,705
経常費用	724,891	50,040	58,787	833,718	△11,803	821,915
経常利益	292,957	2,985	3,937	299,880	△90	299,790
資産	91,057,412	507	808,220	91,866,140	△479,295	91,386,844

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. その他には、クレジットカード業、リース業等が属しております。

(単位：百万円)

	平成18年中間期					
	銀行業	クレジットカード業	その他	計	消去又は全社	連結
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,958,379	231,569	85,203	2,275,152	—	2,275,152
(2) セグメント間の内部経常収益	10,064	5,477	7,426	22,968	△22,968	—
計	1,968,444	237,047	92,629	2,298,121	△22,968	2,275,152
経常費用	1,499,848	177,357	89,907	1,767,114	△26,845	1,740,268
経常利益	468,595	59,689	2,722	531,007	3,877	534,884
資産	151,030,648	4,569,062	700,233	156,299,945	△1,576,019	154,723,925

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. その他には、証券業、リース業等が属しております。

3. 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「証券業」の区分につきましては、平成17年7月に連結子会社の三菱証券株式会社（現 三菱UFJ証券株式会社）が株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）の直接出資子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」の区分に含めて表示しております。

また、平成17年10月にUFJニコス株式会社が連結子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。なお、前中間連結会計期間における「クレジットカード業」の経常収益、経常費用、経常利益並びに資産は、それぞれ以下のとおりであります。

前中間連結会計期間	
経常収益	48,533百万円
経常費用	46,601百万円
経常利益	1,932百万円
資産	569,981百万円

2. 所在地別セグメント情報

(単位：百万円)

	平成17年中間期						消去又は全社	連結
	日本	北米	中南米	欧州・中近東	アジア・オセアニア	計		
経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	717,550	259,760	3,931	70,805	69,657	1,121,705	—	1,121,705
(2) セグメント間の内部経常収益	28,214	14,412	17,511	14,206	18,848	93,193	△93,193	—
計	745,764	274,173	21,442	85,012	88,506	1,214,899	△93,193	1,121,705
経常費用	523,405	209,189	21,998	83,306	70,076	907,976	△86,061	821,915
経常利益(△は経常損失)	222,358	64,983	△556	1,705	18,430	306,922	△7,132	299,790

(注) 1. 当行の本店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

(単位：百万円)

	平成18年中間期						消去又は全社	連結
	日本	北米	中南米	欧州・中近東	アジア・オセアニア	計		
経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,648,918	343,188	4,150	127,131	151,764	2,275,152	—	2,275,152
(2) セグメント間の内部経常収益	55,074	38,213	66,547	28,473	39,831	228,140	△228,140	—
計	1,703,992	381,402	70,698	155,604	191,595	2,503,293	△228,140	2,275,152
経常費用	1,279,507	312,859	53,881	150,969	156,395	1,953,613	△213,344	1,740,268
経常利益	424,484	68,543	16,816	4,635	35,200	549,680	△14,796	534,884

(注) 1. 当行の本店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3. 海外経常収益

(単位：百万円)

	平成17年中間期	平成18年中間期
	I 海外経常収益	404,155
II 連結経常収益	1,121,705	2,275,152
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合	36.0%	27.5%

(注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2. 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

■ 連結情報

1. リスク管理債権の状況

リスク管理債権額については、部分直接償却後の金額を記載しています。

(1) リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成18年中間期末
破綻先債権額	135	497
延滞債権額	5,027	6,396
3カ月以上延滞債権額	132	178
貸出条件緩和債権額	2,857	6,370
合計	8,152	13,443
貸出金残高	395,976	763,378
貸出金に占める比率	2.05%	1.76%

(2) リスク管理債権に対する引当率

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成18年中間期末
貸倒引当金 (A)	4,798	10,223
リスク管理債権 (B)	8,152	13,443
引当率 (A) / (B)	58.85%	76.04%

(注) 貸倒引当金には、リスク管理債権以外の債権に対応する引当金が含まれているほか、担保・保証等による保全については考慮されていません。

(3) 地域別リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)					平成18年中間期末				
	破綻先債権額	延滞債権額	3カ月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計	破綻先債権額	延滞債権額	3カ月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計
国内	135	4,144	122	2,372	6,774	496	6,146	165	5,791	12,599
海外	0	882	10	485	1,378	0	250	13	579	843
アジア	0	16	0	46	64	0	50	4	137	192
インドネシア	—	—	0	21	22	—	25	4	30	59
タイ	—	—	—	21	21	—	0	—	19	20
香港	—	—	—	—	—	—	—	—	32	32
その他	0	16	—	3	20	0	24	—	55	80
米国	0	726	4	46	778	—	74	3	335	413
その他	—	139	4	391	535	—	125	5	107	237
合計	135	5,027	132	2,857	8,152	497	6,396	178	6,370	13,443

(注) 「国内」と「海外」は、債務者の居住地により区分しています。

(4) 業種別リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)					平成18年中間期末				
	破綻先債権額	延滞債権額	3カ月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計	破綻先債権額	延滞債権額	3カ月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計
国内	135	4,144	122	2,372	6,774	496	6,146	165	5,791	12,599
製造業	23	512	5	164	707	30	494	5	869	1,399
建設業	37	206	0	175	419	20	284	0	319	625
卸売・小売業	8	550	2	451	1,012	28	902	8	471	1,410
金融・保険業	—	512	—	0	513	—	3	—	7	11
不動産業	3	933	71	929	1,938	50	1,453	63	1,209	2,776
各種サービス業	4	859	4	234	1,101	20	695	8	690	1,414
その他	2	183	4	263	453	3	274	2	904	1,185
消費者	54	386	35	151	627	342	2,038	77	1,318	3,775
海外	0	882	10	485	1,378	0	250	13	579	843
金融機関	—	416	—	274	690	—	—	—	269	269
商工業	0	440	9	210	661	0	240	7	308	556
その他	0	25	0	0	26	0	10	5	1	16
合計	135	5,027	132	2,857	8,152	497	6,396	178	6,370	13,443

(注) 「国内」と「海外」は、債務者の居住地により区分しています。

2. 連結自己資本比率（国際統一基準）

当行は連結自己資本比率の算定に関する内部管理体制について、監査法人トーマツの外部監査を受け、調査報告書を受領しています。なお、当該外部監査は日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、監査法人トーマツが当行との間で合意された調査手続を実施し、その結果を報告する業務です。また、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に基づく監査ではなく、合意された手続の実施対象である内部管理体制及びそれに関連する連結自己資本比率に関して監査意見の表明を受けたものではありません。

（単位：億円）

		平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成18年中間期末
基本的項目	資本金	9,969	9,969
	うち非累積的永久優先株	1,250	1,250
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,069	27,675
	利益剰余金	7,604	19,183
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	3,207
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△815	△533
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	3,871	15,768
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,650	12,372
	営業権相当額（△）	478	—
	のれん相当額（△）	—	666
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	57	41
連結調整勘定相当額（△）	—	—	
繰延税金資産の控除前の基本的項目計（上記各項目の合計額）	—	68,149	
繰延税金資産の控除金額（△） ^(注2)	—	—	
計 (A)	28,162	68,149	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注3)	1,650	7,782	
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	5,553	8,126
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,273	2,006
	一般貸倒引当金	3,094	8,025
	負債性資本調達手段等	17,983	33,969
	うち永久劣後債務 ^(注4)	2,915	5,640
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注5)	15,068	28,328
計	27,904	52,127	
うち自己資本への算入額 (B)	26,917	52,127	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 ^(注6) (D)	393	1,480
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	54,687	118,796
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	408,541	826,214
	オフ・バランス取引項目	78,515	147,013
	信用リスク・アセットの額 (F)	487,056	973,227
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	2,420	4,373
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	193	349
計 (F) + (G) (I)	489,477	977,601	
連結自己資本比率（国際統一基準） (E) / (I) × 100	11.17%	12.15%	

(注) 1. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づいて算出したものであり、日本基準に基づく連結財務諸表をベースにしています。なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しています。

2. 平成18年中間期末の「繰延税金資産の純額に相当する額」は5,834億円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は27,259億円です。

3. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）です。

4. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

5. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られています。

6. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額です。

(※) 連結自己資本比率（国際統一基準）及び単体自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入している海外特別目的会社6社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりです。

		[1]	
①発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited		
②発行証券の種類	シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	シリーズ3 ^(注1) 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	
	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。		
③償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。	永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。	
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	
⑤発行総額	1,300億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	900億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	
⑥払込日	平成11年3月25日 ^(注2)	平成13年10月24日 ^(注2)	
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 (1) 当行がある会計年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該会計年度終了後の7月及び1月の配当支払日（以下、「強制配当支払日」という）に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。</p> <p>配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の会計年度の配当可能利益から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直前に終了した当行の会計年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該会計年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該会計年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p>		
⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>		
⑨残余財産分配請求優先権	1口当たり10,000,000円		

	[1]	
①発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited	
②発行証券の種類	シリーズ4 ^{(注)1} 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	シリーズ5 ^{(注)1} 非累積型・固定配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)
	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。	
③償還期限	永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。	
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・固定配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	1,180億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	100億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成13年11月8日 ^{(注)2}	
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 (1) 当行がある会計年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該会計年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。</p> <p>配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の会計年度の配当可能利益から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直前に終了した当行の会計年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該会計年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該会計年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p>	
⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づき清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>	
⑨残余財産分配請求優先権	1口当たり10,000,000円	

[1]			
①発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited		
②発行証券の種類	シリーズA 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	シリーズB 非累積型・固定配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)
	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。		
③償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。	永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。	
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・固定配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	945億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	115億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)	50億円 (1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日	平成14年9月26日
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 (1) 当行がある会計年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該会計年度終了後の7月及び1月の配当支払日（以下、「強制配当支払日」という）に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。</p> <p>配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の会計年度の配当可能利益から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直前に終了した当行の会計年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該会計年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該会計年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p>		
⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>		
⑨残余財産分配請求優先権	1口当たり10,000,000円		

(注) 1. UFJ Preferred Capital 1 Limited の発行する優先出資証券のうちシリーズ3、4及び5につきましては、平成19年1月25日付で全額償還する予定です。
2. 当行の海外特別目的会社であったSanwa Capital Finance 2 Limited、UFJ Capital Finance 1 Limited、UFJ Capital Finance 2 Limited 及びUFJ Capital Finance 3 Limited（以下、「当初発行体」という）がそれぞれシリーズ2、3、4及び5と同額の優先出資証券を発行した当初払込日を記載しております。なお、当初発行体は平成15年1月に旧株式会社UFJホールディングスの海外特別目的会社となりました。

	[2]
①発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.
②発行証券の種類	配当非累積型優先証券 (以下、「本優先証券」という) 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当優先権を与えられている。
③償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部又は一部を償還することができる。本優先証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。
⑤発行総額	10億米ドル（1券面当たり発行価額1,000米ドル）
⑥払込日	平成10年3月26日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年6月末日と12月末日 当該日が営業日でない場合は、直前の営業日とする。
⑧配当停止条件	下記のいずれかに該当する場合、本優先証券に対する配当は停止され、停止された配当は累積しない（ただし、当行が発行体に対し配当支払を指示した場合、ならびに下記強制配当支払日に該当する場合を除く）。 (1) 発行体の普通株主であるTokai Preferred Capital Holdings Inc.（当行100%子会社）が、発行体に配当停止を指示した場合 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の連結自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。
⑨強制配当	当行がある会計年度について配当を行った場合、発行体は当該会計年度の期末が属する暦年の12月、及び翌年の6月の配当支払日（強制配当支払日）に、満額配当を行われなければならない。
⑩残余財産分配請求優先権	1券面当たり1,000米ドル

	[3]
①発行体	BTMU Preferred Capital Limited
②発行証券の種類	シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成17年8月24日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1)一定の場合を除き、当行がある会計年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該会計年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2)また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した会計年度において、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該会計年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部(当行の優先株式の減配割合と同じ割合)支払われない。 配当可能金額の制限 (1)上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の会計年度の配当可能利益から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a)直前に終了した当行の会計年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b)当行の子会社が発行した証券で当行の優先出資証券と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該会計年度末以降にされたもの。 (c)配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当行の当該会計年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2)上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧配当停止条件	上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1)当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2)「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3)「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

	[4]
①発行体	BTMU Preferred Capital 1 Limited
②発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という） 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる（一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる）。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当（ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。）
⑤発行総額	2,300百万米ドル（1口当たり発行価額1,000米ドル）
⑥払込日	平成18年3月17日
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由^{(注)1}が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の営業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当行がある会計年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該会計年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の会計年度の配当可能利益（会社法施行後は、分配可能額。）から下記 (a) 及び (b) を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の会計年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該会計年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記 (1) の分配制限の額が、(x) 当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と (y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において) 当該直前の7月の配当支払日以降上記 (1) の (b) に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は (ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは (b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[5]
①発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
②発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という）
	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる（一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる）。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当（ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。）
⑤発行総額	750百万ユーロ（1口当たり発行価額1,000ユーロ）
⑥払込日	平成18年3月17日
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由^{(注)1}が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の営業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当行がある会計年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該会計年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の会計年度の配当可能利益（会社法施行後は、分配可能額。）から下記（a）及び（b）を控除した金額を限度とする。 （a）直前に終了した当行の会計年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 （b）同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該会計年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記（1）の分配制限の額が、（x）当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と（y）（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記（1）の（b）に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

- (i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は (ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは (b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

- 当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

- 決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[6]
①発行体	BTMU Preferred Capital 3 Limited
②発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という） 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる（一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる）。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当（ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。）
⑤発行総額	1,200億円（1口当たり発行価額10,000,000円）
⑥払込日	平成18年3月17日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^{(注)1} が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の営業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある会計年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該会計年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の会計年度の配当可能利益（会社法施行後は、分配可能額。）から下記 (a) 及び (b) を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の会計年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該会計年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記 (1) の分配制限の額が、(x) 当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と (y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において) 当該直前の7月の配当支払日以降上記 (1) の (b) に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は (ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは (b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

■ 主要な経営指標等の推移 (単体)

三菱東京UFJ銀行

(単位：百万円)

回次	第9期中	第10期中	第2期中	第9期	第1期
事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成18年中間期	平成16年度	平成17年度
経常収益	728,455	826,512	1,694,948	1,539,264	2,217,015
経常利益	171,068	234,966	358,350	338,983	562,892
中間純利益	108,176	208,172	422,912	—	—
当期純利益	—	—	—	227,486	450,799
資本金	871,973	996,973	996,973	996,973	996,973
発行済株式総数	普通株式 5,019,469千株 優先株式 81,400千株	普通株式 5,100,869千株 第二種優先株式 100,000千株	普通株式 10,257,961千株 第一回第二種優先株式 100,000千株 第一回第三種優先株式 27,000千株 第一回第四種優先株式 79,700千株 第一回第五種優先株式 150,000千株	普通株式 5,019,469千株 第一種優先株式 81,400千株 第二種優先株式 100,000千株	普通株式 9,822,054千株 第一回第二種優先株式 100,000千株 第一回第三種優先株式 27,000千株 第一回第四種優先株式 79,700千株 第一回第五種優先株式 150,000千株
純資産額	3,026,020	3,834,463	6,733,100	3,507,135	6,605,581
総資産額	82,276,162	83,919,107	140,550,683	81,110,195	147,091,292
預金残高	52,351,389	53,902,462	98,174,273	53,192,258	101,092,544
貸出金残高	36,001,958	35,413,450	69,538,871	35,095,790	69,587,196
有価証券残高	25,876,278	24,754,165	40,272,163	22,802,738	42,159,651
1株当たり純資産額	553.53円	702.12円	626.52円	599.45円	591.25円
1株当たり配当額	普通株式 3.92円 第一種優先株式 41.25円	普通株式 124.89円 第二種優先株式 30.00円	普通株式 30.96円 第一回第二種優先株式 30.00円 第一回第三種優先株式 7.95円 第一回第四種優先株式 —円 第一回第五種優先株式 —円	普通株式 36.24円 第一種優先株式 82.50円 第二種優先株式 6.42円	普通株式 137.45円 第一回第二種優先株式 60.00円 第一回第三種優先株式 15.90円 第一回第四種優先株式 18.60円 第一回第五種優先株式 19.40円
(うち1株当たり中間配当額)				普通株式 3.92円 第一種優先株式 41.25円 第二種優先株式 —円	普通株式 124.89円 第二種優先株式 30.00円
1株当たり中間純利益	20.88円	40.53円	42.71円	—	—
1株当たり当期純利益	—	—	—	43.85円	71.66円
単体自己資本比率 (国際統一基準)	10.65%	11.47%	12.91%	12.21%	13.28%
配当性向	18.77%	310.49%	75.65%	82.63%	172.82%
従業員数	17,587人	18,014人	34,029人	17,516人	33,641人
総資産利益率(ROA)					
経常利益率	0.44%	0.58%	0.45%	0.43%	0.58%
中間(当期)純利益率	0.28%	0.51%	0.54%	0.29%	0.46%
資本利益率(ROE)					
経常利益率	11.77%	14.02%	11.57%	11.22%	12.50%
中間(当期)純利益率	7.36%	12.40%	13.67%	7.44%	9.96%

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 第1期の1株当たり配当額については、旧株式会社東京三菱銀行の第10期中間配当における1株当たりの配当額と株式会社三菱東京UFJ銀行の第1期期末配当における1株当たりの配当額の合計金額を記載しております。
 3. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第2期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、第2期中から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
 5. 当行は、平成18年1月1日に旧株式会社UFJ銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京UFJ銀行に変更しました。このため第10期中までは旧株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、第1期については、平成17年12月31日までが旧株式会社東京三菱銀行(第10期)、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京UFJ銀行からなる計数を記載しております。
 6. 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出してしております。
 7. 総資産利益率= $\frac{\text{利益} / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$
 8. 資本利益率= $\frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額}) / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{[(\text{期首資本の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産の部合計(資本の部合計) - 期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})] / 2} \times 100$

回次	第4期中	第5期中	第4期
事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成16年度
経常収益	944,611	796,616	1,702,983
経常利益 (△は経常損失)	△430,759	243,710	△671,184
中間純利益 (△は中間純損失)	△573,157	429,531	—
当期純利益 (△は当期純損失)	—	—	△627,276
資本金	1,233,582	1,258,582	1,258,582
発行済株式総数	普通株式 4,542,779千株 第一回優先株式 12,989千株 甲種第一回優先株式 200,000千株 丙種第一回優先株式 12,237千株 丁種第一回優先株式 150,000千株 丁種第二回優先株式 150,000千株 第一回戊種優先株式 3,500,000千株 第一回庚種優先株式 400,000千株 第一回庚種優先株式 3,500,000千株 第一回庚種優先株式 400,000千株	普通株式 4,625,083千株 甲種第一回優先株式 200,000千株 丁種第一回優先株式 150,000千株 丁種第二回優先株式 150,000千株 第一回戊種優先株式 3,500,000千株 第一回庚種優先株式 400,000千株 第二回庚種優先株式 20,000千株 第一回辛種優先株式 25,000千株	普通株式 4,598,911千株 第一回優先株式 6,543千株 甲種第一回優先株式 200,000千株 丁種第一回優先株式 150,000千株 丁種第二回優先株式 150,000千株 第一回戊種優先株式 3,500,000千株 第一回庚種優先株式 400,000千株 第二回庚種優先株式 20,000千株 第一回辛種優先株式 25,000千株
純資産額	1,710,429	2,241,625	1,771,420
総資産額	69,800,521	69,201,992	68,184,043
預金残高	46,647,956	46,475,651	46,902,886
貸出金残高	35,695,361	34,213,030	33,745,516
有価証券残高	17,935,630	20,107,656	19,893,126
1株当たり純資産額	△73.30円	44.89円	△61.36円
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失)	△126.55円	93.22円	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	—	—	△137.83円
単体自己資本比率 (国際統一基準)	10.42%	11.84%	10.48%
従業員数	17,182人	17,146人	16,758人
総資産利益率(ROA)			
経常利益率	—	0.684%	—
中間(当期)純利益率	—	1.206%	—
資本利益率(ROE)			
経常利益率	—	—	—
中間(当期)純利益率	—	—	—

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 従業員数は当行から他社への出向者は除き、他社から当行への出向者及び海外の現地採用者は含めております。なお、執行役員は含めておりません。
 3. 総資産利益率= $\frac{\text{利益} / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{\text{総資産 (除く支払承諾見返) 平均残高}} \times 100$
 4. 資本利益率= $\frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額}) / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{\{(\text{期首資本の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末資本の部合計} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} / 2} \times 100$
 5. 総資産利益率・資本利益率について、第4期中及び第4期は、経常損失、当期純損失となったため、経常利益率、当期純利益率は記載していません。

■ 中間財務諸表

平成17年中間期は旧東京三菱銀行の数値を記載しています。

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けています。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しています。

1. 中間貸借対照表

	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)	
現金預け金	8,903,630	7,670,917	預金	53,902,462
コールローン	654,621	1,881,991	譲渡性預金	1,824,066
買現先勘定	205,950	255,140	コールマネー	872,493
債券貸借取引支払保証金	1,560,382	1,489,139	売現先勘定	3,278,569
買入金銭債権	1,181,888	2,625,173	債券貸借取引受入担保金	936,030
特定取引資産	3,960,025	4,514,066	売渡手形	6,193,500
金銭の信託	278,391	265,752	特定取引負債	613,466
有価証券	24,754,165	40,272,163	借入金	1,621,636
投資損失引当金	△1,668	△128,238	外国為替	1,444,760
貸出金	35,413,450	69,538,871	短期社債	337,900
外国為替	736,309	1,365,537	社債	2,522,115
その他資産	1,818,403	2,868,035	その他負債	2,295,563
動産不動産	664,170	—	賞与引当金	7,224
有形固定資産	—	958,401	退職給付引当金	17,361
無形固定資産	—	257,445	日本国際博覧会出展引当金	200
繰延税金資産	49,075	598,212	偶発損失引当金	—
支払承諾見返	4,093,016	6,832,565	特別法上の引当金	31
貸倒引当金	△352,707	△714,493	再評価に係る繰延税金負債	124,244
			支払承諾	4,093,016
			負債の部合計	80,084,644
			(資本の部)	
			資本金	996,973
			資本剰余金	806,928
			資本準備金	806,928
			利益剰余金	1,138,991
			利益準備金	190,044
			任意積立金	720,629
			中間未処分利益	228,316
			土地再評価差額金	158,749
			その他有価証券評価差額金	732,821
			資本の部合計	3,834,463
			負債及び資本の部合計	83,919,107
			(純資産の部)	
			資本金	—
			資本剰余金	—
			資本準備金	—
			利益剰余金	—
			利益準備金	—
			その他利益剰余金	—
			行員退職手当基金	—
			別途積立金	—
			繰越利益剰余金	—
			株主資本合計	—
			その他有価証券評価差額金	—
			繰延ヘッジ損益	—
			土地再評価差額金	—
			評価・換算差額等合計	—
			純資産の部合計	—
資産の部合計	83,919,107	140,550,683	負債及び純資産の部合計	—
				140,550,683

中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成していますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)の定めるところに準じて記載しています。なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しています。

2. 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
経常収益	826,512	1,694,948
資金運用収益	537,237	1,152,772
(うち貸出金利息)	(304,032)	(678,840)
(うち有価証券利息配当金)	(132,882)	(262,341)
役員取引等収益	123,208	271,565
特定取引収益	38,196	60,588
その他業務収益	92,313	164,593
その他経常収益	35,556	45,427
経常費用	591,545	1,336,597
資金調達費用	222,143	577,865
(うち預金利息)	(119,221)	(268,392)
役員取引等費用	22,494	61,690
特定取引費用	2,694	—
その他業務費用	35,348	68,979
営業経費	274,518	527,821
その他経常費用	34,346	100,240

(右上に続く)

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
経常利益	234,966	358,350
特別利益	118,748	234,954
特別損失	2,803	48,802
税引前中間純利益	350,911	544,502
法人税、住民税及び事業税	11,818	8,837
法人税等調整額	130,921	112,752
中間純利益	208,172	422,912
前期繰越利益	19,308	—
土地再評価差額金取崩額	836	—
中間配当額	—	—
中間未処分利益	228,316	—

3. 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成18年中間期 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)									株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					海外投資等 損失準備金	役員退職 手当基金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	1	2,432	718,196	494,209	1,404,884	5,169,447
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当 ^(注)								△131,186	△131,186	△131,186
中間純利益								422,912	422,912	422,912
海外投資等損失 準備金取崩額					△1			1	—	—
土地再評価差額金 取崩額								1,421	1,421	1,421
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額 (純額)										
中間会計期間中の変動額 合計	—	—	—	—	△1	—	—	293,148	293,147	293,147
平成18年9月30日残高	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	—	2,432	718,196	787,358	1,698,031	5,462,595

(単位：百万円)

	平成18年中間期 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)					純資産合計
	評価・換算差額等				評価・換算差額等 合計	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高	1,190,391	—	245,742	1,436,133	6,605,581	
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当 ^(注)					△131,186	
中間純利益					422,912	
海外投資等損失準備金取崩額					—	
土地再評価差額金取崩額					1,421	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	△114,035	△50,171	△1,421	△165,628	△165,628	
中間会計期間中の変動額合計	△114,035	△50,171	△1,421	△165,628	127,518	
平成18年9月30日残高	1,076,356	△50,171	244,320	1,270,505	6,733,100	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用・投資を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間貸借対照表及び中間損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年から10年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(3年～10年)に対応して定額法により償却しております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当額として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は222.966百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当額として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は631.226百万円であります。</p>

	<p>(2) 投資損失引当金 時価のない債券に対し、将来発生する可能性のある損失に備えるため、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理</p> <p>(5) 日本国際博覧会出展引当金 「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用の支出に備えるため、出展契約に基づいた出展費用見積額を期間配分方式により計上しております。なお、この引当金は租税特別措置法第57条の2の準備金を含んでおります。</p> <p>(7) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理</p> <p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。 (追加情報) 旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社UFJ銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社UFJ銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額39,168百万円を偶発損失引当金として計上しております。 なお、当中間会計期間より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前事業年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、21,444百万円、その他負債に含めて表示していたものは2,291百万円、前中間会計期間末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、7,916百万円、その他負債に含めて表示していたものは2,065百万円であります。</p> <p>(7) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 繰延資産の処理方法	(1) 社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (2) 社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 (会計方針の変更) 平成18年3月31日終了事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は1,784百万円、「社債」は同額減少しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。 その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素

	<p>の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しており、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は76,041百万円、繰延ヘッジ利益は102,914百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるおります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債権債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは資産又は負債として繰延べております。</p>	<p>の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しており、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は51,682百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は76,871百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるおります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債権債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるしております。なお、動産不動産に係る控除対象外消費税等は発生した期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるしております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。
11. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	
12. 連結納税制度の適用	平成16年度をもって連結納税制度の適用を中止しております。	
13. 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は6,783,271百万円あります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>中間財務諸表等規則の改正、及び「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日 内閣府令第60号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「行員退職手当基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上してありましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

平成17年中間期末
(平成17年9月30日)

平成18年中間期末
(平成18年9月30日)

1. 子会社の株式及び出資総額	347,536百万円
なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。	
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に合計	209,979百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は1,062,464百万円、再貸付に供している有価証券は525,766百万円、当中間期末に当該処分をせず所有しているものは2,914,385百万円であります。	
手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は688,255百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替の額面金額は12,074百万円であります。	
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,564百万円、延滞債権額は464,445百万円であります。	
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,797百万円あります。	
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は283,984百万円あります。	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は773,792百万円あります。	
なお、3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
現金預け金	1,520百万円
有価証券	2,981,697百万円
貸出金	3,672,265百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	400,000百万円
売渡手形	6,193,500百万円
支払承諾	1,520百万円
上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金293,806百万円、買入金銭債権13百万円、有価証券3,415,719百万円及び貸出金280,655百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている買入金銭債権は119,117百万円、特定取引資産は1,380,963百万円、有価証券は2,718,738百万円であり、対応する売現先勘定は3,278,569百万円、債券貸借取引受入担保金は864,198百万円あります。	
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,623,470百万円あります。	
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	
9. 動産不動産の減価償却累計額	373,098百万円
10. 動産不動産の圧縮記帳額	34,787百万円
(当中間期圧縮記帳額)	一百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,342,839百万円が含まれております。	
12. 社債には、劣後特約付社債729,380百万円が含まれております。	
13. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。	
金融先物取引責任準備金	31百万円
金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。	
14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土	

1. 関係会社の株式及び出資総額	1,346,154百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に49,984百万円含まれております。	
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,397,562百万円、再貸付に供している有価証券は882,327百万円、当中間会計期末に当該処分をせず所有しているものは3,864,108百万円あります。	
手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,173,933百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替の額面金額は9,211百万円あります。	
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は39,781百万円、延滞債権額は、500,684百万円あります。	
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、16,906百万円あります。	
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、535,770百万円あります。	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,093,143百万円あります。	
なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
現金預け金	1,392百万円
有価証券	123,513百万円
貸出金	2,333,541百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	470,000百万円
借入金	1,880,834百万円
支払承諾	1,392百万円
上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金325,743百万円、有価証券7,194,890百万円及び貸出金4,240,605百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は955,701百万円、有価証券は6,289,389百万円であり、対応する売現先勘定は3,596,944百万円、債券貸借取引受入担保金は3,365,775百万円あります。	
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,297,450百万円あります。	
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	
9. 有形固定資産の減価償却累計額	695,261百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額	86,389百万円
(当中間会計期間圧縮記帳額)	一百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,743,438百万円が含まれております。	
12. 社債には、劣後特約付社債1,211,639百万円が含まれております。	
13. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。	
金融先物取引責任準備金	31百万円
金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。	
14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土	

地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に実行価格補正及び時点修正等を行って算定。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
81,862百万円

地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に実行価格補正及び時点修正等を行って算定。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
70,264百万円

(中間損益計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1. 「その他経常収益」には、株式等売却益19,003百万円及び貸出債権等の売却に係る利益8,964百万円を含んでおります。	1. 「その他経常収益」には、株式等売却益18,131百万円及び貸出債権等の売却に係る利益6,484百万円を含んでおります。
2. 減価償却実施額は次のとおりであります。	2. 減価償却実施額は次のとおりであります。
建物・動産 9,598百万円	建物・動産 19,860百万円
その他 22,322百万円	その他 37,514百万円
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却18,715百万円、株式等売却損4,517百万円を含んでおります。	3. 「その他経常費用」には、貸出金償却45,740百万円及び株式等償却15,474百万円を含んでおります。
4. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益72,604百万円を含んでおります。	4. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益159,505百万円を含んでおります。
	5. 「特別損失」には、システム統合に係る偶発損失引当金繰入額39,168百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				
	自己株式の種類及び株式数に関する事項				
	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計 期間増加 株式数(千株)	当中間会計 期間減少 株式数(千株)	当中間会計 期間末 株式数(千株)	摘要
	自己株式				
	第一回第三種 優先株式	9,300	—	9,300	(注)1
	第一回第四種 優先株式	79,700	—	79,700	(注)2
	第一回第五種 優先株式	150,000	—	150,000	(注)3
	合計	239,000	—	239,000	
	(注)1. 第一回第三種優先株式の自己株式の増加9,300千株は、取得請求による増加であります。 2. 第一回第四種優先株式の自己株式の増加79,700千株は、取得請求による増加であります。 3. 第一回第五種優先株式の自己株式の増加150,000千株は、取得請求による増加であります。				

(リース取引関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額相当額 動産 47,730百万円 その他 713百万円 合計 48,443百万円 減価償却累計額相当額 動産 25,922百万円 その他 528百万円 合計 26,451百万円 中間期末残高相当額 動産 21,807百万円 その他 184百万円 合計 21,992百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 7,646百万円 1年超 14,345百万円 合計 21,992百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 170,006百万円 無形固定資産 129,680百万円 合計 299,686百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 89,505百万円 無形固定資産 48,002百万円 合計 137,507百万円 中間会計期末残高相当額 有形固定資産 80,501百万円 無形固定資産 81,677百万円 合計 162,179百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期末残高が有形固定資産の中間会計期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。 ・未経過リース料中間会計期末残高相当額 1年内 44,028百万円 1年超 120,539百万円 合計 164,568百万円 (注) 未経過リース料中間会計期末残高相当額は、未経過リース料中間会計期末残高が有形固定資産の中間会計期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。

- ・当中間期の支払リース料
(減価償却費相当額) 3,835百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

・未経過リース料	
1年内	6,130百万円
1年超	24,628百万円
合計	30,758百万円

(貸手側)

・未経過リース料	
1年内	56百万円
1年超	79百万円
合計	136百万円

- ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- 支払リース料 24,445百万円
- 減価償却費相当額 23,953百万円
- 支払利息相当額 735百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

・未経過リース料	
1年内	20,786百万円
1年超	72,795百万円
合計	93,581百万円

(貸手側)

・未経過リース料	
1年内	29百万円
1年超	40百万円
合計	70百万円

(重要な後発事象)

平成17年中間期
(自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

平成18年中間期
(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当行は、平成18年11月20日開催の取締役会において、当行の子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedの発行した優先出資証券計2,180億円が平成19年1月25日に償還されることに伴い、当行は同社からの劣後特約付借入計2,180億円を平成19年1月25日付で返済することについて決議いたしました。

(追加情報)

平成17年中間期
(自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

平成18年中間期
(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当行は株式会社UFJ銀行との間で、平成17年4月20日付にて合併契約書を、平成17年8月12日付にて合併契約書の変更契約書を締結し、当該合併契約書は平成17年6月28日開催の当行の第9期定時株主総会および各種類株式にかかる種類株主総会において、当該合併契約書の変更契約書は平成17年8月30日開催の臨時株主総会および第二種優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました。

当該合併契約書および合併契約書の変更契約書による、当行と株式会社UFJ銀行との間の合併契約の内容は、以下のとおりです。

なお、親会社である株式会社三菱東京フィナンシャル・グループは、平成17年10月1日を合併期日として株式会社UFJホールディングスと合併し、同日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに商号変更いたしました。

(1) 合併の目的

MTFGグループとUFJグループは、グローバルな競争を勝ち抜く「世界屈指の総合金融グループ」を創造し、お客様に最高水準の商品・サービスを提供するとともに、グループ会社が緊密に連携することで、お客様のあらゆる金融ニーズに総合的、かつ機動的にお応えできる体制を飛躍的に強化するため、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループと株式会社UFJホールディングスの合併によりできる新持株会社の下で、株式会社三菱東京UFJ銀行と株式会社UFJ銀行とを、合併することと致しました。

(2) 合併する相手会社の名称

株式会社UFJ銀行(登記名:株式会社ユーエフジェイ銀行)

(3) 合併の方法

株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、甲)と株式会社UFJ銀行(以下、乙)は合併し、甲は存続し、乙は解散致します。

(4) 合併後の会社の名称

株式会社三菱東京UFJ銀行

(5) 合併比率、合併交付金、合併により発行する株式の種類および数、増加すべき資本金および準備金等、引き継ぐ資産・負債

- ① 合併比率 乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.62株を割当交付します。乙の甲種第一回、丁種第一回、丁種第二回優先株式各1株につき、それぞれ甲の第一回第三種、第一回第四種、第一回第五種優先株式各1株を割当交付します。乙の第一回戊種、第一回庚種、第二回庚種優先株式各1株につき、それぞれ甲の普通株式0.34株を割当交付します。乙の第一回辛種優先株式1株につき、甲の普通株式3.44株を割当交付します。なお、第一回戊種優先株式の転換により己種優先株式が発行された場合には、己種優先株式1株につき甲の普通株式0.34株を割当交付します。
- ② 合併交付金 甲は、本合併に際し、合併交付金の支払を行いません。
- ③ 合併により発行する株式の種類および数
- | | |
|-------------|----------------|
| 普通株式: | 4,286,351,741株 |
| 第一回第三種優先株式: | 200,000,000株 |
| 第一回第四種優先株式: | 150,000,000株 |
| 第一回第五種優先株式: | 150,000,000株 |

- ④ 増加すべき資本金および準備金等
甲が本合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりです。
資本金 0円。
資本準備金 合併差益の額から下記利益準備金の額および下記任意積立金その他の留保利益の額を控除した額。
利益準備金 合併期日における乙の利益準備金の額。
任意積立金その他の留保利益の額 合併期日における乙の任意積立金その他の留保利益の額。ただし、積立てるべき科目およびその額は、甲および乙協議の上これを決定する。
- ⑤ 引き継ぐ資産・負債
乙は、平成17年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した一切の資産および負債ならびに権利義務を合併期日において甲に引継ぎます。

(6) 相手会社の規模

- ① 株式会社UFJ銀行の最近中間会計期間末の中間貸借対照表は次のとおりです。

中間貸借対照表

(平成17年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	6,143,609	預金	46,475,651
コールローン	287,503	譲渡性預金	2,874,496
債券貸借取引支払保証金	891,250	コールマネー	1,271,065
買入金銭債権	166,126	売現先勘定	1,775,302
特定取引資産	942,299	債券貸借取引受入担保金	176,891
金銭の信託	11,918	売渡手形	4,845,900
有価証券	20,107,656	特定取引負債	212,158
貸出金	34,213,030	借入金	1,728,754
外国為替	659,017	外国為替	211,249
その他資産	1,274,512	短期社債	149,000
動産不動産	491,025	社債	1,697,440
繰延税金資産	793,379	その他負債	1,284,268
支払承諾見返	4,170,088	賞与引当金	6,723
貸倒引当金	△812,099	再評価に係る繰延税金負債	81,375
投資損失引当金	△137,325	支払承諾	4,170,088
		負債の部合計	66,960,366
		(資本の部)	
		資本金	1,258,582
		資本剰余金	268,427
		資本準備金	268,427
		利益剰余金	427,297
		中間未処分利益	427,297
		土地再評価差額金	88,838
		その他有価証券評価差額金	198,480
		資本の部合計	2,241,625
資産の部合計	69,201,992	負債及び資本の部合計	69,201,992

- ② 株式会社UFJ銀行の最近中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経常収益は796,616百万円、経常利益243,710百万円、中間純利益は429,531百万円です。
- ③ 平成17年9月30日現在の従業員数は、17,146人です。

(7) 合併期日

平成18年1月1日

(8) 配当起算日

甲が上記(5)①の合併比率に基づき割当交付する普通株式に対する利益配当金の計算は、平成17年10月1日を起算日とします。

(9) その他重要な事項

合併契約書の変更契約書に基づく当行の平成17年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対する中間配当の限度額は以下のとおりであります。

普通株式1株当たり	127円
第二種優先株式1株当たり	30円
総額	640,472,632,342円

その他

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
中間配当(商法293条ノ5の規定による金銭の分配) 平成17年11月24日開催の取締役会において、第10期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。 中間配当金総額 640,047百万円 1株当たりの中間配当金 普通株式 124円89銭 第二種優先株式 30円	1. 中間配当 平成18年11月20日開催の取締役会において、第2期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。 中間配当金総額 320,727百万円 1株当たりの中間配当金 普通株式 30円96銭 第一回第二種優先株式 30円00銭 第一回第三種優先株式 7円95銭 2. 当行と当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、平成18年12月19日に、サンフランシスコ連邦銀行、ニューヨーク連邦銀行およびニューヨーク州銀行局より、米国におけるマネーローダリング防止対応に関連して業務改善命令を受領いたしました。また、当行の米国における連結子会社である三菱東京

UFJ銀行信託会社(Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Trust Company)は、米国預金保険公社およびニューヨーク州銀行局から、同じくマネーロンダリング防止対応に関連して、同日に業務改善命令を受領いたしました。

3. 当行は、平成18年12月26日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当行の100%出資子会社BTMU Preferred Capital 4 LimitedおよびBTMU Preferred Capital 5 Limitedを設立すること、また、当行は劣後特約付借入金として、両社の優先出資証券の発行代り金相当額を借入れることを決定いたしました。

尚、優先出資証券の概要は、当行「中間連結財務諸表」[その他]に記載しております。

有価証券関係

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等も含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位: 百万円)

	平成17年中間期末		平成18年中間期末	
	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	3,329,611	△2,368	3,425,880	6,515

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	うち		中間貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
国債	1,997,849	2,004,948	7,098	7,553	454	1,998,877	1,994,881	△3,996	460	4,456
外国債券	12,751	12,833	82	82	—	3,105	3,079	△25	11	37
その他	293,839	293,839	—	—	—	349,676	349,676	—	—	—
合計	2,304,440	2,311,621	7,181	7,635	454	2,351,658	2,347,636	△4,021	471	4,493

(注) 1. 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位: 百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	178,476	696,484	518,008	456,288	1,219,085	762,796
関連会社株式	2,215	13,585	11,370	45,260	99,574	54,314
合計	180,691	710,069	529,378	501,548	1,318,660	817,111

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	うち	
			うち益	うち損				うち益	うち損	
国内株式	1,821,821	2,973,265	1,151,443	1,178,697	27,254	3,866,841	5,570,324	1,703,483	1,805,023	101,539
国内債券	13,560,505	13,544,417	△16,087	7,447	23,535	20,540,652	20,454,406	△86,246	8,009	94,255
国債	12,022,901	12,005,769	△17,131	3,227	20,359	18,698,531	18,620,627	△77,903	4,523	82,426
地方債	121,380	121,899	518	787	268	199,537	199,288	△248	880	1,129
社債	1,416,224	1,416,749	524	3,432	2,907	1,642,583	1,634,490	△8,093	2,605	10,698
外国株式	4,125	19,161	15,036	15,036	—	61,140	153,244	92,104	93,207	1,103
外国債券	3,692,906	3,687,011	△5,894	24,291	30,186	4,843,995	4,806,883	△37,111	13,873	50,985
その他	1,658,639	1,739,049	80,409	89,505	9,095	3,142,082	3,268,349	126,267	142,433	16,165
合計	20,737,998	21,962,905	1,224,906	1,314,978	90,072	32,454,712	34,253,209	1,798,496	2,062,546	264,050

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、各中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、当該中間会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理しております。「時価が著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は平成17年中間期は52百万円(費用)、平成18年中間期は該当ありません。

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額 (2. 3.を除く)

(単位: 百万円)

		平成17年中間期末	平成18年中間期末
満期保有目的の債券	外国債券	29,371	27,287
子会社及び関連会社株式	子会社株式	187,442	827,522
	関連会社株式	6,702	17,083
その他有価証券	国内株式	270,373	515,470
	社債	777,234	3,591,658
	外国債券	79,005	117,501

金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

(単位: 百万円)

	平成17年中間期末		平成18年中間期末	
	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	184,162	△295	136,244	1,195

2. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託

(単位: 百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	評価差額		取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損				うち益	うち損
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	94,228	94,228	-	-	-	128,662	129,508	885	964	79

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、各中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	平成17年中間期末	平成18年中間期末
評価差額	1,234,328	1,811,133
その他有価証券	1,234,328	1,810,248
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	-	885
繰延税金資産 (△は繰延税金負債)	△501,507	△734,776
その他有価証券評価差額金	732,821	1,076,356

(注) 平成18年中間期末の評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額11,751百万円(益)を含めております。

デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位: 百万円)

		平成17年中間期末			平成18年中間期末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	11,444,161	387	387	19,039,783	966	966
	金利オプション	5,312,448	142	△53	12,505,751	141	△56
店頭	金利先渡契約	1,200,153	△103	△103	235,800	△68	△68
	金利スワップ	333,269,677	69,524	69,524	543,572,721	144,894	144,894
	金利スワップション	19,742,094	△520	3,382	32,593,662	△713	5,460
	その他	7,804,707	3,336	5,403	9,805,823	718	4,388
合計			72,767	78,541		145,937	155,583

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 通貨スワップ	9,049,755	29,123	29,123	40,400,769	32,007	32,007
為替予約	47,602,688	76,903	76,903	62,475,294	75,445	75,445
通貨オプション	8,298,679	△12,934	17,726	22,983,194	△175,733	△16,012
合計		93,092	123,753		△68,280	91,441

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成17年中間期末、平成18年中間期末）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 債券先物	671,036	2,446	2,446	2,081,242	△452	△452
債券先物オプション	31,489	37	0	365,565	247	100
店頭 債券店頭オプション	120,000	538	503	3,302,910	△2,133	△1,326
合計		3,022	2,950		△2,338	△1,677

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 商品スワップ	201,511	96	96	597,377	3,158	3,158
商品オプション	5,107	48	48	49,120	—	—
合計		145	145		3,158	3,158

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 クレジット・デフォルト・オプション	4,657,964	△647	△647	8,953,952	△1,581	△1,581

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(7) その他

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 ウェザー・デリバティブ	1,133	—	26	502	—	9

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

■ 営業の概況 (単体)

1. 部門別損益の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
資金利益	2,247	3,143	4,830
役務取引等利益	677	845	1,641
特定取引利益	△7	21	47
その他業務利益	37	252	132
業務粗利益	2,955 (1.11%)	4,263 (1.68%)	6,653 (1.28%)
国際業務部門			
資金利益	913	344	933
役務取引等利益	329	119	457
特定取引利益	362	△63	558
その他業務利益	532	884	823
業務粗利益	2,138 (2.81%)	1,286 (3.43%)	2,772 (2.19%)
業務粗利益	5,093 (1.50%)	5,549 (1.91%)	9,425 (1.54%)
経費 (除く臨時経費)	2,506	2,339	5,163
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	2,586	3,210	4,261
臨時損益	△236	△772	△677
経常利益	2,349	2,437	3,583

(注) 1. () 内は業務粗利益率です。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益} / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 資金利益の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)			平成17年中間期 (旧UFJ銀行)			平成18年中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
国内業務部門		2,247	0.85%		3,143	1.24%		4,830	0.93%
資金運用勘定	526,512	2,562	0.97	503,641	3,347	1.32	1,034,726	5,576	1.07
うち貸出金	298,464	1,957	1.30	311,613	2,592	1.65	594,183	4,280	1.43
有価証券	207,457	555	0.53	177,150	693	0.78	339,071	1,180	0.69
債券貸借取引支払保証金	10,682	0	0.01	11,884	1	0.01	16,482	13	0.16
預け金等	1,944	0	0.00	2,224	0	0.01	7,005	4	0.14
資金調達勘定	564,303	314	0.11	544,014	204	0.07	1,021,715	745	0.14
うち預金	430,209	54	0.02	421,863	52	0.02	851,072	257	0.06
譲渡性預金	13,401	1	0.01	29,979	4	0.02	43,338	30	0.13
債券貸借取引受入担保金	550	0	0.01	3,956	0	0.02	19,947	15	0.15
借入金等	92,759	60	0.13	67,973	52	0.15	71,367	143	0.40
国際業務部門		913	1.20		344	0.92		933	0.73
資金運用勘定	151,612	2,810	3.69	74,768	1,407	3.75	252,291	5,986	4.73
うち貸出金	56,759	1,082	3.80	22,330	428	3.82	99,098	2,507	5.04
有価証券	41,779	773	3.69	30,367	652	4.28	62,521	1,442	4.60
債券貸借取引支払保証金	1,243	18	3.04	—	—	—	720	18	5.01
預け金等	37,306	542	2.90	14,227	221	3.10	62,337	1,284	4.10
資金調達勘定	157,778	1,897	2.39	73,664	1,062	2.87	283,512	5,052	3.55
うち預金	103,004	1,137	2.20	39,843	412	2.06	136,371	2,425	3.54
譲渡性預金	6,504	115	3.54	593	9	3.31	11,493	290	5.03
債券貸借取引受入担保金	6,011	97	3.22	2,282	37	3.23	3,988	103	5.15
借入金等	25,277	322	2.54	25,652	519	4.03	49,117	1,071	4.35
合計		3,161	0.93		3,488	1.20		5,764	0.94

(注) 1. 預け金等にはコールローン、買現先勘定、買入手形を含んでいます。

2. 借入金等にはコールマネー、売現先勘定、売渡手形、コマースナル・ペーパーを含んでいます。

3. 資金利益の分析

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)			平成17年中間期 (旧UFJ銀行)			平成18年中間期		
	残高要因	利率要因	合計	残高要因	利率要因	合計	残高要因	利率要因	合計
国内業務部門									
資金運用勘定	49	△40	8	△217	42	△174	26	△359	△333
うち貸出金	1	△119	△118	△263	△12	△275	△116	△152	△268
有価証券	13	103	117	11	96	108	△154	86	△67
債券貸借取引支払保証金	△0	△0	△0	△0	△0	△0	△0	12	11
預け金等	△0	△0	△0	△0	0	0	0	4	4
資金調達勘定	5	△73	△68	△12	△16	△28	△43	270	226
うち預金	2	△18	△16	0	0	1	△0	151	150
譲渡性預金	△0	0	△0	△4	△0	△5	△0	25	25
債券	△3	—	△3	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	△0	△0	△0	△0	0	△0	5	9	15
借入金等	7	△39	△32	2	△12	△10	△89	120	30
国内資金運用収支	44	32	76	△204	59	△145	69	△629	△560
国際業務部門									
資金運用勘定	139	802	942	△46	462	416	521	1,245	1,767
うち貸出金	70	309	379	△41	160	118	436	559	996
有価証券	91	141	233	△26	242	215	△204	220	16
債券貸借取引支払保証金	△5	13	7	—	—	—	△10	9	△0
預け金等	75	217	293	22	108	130	181	338	520
資金調達勘定	113	893	1,006	△28	375	347	761	1,331	2,092
うち預金	11	545	557	△64	222	158	△73	949	875
譲渡性預金	63	28	91	5	3	8	97	67	165
債券貸借取引受入担保金	△6	59	53	△18	21	2	△88	57	△31
借入金等	58	109	168	186	△5	180	△30	261	230
国際資金運用収支	26	△90	△63	△17	86	69	△239	△85	△325

(注) 1. 預け金等にはコールローン、買現先勘定、買入手形を含んでいます。
2. 借入金等にはコールマネー、売現先勘定、売渡手形、コマーシャル・ペーパーを含んでいます。

4. 利鞘

(単位：%)

		平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
資金運用利回り	国内業務部門	0.97	1.32	1.07
	国際業務部門	3.69	3.75	4.73
	全店	1.58	1.64	1.88
資金調達原価	国内業務部門	0.73	0.76	0.94
	国際業務部門	3.32	4.08	4.30
	全店	1.30	1.16	1.75
総資金利鞘	国内業務部門	0.23	0.55	0.13
	国際業務部門	0.37	△0.32	0.42
	全店	0.28	0.47	0.12

5. 役務取引等利益の内訳

(単位: 億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
役務取引等収益	829	1,314	2,127
うち預金・貸出業務	137	367	469
為替業務	277	413	652
証券関連業務	93	251	232
役務取引等費用	151	468	486
うち為替業務	53	78	119
役務取引等利益	677	845	1,641
国際業務部門			
役務取引等収益	402	178	587
うち預金・貸出業務	105	34	146
為替業務	147	83	215
証券関連業務	0	0	0
役務取引等費用	73	58	130
うち為替業務	25	28	55
役務取引等利益	329	119	457
合計	1,007	965	2,098

6. 特定取引利益の内訳

(単位: 億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
うち商品有価証券	△7	21	47
特定取引有価証券	△26	17	5
特定金融派生商品	2	—	—
特定金融派生商品	11	—	8
国際業務部門			
うち特定取引有価証券	362	△63	558
特定取引有価証券	△0	3	3
特定金融派生商品	361	△67	550
合計	355	△41	605

7. その他業務利益の内訳

(単位: 億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
うち国債等債券関係損益	37	252	132
国債等債券関係損益	△35	203	138
国際業務部門			
うち外国為替売買益	532	884	823
外国為替売買益	558	802	1,053
国債等債券関係損益	11	176	△59
合計	569	1,136	956

8. 経費の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
人件費	927	757	1,776
うち給料・手当	765	551	1,504
物件費	1,427	1,450	3,108
うち減価償却費	319	182	572
土地建物機械賃借料	193	308	462
消耗品費	29	22	45
業務委託費	350	488	941
預金保険料	180	179	368
租税公課	151	132	278
合計	2,506	2,339	5,163

【特定取引勘定について】

特定取引勘定とは、金利、通貨の価格や有価証券市場の相場その他の指標に係る短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得ること等を目的（以下「特定取引目的」とした取引を経理するために設けられた勘定のことです。

特定取引には、具体的には先物為替等の外国為替関連取引、金利スワップ等のデリバティブ取引、譲渡性預金等の金銭債権取引、国債等の有価証券関連取引などがあります。

特定取引目的の取引を行う部署は限定されており、その他の部署においては特定取引を行うことはできません。

特定取引勘定はそれ以外の勘定と区別されており、原則として両勘定間の振替を行ってはならないこととしております。

特定取引勘定で経理された取引には公正価値を付しており、その残高や損益が、貸借対照表や損益計算書等に計上されます。

公正価値の算定は、その公正性および客観性をより強固なものにする観点から、特定取引を行う部署から独立した部署で行うこととしております。

■ 銀行業務の状況 (単体)

1. 貸出金の状況

(1) 貸出金科目別期末残高

(単位: 億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
国内業務部門			
割引手形	2,347	2,181	3,997
手形貸付	9,990	23,076	25,352
証書貸付	231,600	246,162	452,803
当座貸越	50,520	48,924	109,622
計	294,458 (83.15%)	320,345 (93.63%)	591,775 (85.10%)
国際業務部門			
割引手形	236	9	231
手形貸付	15,374	4,295	23,418
証書貸付	43,574	17,364	78,946
当座貸越	490	114	1,016
計	59,675 (16.85%)	21,784 (6.37%)	103,612 (14.90%)
合計	354,134 (100.00%)	342,130 (100.00%)	695,388 (100.00%)

(注) () 内は構成比です。

(2) 貸出金科目別平均残高

(単位: 億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
割引手形	2,543	2,150	3,756
手形貸付	10,628	25,817	26,880
証書貸付	230,629	238,588	462,505
当座貸越	54,664	45,057	101,041
計	298,464 (84.02%)	311,613 (93.31%)	594,183 (85.71%)
国際業務部門			
割引手形	172	15	277
手形貸付	14,211	3,713	23,706
証書貸付	41,891	18,417	74,438
当座貸越	483	183	675
計	56,759 (15.98%)	22,330 (6.69%)	99,098 (14.29%)
合計	355,224 (100.00%)	333,944 (100.00%)	693,282 (100.00%)

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、「月次の外貨平均残高に当該月末TT仲値を乗じることにより平均残高を算出する方式」等により算出しています。

(3) 貸出金の残存期間別残高

(単位: 億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
貸出金			
1年以下	125,650	76,294	202,631
1年超3年以下	55,895	44,281	97,358
3年超5年以下	40,869	34,210	84,327
5年超7年以下	18,943	16,911	35,916
7年超	61,764	121,393	164,515
期間の定めのないもの	51,010	49,039	110,638
合計	354,134	342,130	695,388
変動金利貸出			
1年超3年以下	39,249	30,260	67,954
3年超5年以下	30,098	22,062	60,700
5年超7年以下	12,923	10,979	24,506
7年超	26,919	55,810	69,487
期間の定めのないもの	51,010	48,753	110,638
固定金利貸出			
1年超3年以下	16,645	14,021	29,404
3年超5年以下	10,771	12,147	23,627
5年超7年以下	6,019	5,931	11,409
7年超	34,845	65,582	95,027
期間の定めのないもの	—	285	—

(注) 残存期間1年以下の貸出金については変動金利・固定金利の区別をしていません。

(4) 貸出金の業種別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
国内 (特別国際金融取引勘定分を除く)			
製造業	35,758 (11.79%)	35,214 (10.88%)	64,261 (10.63%)
建設業	6,814 (2.25%)	8,865 (2.74%)	14,143 (2.34%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2,403 (0.79%)	1,203 (0.37%)	3,555 (0.59%)
情報通信業	5,413 (1.78%)	4,264 (1.32%)	9,323 (1.54%)
運輸業	9,425 (3.11%)	10,214 (3.16%)	21,282 (3.52%)
卸売・小売業	35,529 (11.71%)	39,451 (12.19%)	68,854 (11.39%)
金融・保険業	22,472 (7.41%)	28,421 (8.78%)	60,281 (9.98%)
不動産業	37,014 (12.20%)	47,685 (14.74%)	80,460 (13.31%)
各種サービス業	29,291 (9.66%)	29,166 (9.02%)	52,740 (8.73%)
その他	119,199 (39.30%)	119,072 (36.80%)	229,510 (37.97%)
計	303,322 (100.00%)	323,560 (100.00%)	604,414 (100.00%)
海外及び特別国際金融取引勘定分			
政府等	1,411 (2.78%)	356 (1.92%)	2,477 (2.72%)
金融機関	6,454 (12.70%)	1,803 (9.71%)	12,157 (13.36%)
商工業	41,751 (82.17%)	15,911 (85.69%)	74,760 (82.18%)
その他	1,194 (2.35%)	497 (2.68%)	1,579 (1.74%)
計	50,812 (100.00%)	18,569 (100.00%)	90,974 (100.00%)
合計	354,134	342,130	695,388

(注) () 内は構成比です。

(5) 貸出金の使途別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
設備資金	126,121 (35.61%)	140,848 (41.17%)	258,970 (37.24%)
運転資金	228,013 (64.39%)	201,281 (58.83%)	436,418 (62.76%)
合計	354,134 (100.00%)	342,130 (100.00%)	695,388 (100.00%)

(注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の担保別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
有価証券	4,832	3,667	6,784
債権	6,644	7,075	9,254
商品	302	25	520
不動産	38,733	24,863	58,844
その他	2,523	1,206	4,385
計	53,036	36,837	79,790
保証	103,214	178,565	264,982
信用	197,883	126,726	350,615
合計 (うち劣後特約付貸出金)	354,134 (1,649)	342,130 (1,678)	695,388 (1,893)

(7) 中小企業等に対する貸出金 (国内店)

(単位：件、億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
総貸出金残高 (A)			
貸出先数	984,429	1,492,471	2,368,898
貸出金残高	303,322	323,560	604,414
消費者ローン残高	80,030	107,111	174,873
うち住宅ローン残高	76,407	97,019	162,894
中小企業等貸出金残高 (B)			
貸出先数	980,258	1,488,205	2,362,492
貸出金残高	173,632	230,733	398,666
比率 (B) / (A)			
貸出先数	99.57%	99.71%	99.72%
貸出金残高	57.24%	71.31%	65.95%

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれていません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円 (ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5,000万円) 以下の会社又は常用する従業員が300人 (ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人) 以下の会社及び個人です。

3. 親会社 (金融持株会社) に対する貸出金は「大企業」向けとして取扱っています。ただし、平成17年中間期末の旧UFJ銀行の「中小企業等貸出金残高」には、親会社向け貸出金2,784億円を含んでいます。

(8) 特定海外債権残高

(単位：億円、カ国)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
アルゼンチン	4	0	5
イエメン	0	—	0
レバノン	—	—	16
エクアドル	—	0	—
その他	0	—	—
(総資産に対する割合)	(0.00%)	(0.00%)	(0.00%)
合計	5	0	21
対象国数	3	2	3

(9) 貸出金償却

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
貸出金償却額	187	210	457

(10) リスク管理債権の状況

リスク管理債権額については、部分直接償却後の金額を記載しています。

① リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
破綻先債権額	125	260	397
延滞債権額	4,644	6,515	5,006
3カ月以上延滞債権額	127	37	169
貸出条件緩和債権額	2,839	5,977	5,357
合計	7,737	12,791	10,931
貸出金残高	354,134	342,130	695,388
貸出金に占める比率	2.18%	3.73%	1.57%

② リスク管理債権に対する引当率

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
貸倒引当金(A)	3,527	8,120	7,144
リスク管理債権(B)	7,737	12,791	10,931
引当率(A)/(B)	45.58%	63.48%	65.36%

(注) 貸倒引当金には、リスク管理債権以外の債権に対応する引当金が含まれているほか、担保・保証等による保全については考慮されていません。

2. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)				平成17年中間期 (旧UFJ銀行)				平成18年中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	偶発損失引当金への振替額	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	(△6) 2,323	1,898	2,323	1,898	9,198	5,448	9,198	5,448	(△8) 6,838	165	5,768	6,672	5,768
個別貸倒引当金	(△10) 2,113	231	717	1,628	(△1) 3,683	2,719	3,729	2,672	(△0) 2,451	48	502	1,529	1,375
特定海外債権引当勘定	1	0	1	0	(△0) 17	0	17	0	0	—	1	0	1
合計	(△17) 4,438	2,130	3,042	3,527	(△2) 12,899	8,167	12,945	8,120	(△8) 9,290	214	6,272	8,202	7,144

(注) 期首残高欄の()内の計数は、為替換算差額です。

3. 金融再生法に基づく資産査定額

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	518	1,114	1,170
危険債権	4,889	6,174	4,545
要管理債権	2,967	6,014	5,526
計	8,376	13,302	11,243
正常債権	395,212	377,586	768,890
合計	403,589	390,888	780,133
開示債権比率	2.07%	3.40%	1.44%

(注) 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、(中間)貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分し、開示しています。

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

4. 有価証券の状況

(1) 有価証券期末残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
国内業務部門			
国債	140,036	114,718	206,195
地方債	1,218	1,322	2,091
社債	21,939	23,825	52,261
株式	32,652	27,231	68,821
その他の証券	7,199	1,760	10,045
計	203,046 (82.03%)	168,858 (83.97%)	339,414 (84.28%)
国際業務部門			
債券	38,081	22,300	49,547
株式	3,732	6,386	7,562
その他の証券	2,681	3,530	6,196
計	44,495 (17.97%)	32,217 (16.02%)	63,306 (15.72%)
合計	247,541 (100.00%)	201,076 (100.00%)	402,721 (100.00%)

(注) () 内は構成比です。

(2) 有価証券平均残高

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
国債	155,703	127,771	223,906
地方債	1,227	1,350	2,212
社債	21,500	22,908	52,020
株式	22,960	22,935	52,864
その他の証券	6,064	2,183	8,066
計	207,457 (83.24%)	177,150 (85.37%)	339,071 (84.43%)
国際業務部門			
債券	35,791	20,907	49,921
株式	3,521	5,820	6,814
その他の証券	2,466	3,639	5,785
計	41,779 (16.76%)	30,367 (14.63%)	62,521 (15.57%)
合計	249,236 (100.00%)	207,518 (100.00%)	401,592 (100.00%)

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、「月次の外貨平均残高に当該月末TT仲値を乗じることにより平均残高を算出する方式」等により算出しています。

(3) 有価証券の残存期間別残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
国債			
1年以下	45,672	97,160	93,071
1年超3年以下	49,418	1,528	55,354
3年超5年以下	28,629	2,720	32,124
5年超7年以下	1,387	—	5,018
7年超10年以下	2,903	13,308	3,952
10年超	12,024	—	16,673
期間の定めのないもの	—	—	—
計	140,036	114,718	206,195
地方債			
1年以下	423	32	143
1年超3年以下	504	73	573
3年超5年以下	200	306	684
5年超7年以下	70	649	435
7年超10年以下	20	219	216
10年超	—	41	37
期間の定めのないもの	—	—	—
計	1,218	1,322	2,091
社債			
1年以下	3,743	2,119	6,133
1年超3年以下	9,131	6,362	19,575
3年超5年以下	7,506	7,177	15,380
5年超7年以下	572	4,811	4,873
7年超10年以下	146	2,987	3,734
10年超	838	367	2,564
期間の定めのないもの	—	—	—
計	21,939	23,825	52,261
株式			
期間の定めのないもの	32,652	27,231	68,821
計	32,652	27,231	68,821
その他の証券			
1年以下	1,557	2,986	3,478
1年超3年以下	3,968	722	8,769
3年超5年以下	6,797	5,509	9,554
5年超7年以下	2,094	218	1,686
7年超10年以下	5,781	8,426	6,487
10年超	19,032	5,237	23,084
期間の定めのないもの	12,462	10,877	20,291
計	51,694	33,978	73,352

5. 支払承諾期末残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
手形引受	287	422	576
信用状発行	11,316	2,020	20,441
債務保証	29,326	39,258	47,307
合計	40,930	41,700	68,325

6. 支払承諾見返の担保別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
有価証券	390	707	1,252
債権	631	1,333	2,393
商品	245	29	450
不動産	1,322	5,010	7,509
その他	641	127	1,202
計	3,230	7,208	12,808
保証	5,150	10,156	11,673
信用	32,549	24,336	43,843
合計	40,930	41,700	68,325

7. 預金の状況

(1) 預金種類別期末残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
国内業務部門			
流動性預金	277,666	296,207	554,520
定期性預金	150,722	127,098	283,366
うち固定自由金利定期預金	149,446	121,768	274,761
変動自由金利定期預金	38	5,291	6,673
その他の預金	4,950	6,660	6,657
小計	433,338	429,966	844,543
譲渡性預金	10,454	28,189	43,289
計	443,793 (79.64%)	458,155 (92.84%)	887,833 (85.64%)
国際業務部門			
流動性預金	10,302	3,650	15,969
定期性預金	59,955	16,371	72,428
その他の預金	35,427	14,768	48,800
小計	105,685	34,790	137,198
譲渡性預金	7,785	555	11,686
計	113,471 (20.36%)	35,345 (7.16%)	148,885 (14.36%)
合計	557,265 (100.00%)	493,501 (100.00%)	1,036,718 (100.00%)

(注) 1. ()内は構成比です。

2. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

3. 定期性預金=定期預金+定期積金

(2) 預金種類別平均残高

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
流動性預金	276,527	289,646	566,632
定期性預金	151,002	127,336	277,536
うち固定自由金利定期預金	149,847	122,375	269,575
変動自由金利定期預金	39	4,922	6,210
その他の預金	2,679	4,880	6,903
小計	430,209	421,863	851,072
譲渡性預金	13,401	29,979	43,338
計	443,610 (80.20%)	451,843 (91.79%)	894,410 (85.81%)
国際業務部門			
流動性預金	9,751	3,777	16,427
定期性預金	58,545	18,229	72,718
その他の預金	34,708	17,836	47,226
小計	103,004	39,843	136,371
譲渡性預金	6,504	593	11,493
計	109,509 (19.80%)	40,436 (8.21%)	147,865 (14.19%)
合計	553,120 (100.00%)	492,280 (100.00%)	1,042,275 (100.00%)

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

3. 定期性預金=定期預金+定期積金

4. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、「月次の外貨平均残高に当該月末TT仲値を乗じることにより平均残高を算出する方式」等により算出しています。

(3) 定期預金の残存期間別残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
定期預金			
3カ月未満	105,035	49,470	149,613
3カ月以上6カ月未満	31,464	23,344	58,866
6カ月以上1年未満	35,081	34,111	74,665
1年以上2年未満	17,528	12,505	27,453
2年以上3年未満	15,419	11,241	25,334
3年以上	6,131	12,692	19,843
合計	210,661	143,365	355,777
固定自由金利定期預金			
3カ月未満	50,178	36,088	85,159
3カ月以上6カ月未満	27,982	21,748	53,435
6カ月以上1年未満	33,929	32,682	72,780
1年以上2年未満	16,825	12,388	26,802
2年以上3年未満	14,913	11,114	24,307
3年以上	5,615	7,746	12,274
変動自由金利定期預金			
3カ月未満	10	42	30
3カ月以上6カ月未満	4	25	18
6カ月以上1年未満	8	40	77
1年以上2年未満	11	111	159
2年以上3年未満	3	125	389
3年以上	0	4,945	5,997
その他			
3カ月未満	54,846	13,339	64,422
3カ月以上6カ月未満	3,477	1,570	5,412
6カ月以上1年未満	1,144	1,387	1,807
1年以上2年未満	690	5	491
2年以上3年未満	502	1	636
3年以上	515	—	1,570

(注) 積立定期預金は含んでいません。

(4) 預金者別預金残高(国内店)

(単位:億円)

	平成17年中間期末(旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末(旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
個人預金	278,852 (59.50%)	239,876 (53.92%)	518,871 (58.10%)
法人預金	160,950 (34.34%)	179,349 (40.32%)	330,262 (36.98%)
その他	28,845 (6.16%)	25,587 (5.76%)	43,811 (4.92%)
合計	468,648 (100.00%)	444,814 (100.00%)	892,944 (100.00%)

(注) 1. ()内は構成比です。

2. 譲渡性預金は含まず、特別国際金融取引勘定分を含んでいます。

8. 預貸率・預証率

(単位:%)

		平成17年中間期(旧東京三菱銀行)	平成17年中間期(旧UFJ銀行)	平成18年中間期
預貸率				
期末残高	国内業務部門	66.35	69.92	66.65
	国際業務部門	52.59	61.63	69.59
	全店	63.54	69.32	67.07
期中平均	国内業務部門	67.28	68.96	66.43
	国際業務部門	51.83	55.22	67.01
	全店	64.22	67.83	66.51
預証率				
期末残高	国内業務部門	45.75	36.85	38.22
	国際業務部門	39.21	91.15	42.52
	全店	44.42	40.74	38.84
期中平均	国内業務部門	46.76	39.20	37.91
	国際業務部門	38.15	75.09	42.28
	全店	45.06	42.15	38.53

(注) 預金には譲渡性預金及び債券を含んでいます。

9. 1店舗当たりの貸出金、預金残高

(単位:億円)

	平成17年中間期末(旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末(旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
貸出金	1,208	890	990
うち国内店	1,208	884	911
海外店	1,209	1,031	2,332
預金	1,901	1,210	1,476
うち国内店	1,908	1,215	1,412
海外店	1,860	1,107	2,574

(注) 1. 預金には譲渡性預金を含んでいます。

2. 出張所及び特別出張所を除いた店舗数により算出しています。

10. 従業員1人当たりの貸出金、預金等残高

(単位:億円)

	平成17年中間期末(旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末(旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
貸出金	20	20	21
うち国内店	23	21	22
海外店	11	9	14
預金	31	27	31
うち国内店	36	29	34
海外店	17	10	16
総資産	47	40	42
中間純利益(千円)	11,788	25,162	12,819

(注) 1. 預金には譲渡性預金を含んでいます。

2. 従業員数は期中平均人員を使用しています。なお、国内店の従業員数には本部人員を含んでいます。

11. 単体自己資本比率（国際統一基準）

当行は単体自己資本比率の算定に関する内部管理体制について、監査法人トーマツの外部監査を受け、調査報告書を受領しています。なお、当該外部監査は日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、監査法人トーマツが当行との間で合意された調査手続を実施し、その結果を報告する業務です。また、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に基づく監査ではなく、合意された手続の実施対象である内部管理体制及びそれに関連する単体自己資本比率に関して監査意見の表明を受けたものではありません。

（単位：億円）

		平成17年中間期末 (旧東京三菱銀行)	平成18年中間期末	
基本的項目	資本金	9,969	9,969	
	うち非累積的永久優先株	1,250	1,250	
	新株申込証拠金	—	—	
	資本準備金	8,069	27,675	
	その他資本剰余金	—	—	
	利益準備金	1,900	1,900	
	その他利益剰余金	—	15,079	
	任意積立金	7,206	—	
	中間未処分利益	△4,117	—	
	その他	1,683	12,409	
	自己株式（△）	—	—	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額（△）	—	3,207	
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—	
	新株予約権	—	—	
	営業権相当額（△）	—	—	
	のれん相当額（△）	—	—	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—	
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計（上記各項目の合計額）	—	63,828	
	繰延税金資産の控除金額（△） ^(注2)	—	—	
計	(A)	24,712	63,828	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注3)		1,650	7,782	
補完的項目	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	5,554	8,150	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,273	2,006	
	一般貸倒引当金	1,898	5,768	
	負債性資本調達手段等	17,541	32,501	
	うち永久劣後債務 ^(注4)	2,915	5,640	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注5)	14,625	26,861	
	計	26,267	48,426	
うち自己資本への算入額	(B)	23,997	48,426	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—	
	うち自己資本への算入額	(C)	—	
控除項目	控除項目 ^(注6)	(D)	49	1,387
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	48,660	110,867
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	365,264	750,574	
	オフ・バランス取引項目	56,612	104,012	
	信用リスク・アセットの額	(F)	421,877	854,587
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%)	(G)	2,183	4,018
	(参考) マーケット・リスク相当額	(H)	174	321
計 (F) + (G)	(I)	424,061	858,606	
単体自己資本比率（国際統一基準） (E) / (I) × 100		11.47%	12.91%	

(注) 1. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づいて算出したものであり、日本基準に基づく財務諸表をベースにしています。なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しています。

2. 平成18年中間期末の「繰延税金資産に相当する額」は5,982億円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は25,531億円です。

3. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）です。

4. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

5. 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されています。

6. 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額です。

(※) なお、単体自己資本比率における自己資本の基本的項目に算入している海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質については連結自己資本比率の注記事項として記載しています。

■ 店舗・人員の状況(単体)

1. 国内店舗・海外拠点数

(単位: 店、カ所)

		平成17年中間期末(旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末(旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
国内	本支店	251	412	663
	出張所	35	78	117
	代理店	1	0	4
	計	287	490	784
海外	支店	42	18	39
	出張所	15	5	23
	駐在員事務所	17	3	18
	計	74	26	80

(注) 1. 上記のほかに、両替を主たる業務とする営業所、ダイレクトローン推進部、総合カードローン推進部及び店舗外現金自動設備を設置しています。
2. 平成18年中間期末の店舗外現金自動設備は23,775カ所です。このなかには、コンビニエンスストア等に設置した共同出張所21,779カ所が含まれています。

2. 従業員の状況

●旧基準

	平成17年中間期末(旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末(旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
従業員数	14,472人	17,314人	30,626人

(注) 従業員数には、以下の嘱託、臨時従業員等及び海外現地採用者は含んでいません。

	平成17年中間期末(旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末(旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
嘱託、臨時従業員等、海外現地採用者	5,176人	2,367人	9,023人

●新基準

	平成17年中間期末(旧東京三菱銀行)	平成17年中間期末(旧UFJ銀行)	平成18年中間期末
従業員数	18,014人	17,146人	34,029人

(注) 従業員数は、三菱東京UFJ銀行から他社への出向者を含まず、他社から三菱東京UFJ銀行への出向者を含んでいます。また、海外での現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員等を含んでいません。

■ 資本・株式の状況（単体）

1. 資本金の推移

年月日	増減額（千円）	資本金（千円）	摘要
平成16年 3月31日	—	871,973,118	
平成16年 9月30日	—	871,973,118	
平成17年 2月21日	125,000,000	996,973,118	有償 第三者割当100,000千株 (第一回第二種優先株式) 発行価額 2,500円 資本組入額 1,250円
平成17年 3月31日	—	996,973,118	
平成17年 9月30日	—	996,973,118	
平成18年 3月31日	—	996,973,118	
平成18年 9月30日	—	996,973,118	

(注) 端数を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式総数の推移

年月日	増減株式数（千株）	発行済株式総数（千株）	摘要
平成16年 3月31日	—	5,100,869	
平成16年 9月30日	—	5,100,869	
平成17年 2月21日	100,000	5,200,869	有償 第三者割当100,000千株 (第一回第二種優先株式)
平成17年 3月31日	—	5,200,869	
平成17年 9月30日	—	5,200,869	
平成18年 1月 4日	4,786,351	9,987,221	株式会社UFJ銀行との合併に伴う割当交付 普通株式 4,286,351千株 第一回第三種優先株式 200,000千株 第一回第四種優先株式 150,000千株 第一回第五種優先株式 150,000千株
平成18年 3月31日	191,533	10,178,754	第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式の普通株式への転換 第一回第三種優先株式173,000千株 → 普通株式306,465千株 第一回第四種優先株式 70,300千株 → 普通株式128,367千株
平成18年 9月29日	435,906	10,614,661	第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式、第一回第五種優先株式の 取得請求に伴う普通株式発行 第一回第三種優先株式 9,300千株を取得 → 普通株式 16,474千株を発行 第一回第四種優先株式 79,700千株を取得 → 普通株式145,532千株を発行 第一回第五種優先株式150,000千株を取得 → 普通株式273,900千株を発行
平成18年 9月30日	—	10,614,661	

(注) 端数を切り捨てて表示しております。

3. 大株主

(1) 普通株式

(平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,251,161	99.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,800	0.06
合計	10,257,961	100.00

(2) 第一回第二種優先株式

(平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000	100.00
合計	100,000	100.00

(3) 第一回第三種優先株式

(平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	17,700	65.55
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	9,300	34.44
合計	27,000	100.00

(4) 第一回第四種優先株式

(平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	79,700	100.00
合計	79,700	100.00

(5) 第一回第五種優先株式

(平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	150,000	100.00
合計	150,000	100.00

(注) 所有株式数は端数を、持株比率は小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

三菱UFJ信託銀行

■ 主要な経営指標等の推移（連結）	116
■ 中間連結財務諸表	118
■ 連結情報	133
■ 主要な経営指標等の推移（単体）	135
■ 中間財務諸表	137
■ 営業の概況（単体）	148
■ 信託業務の状況（単体）	152
■ 銀行業務の状況（単体）	162
■ 店舗・人員の状況（単体）	173
■ 資本・株式の状況（単体）	174

■ 主要な経営指標等の推移（連結）

三菱UFJ信託銀行

（単位：百万円）

事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成18年中間期	平成16年度	平成17年度
連結経常収益	242,692	246,778	373,815	518,982	622,881
うち連結信託報酬	37,573	31,475	67,443	83,890	102,359
連結経常利益	61,975	64,587	137,674	147,070	224,657
連結中間純利益	31,103	54,426	119,320	—	—
連結当期純利益	—	—	—	109,633	152,189
連結純資産額	924,208	1,142,800	1,622,005	1,026,213	1,575,338
連結総資産額	18,861,266	16,743,413	19,893,728	17,128,040	19,554,907
1株当たり純資産額	448.70円	554.83円	489.45円	498.22円	483.64円
1株当たり中間純利益	15.32円	26.42円	41.02円	—	—
1株当たり当期純利益	—	—	—	53.62円	61.53円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	15.10円	—	35.41円	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—	—	53.22円	56.10円
連結自己資本比率（国際統一基準）	11.71%	11.20%	14.89%	12.72%	13.05%
営業活動によるキャッシュ・フロー	△654,125	△397,168	760,116	△2,412,177	△1,231,412
投資活動によるキャッシュ・フロー	603,891	512,409	△1,166,260	2,308,281	1,701,587
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,070	△32,981	△86,834	△20,494	△303,692
現金及び現金同等物の中間期末残高	315,699	331,621	315,251	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	246,314	808,233
従業員数	6,997人	6,670人	10,827人	6,731人	10,592人
合算信託財産額	55,373,392	54,677,796	129,017,374	57,141,197	124,710,329

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、平成17年中間期は潜在株式がないので記載していません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しています。
4. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しています。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年中間期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しています。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しています。なお、当社は国際統一基準を採用しています。
7. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額(職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含む)を記載しています。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は平成16年中間期から平成17年中間期までは当社1社、平成17年度からは当社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。
8. 当社は、平成17年10月1日に旧UFJ信託銀行株式会社と合併し、商号を三菱信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更しました。このため平成17年中間期までは旧三菱信託銀行株式会社の計数を記載しており、平成17年度については平成17年9月30日までが旧三菱信託銀行株式会社、平成17年10月1日以降は三菱UFJ信託銀行株式会社からなる計数を記載しています。

(単位：百万円)

事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成16年度
連結経常収益	105,660	100,050	209,103
うち連結信託報酬	25,458	23,946	51,381
連結経常利益 (△は連結経常損失)	△79,288	28,427	68
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	△124,045	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	—	12,356	△60,053
連結純資産額	260,851	377,013	346,314
連結総資産額	6,036,932	5,327,582	5,323,745
1株当たり純資産額	48.75円	145.19円	118.82円
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失)	△101.05円	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	—	10.03円	△48.92円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	5.84円	—
連結自己資本比率 (国内基準)	8.82%	13.69%	11.93%
営業活動によるキャッシュ・フロー	240,874	△268,680	△107,987
投資活動によるキャッシュ・フロー	△75,539	179,922	57,879
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,305	△18,900	△2,305
現金及び現金同等物の中間期末残高	504,035	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	180,935	288,592
従業員数	3,330人	3,204人	3,196人
信託財産額	37,063,880	33,775,303	36,133,931

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、純損失が計上された該当期においては記載していません。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しています。なお、当社は国内基準を採用しています。
4. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額（職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含む）を記載しています。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。
5. 当社は、平成17年10月1日の旧三菱信託銀行株式会社との合併において消滅会社となったため、「平成17年中間期（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）」が最終決算となります。

■ 中間連結財務諸表

平成17年中間期は旧三菱信託銀行の数値を記載しています。

当社の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けています。以下の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の中間連結財務諸表に基づいて作成しています。

1. 中間連結貸借対照表

	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)	
現金預け金	1,113,547	835,172	預金	9,986,771
コールローン及び買入手形	587,631	259,300	譲渡性預金	1,375,115
債券貸借取引支払保証金	828,513	63,144	コールマネー及び売渡手形	383,540
買入金銭債権	90,438	124,560	売現先勘定	93,467
特定取引資産	298,892	285,673	債券貸借取引受入担保金	1,077,493
金銭の信託	13,408	2,425	特定取引負債	52,457
有価証券	4,629,874	7,031,885	借入金	194,312
投資損失引当金	△26	△37	外国為替	189
貸出金	8,314,666	10,185,808	短期社債	140,800
外国為替	9,787	6,299	社債	382,500
その他資産	603,358	623,737	信託勘定借	1,410,842
動産不動産	157,577	—	その他負債	306,778
有形固定資産	—	196,281	賞与引当金	3,705
無形固定資産	—	81,828	退職給付引当金	1,180
繰延税金資産	59,471	2,175	偶発損失引当金	—
支払承諾見返	176,854	283,380	日本国際博覧会出展引当金	123
貸倒引当金	△140,581	△87,906	繰延税金負債	532
			再評価に係る繰延税金負債	8,064
			支払承諾	176,854
			負債の部合計	15,594,728
			(少数株主持分)	
			少数株主持分	5,884
			(資本の部)	
			資本金	324,279
			資本剰余金	274,752
			利益剰余金	332,235
			土地再評価差額金	△8,218
			その他有価証券評価差額金	224,622
			為替換算調整勘定	△4,869
			資本の部合計	1,142,800
			負債、少数株主持分及び資本の部合計	16,743,413
			(純資産の部)	
			資本金	—
			資本剰余金	—
			利益剰余金	—
			株主資本合計	—
			その他有価証券評価差額金	—
			繰延ヘッジ損益	—
			土地再評価差額金	—
			為替換算調整勘定	—
			評価・換算差額等合計	—
			少数株主持分	—
			純資産の部合計	—
資産の部合計	16,743,413	19,893,728	負債及び純資産の部合計	—
				19,893,728

中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成していますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しています。なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しています。

2. 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
経常収益	246,778	373,815
信託報酬	31,475	67,443
資金運用収益	117,335	175,685
(うち貸出金利息)	(47,442)	(69,161)
(うち有価証券利息配当金)	(47,762)	(87,065)
役務取引等収益	50,772	87,310
特定取引収益	1,243	11,627
その他業務収益	39,889	10,381
その他経常収益	6,063	21,366
経常費用	182,191	236,141
資金調達費用	50,639	54,602
(うち預金利息)	(26,477)	(30,956)
役務取引等費用	5,503	5,956
特定取引費用	6,154	122
その他業務費用	18,118	40,355
営業経費	81,781	127,374
その他経常費用	19,994	7,730
経常利益	64,587	137,674
特別利益	24,319	39,727
動産不動産処分益	340	—
固定資産処分益	—	920
償却債権取立益	5,414	6,563
貸倒引当金戻入益	18,211	32,114
その他の特別利益	353	130
特別損失	474	3,707
動産不動産処分損	460	—
固定資産処分損	—	1,541
減損損失	14	2,165
税金等調整前中間純利益	88,432	173,694
法人税、住民税及び事業税	△1,588	2,895
法人税等調整額	34,881	50,567
少数株主利益	712	910
中間純利益	54,426	119,320

3. 中間連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	274,752
資本剰余金中間期末残高	274,752
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	292,769
利益剰余金増加高	54,503
中間純利益	54,426
持分法適用会社の減少に伴う増加高	76
利益剰余金減少高	15,036
配当金	13,964
土地再評価差額金取崩額	1,071
利益剰余金中間期末残高	332,235

4. 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成18年中間期（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）			
	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高	324,279	582,419	302,012	1,208,711
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当 ^(注)			△25,429	△25,429
中間純利益			119,320	119,320
土地再評価差額金の取崩			200	200
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）				
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	94,091	94,091
平成18年9月30日残高	324,279	582,419	396,104	1,302,802

(単位：百万円)

	平成18年中間期（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）						少数株主持分	純資産合計
	評価・換算差額等							
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高	380,671	—	△11,002	△3,042	366,627	11,444	1,586,783	
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当 ^(注)							△25,429	
中間純利益							119,320	
土地再評価差額金の取崩							200	
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△51,866	△7,695	343	1,481	△57,736	△1,132	△58,869	
中間連結会計期間中の変動額合計	△51,866	△7,695	343	1,481	△57,736	△1,132	35,221	
平成18年9月30日残高	328,805	△7,695	△10,659	△1,561	308,890	10,312	1,622,005	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	88,432	173,694
減価償却費	9,189	21,674
減損損失	14	2,165
負ののれん償却額	—	△1,200
持分法による投資損益(△)	14	△1,406
貸倒引当金の増加額	△22,006	△32,907
投資損失引当金の増加額	3	△130
賞与引当金の増加額	△231	177
退職給付引当金の増加額	36	△8,659
日本国際博覧会出展引当金の増加額	21	—
偶発損失引当金の増加額	—	1,114
資金運用収益	△117,335	△175,685
資金調達費用	50,639	54,602
有価証券関係損益(△)	△16,406	18,790
金銭の信託の運用損益(△)	△407	576
為替差損益(△)	△10,283	△24,200
動産不動産処分損益(△)	120	—
固定資産処分損益(△)	—	621
特定取引資産の純増(△)減	37,968	29,197
特定取引負債の純増減(△)	4,814	△16,353
貸出金の純増(△)減	△17,535	139,489
預金の純増減(△)	△258,470	△540,744
譲渡性預金の純増減(△)	224,870	515,256
借入金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減(△)	△8,302	1,050,322
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	176,404	△21,924
コールローン等の純増(△)減	△236,908	△207,152
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△9,464	346,390
コールマネー等の純増減(△)	△424,492	△230,808
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	△145,500	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	218,575	△28,845
外国為替(資産)の純増(△)減	△3,430	△1,150
外国為替(負債)の純増減(△)	△343	△197
短期社債(負債)の純増減(△)	△145,200	247,900
信託勘定借の純増減(△)	179,527	△632,459
資金運用による収入	126,104	169,698
資金調達による支出	△56,055	△52,862
その他	△53,428	△32,627
小計	△409,065	762,353
法人税等の支払額	11,896	△2,236
営業活動によるキャッシュ・フロー	△397,168	760,116

(右上に続く)

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△6,122,898	△5,845,324
有価証券の売却による収入	5,452,648	2,686,072
有価証券の償還による収入	1,191,150	2,000,236
金銭の信託の増加による支出	△6,000	—
金銭の信託の減少による収入	—	10,000
動産不動産の取得による支出	△4,044	—
有形固定資産の取得による支出	—	△4,193
無形固定資産の取得による支出	—	△14,529
動産不動産の売却による収入	1,553	—
有形固定資産の売却による収入	—	2,013
無形固定資産の売却による収入	—	104
子会社株式の追加取得による支出	—	△640
投資活動によるキャッシュ・フロー	512,409	△1,166,260
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	10,000	10,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△15,000	△22,000
劣後特約付社債の発行による収入	35,700	9,000
劣後特約付社債の償還による支出	△49,700	△58,400
配当金支払額	△13,964	△25,429
少数株主への配当金支払額	△17	△5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,981	△86,834
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	3,048	△2
V 現金及び現金同等物の増加額(減少:△)	85,306	△492,981
VI 現金及び現金同等物の期首残高	246,314	808,233
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	0
VIII 現金及び現金同等物の中間期末残高	331,621	315,251

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 13社</p> <p>主要な会社名 Mitsubishi Trust International Limited Mitsubishi Trust & Banking Corporation (U.S.A.) Mitsubishi Trust Finance (Ireland) PLC</p> <p>なお、平成17年10月、Mitsubishi Trust International LimitedはMitsubishi UFJ Trust International Limitedに、Mitsubishi Trust & Banking Corporation (U.S.A.)はUFJ Trust Company of New Yorkと合併後にMitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.)に社名変更しております。また、Mitsubishi Trust Finance(Ireland)PLCは、平成18年9月末までに清算する予定であります。</p>	<p>連結子会社 22社</p> <p>主要な会社名 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 エム・ユー投資顧問株式会社 Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.)</p> <p>なお、三菱情報システム株式会社と東洋システム開発株式会社は平成18年4月に合併し、三菱UFJトラストシステム株式会社に社名変更しております。また、東洋総合管理株式会社は、平成18年5月、清算により連結の範囲から除外しております。Mitsubishi Trust Finance(Ireland)PLCは、清算配当受領に伴い、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)の適用に伴い、当中間連結会計期間より、イータカーリーナ有限会社を営業者とする匿名組合を連結しております。</p> <p>株式会社ハイジアにつきましては、議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、子会社として取り扱っておりません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 6社</p> <p>主要な会社名 三菱アセット・ブレインズ株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 日本確定拠出年金コンサルティング株式会社 株式会社DCキャッシュワン エムアンドティー・インフォメーション・テクノロジー株式会社 三菱投信株式会社</p> <p>なお、MTBC Bank Deutschland GmbHは、平成17年9月、清算配当受領に伴い、当中間連結会計期間より除外しております。また、平成17年10月、三菱投信株式会社はUFJパートナーズ投信株式会社と合併後に三菱UFJ投信株式会社に社名変更しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 8社</p> <p>主要な会社名 三菱UFJ投信株式会社 日本確定拠出年金コンサルティング株式会社</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 1社</p> <p>MU Japan Fund PLC MU Japan Fund PLCは、平成18年4月、出資金の拠出により関連会社となりましたが、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>株式会社両国シティコアにつきましては、議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しておりますが、土地信託事業において信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、委託者及び共同受託者の意向の制約を受けるため、関連会社として取り扱っておりません。</p>
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 3社 9月末日 10社</p> <p>(2) 各子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 1社 6月末日 6社 9月末日 15社</p> <p>(2) 3月末日を中間決算日とする子会社1社及び6月末日を中間決算日とする子会社6社のうち1社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>② 有価証券の運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。</p>

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 動産不動産

当社の動産不動産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
動産	4年～15年

また、連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当社及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は160,409百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、時価のない債券に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用116,274百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理

(10) 日本国際博覧会出展引当金の計上基準

「2005年日本国際博覧会(愛知万博)への出展費用の支出に備えるため、出展契約に基づいた出展費用見積額を期間配分方式により、「日本国際博覧会出展引当金」として計上しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
動産	4年～15年

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当社及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は136,353百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理

なお、退職給付制度を改訂することに伴い、過去勤務債務(38,476百万円(債務の減額))が発生しました。この過去勤務債務の費用処理年数については平均残存勤務期間を再計算した結果、10年としております。

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(1)外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(2)リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(3)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会 以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しております。多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,783百万円、繰延ヘッジ利益は17,340百万円であります。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会 以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)については、その為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジによる時価ヘッジを適用しております。

(ハ)連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは資産又は負債として繰延べております。

なお、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金に計上していたものを含めて表示しております。その金額は、前連結会計年度末4,302百万円、前中間連結会計期間末3,745百万円であります。

(1)外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(2)リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(3)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会 以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しております。多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,001百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は7,201百万円(同前)であります。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会 以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

(ハ)連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

	<p>(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、動産不動産に係る控除対象外消費税等は発生した中間連結会計期間の費用に計上しております。</p> <p>(15)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>(16)手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。</p> <p>(17)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 前連結会計年度をもって連結納税制度の適用を取止めております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した中間連結会計期間の費用に計上しております。</p> <p>(15)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>(16)手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものです。	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものです。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>(信託報酬の計上基準) 従来、信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上していましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。 なお、この変更に伴い、従来の方針によった場合と比較して、経常収益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ13,248百万円増加しております。</p>
	<p>(その他の複合金融商品に関する会計処理) 従来、その他有価証券に区分されるシンセティックローン担保証券及びシンセティック債券担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間連結会計期間から適用しております。 当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,619,388百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
	<p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了した中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日 内閣府令第60号)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していましたがヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- (1)「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。
- (2)「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。
また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。
- (3)「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していたソフトウェア等の取得による支出は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取得による支出」として表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式10,742百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に42,699百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は150,279百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは316,126百万円です。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,401百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,173百万円、延滞債権額は142,060百万円です。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は547百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円です。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は89,572百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は239,807百万円です。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は547百万円です。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は73,947百万円です。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は30,844百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 有価証券 270,242百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー及び売渡手形 266,900百万円 上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券831,838百万円及び貸出金790,281百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は44,495百万円、有価証券は996,067百万円であり、対応する売現先勘定は93,467百万円、債券貸借取引受入担保金は960,041百万円です。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は3,160,072百万円です。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式12,223百万円及び出資金1,996百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に1,669百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は114,731百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは125,399百万円です。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,039百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,583百万円、延滞債権額は46,534百万円です。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,062百万円です。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,191百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は152,372百万円です。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円です。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は81,972百万円です。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は50,646百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 有価証券 1,064,701百万円 担保資産に対応する債務 借入金 1,044,500百万円 上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,454,156百万円及び貸出金933,398百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は34,985百万円、有価証券は518,909百万円であり、対応する売現先勘定は52,623百万円、債券貸借取引受入担保金は514,298百万円です。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,578,924百万円です。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日
当社 平成14年 3月31日
国内連結子会社 平成13年12月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
当社及び国内連結子会社共に土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
3,029百万円

11. 動産不動産の減価償却累計額 113,630百万円
12. 動産不動産の圧縮記帳額 7,740百万円
(当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金130,000百万円が含まれております。

14. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託960,789百万円、貸付信託726,928百万円であります。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
当社 平成14年3月31日及び平成10年3月31日(合併による受入分)
国内連結子会社 平成13年12月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
当社及び国内連結子会社共に土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」及び同条第1号に定める「近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 148,081百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,162百万円
(当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金134,000百万円が含まれております。

14. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

15. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,653,965百万円、貸付信託498,179百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
1. その他経常収益には、株式等売却益2,844百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、貸出債権等の売却に係る利益8,638百万円及び株式等売却益6,869百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸出金償却14,872百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、株式等償却3,110百万円及び偶発損失引当金繰入額1,114百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)				
	1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項				
	前連結会計 年度末 株式数(千株)	当中間連結 会計期間増加 株式数(千株)	当中間連結 会計期間減少 株式数(千株)	当中間連結 会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	2,890,610	169,625	—	3,060,236	注
第一回第三種 優先株式	1	—	—	1	
第二回第三種 優先株式	175,300	—	—	175,300	
合計	3,065,911	169,625	—	3,235,537	
自己株式					
第二回第三種 優先株式	—	62,100	—	62,100	注
合計	—	62,100	—	62,100	
	(注)普通株式の発行済株式総数の増加169,625千株は、第二回第三種優先株式の取得請求により発行交付したものであります。当該取得請求に応じたことにより、当社は第二回第三種優先株式の自己株式62,100千株を取得してあります。なお、当該優先株式は、平成18年10月30日付で消却してあります。				
	2. 配当に関する事項				
	(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額				
(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 6月28日 定時株主 総会	普通株式	23,413	8.10	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日
	第一回第三種 優先株式	0	5.30	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日
	第二回第三種 優先株式	2,015	11.50	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日
	(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの				
(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株 当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 11月20日 取締役会	普通株式	52,085	資本 剰余金	17.02	平成18年 9月30日 平成18年 11月21日
	普通株式	11,200	利益 剰余金	3.66	平成18年 9月30日 平成18年 11月21日
	第一回第三種 優先株式	0	利益 剰余金	2.65	平成18年 9月30日 平成18年 11月21日
	第二回第三種 優先株式	650	利益 剰余金	5.75	平成18年 9月30日 平成18年 11月21日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
平成17年9月30日現在		平成18年9月30日現在	
現金預け金勘定	1,113,547百万円	現金預け金勘定	835,172百万円
定期性預け金	△781,926百万円	定期性預け金	△519,921百万円
譲渡性預け金	—百万円	譲渡性預け金	—百万円
現金及び現金同等物	331,621百万円	現金及び現金同等物	315,251百万円

(リース取引関係)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額		・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	
	動産 其他 合計		有形固定資産 無形固定資産 合計
取得価額相当額	491百万円 106百万円 491百万円	取得価額相当額	4,332百万円 11百万円 4,343百万円
減価償却累計額相当額	223百万円 106百万円 223百万円	減価償却累計額相当額	2,979百万円 8百万円 2,987百万円
中間連結会計期間末残高相当額	268百万円 106百万円 268百万円	中間連結会計期間末残高相当額	1,352百万円 3百万円 1,355百万円
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。		(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額		・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	106百万円	1年内	732百万円
1年超	161百万円	1年超	622百万円
合計	268百万円	合計	1,355百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。		(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	
・支払リース料	63百万円	・支払リース料	533百万円
・減価償却費相当額	63百万円	・減価償却費相当額	533百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
(貸手側) 該当する取引はありません。		(貸手側) 該当する取引はありません。	
2. オペレーティング・リース取引(借手側)		2. オペレーティング・リース取引(借手側)	
・未経過リース料		・未経過リース料	
1年内	10,460百万円	1年内	10,548百万円
1年超	57,403百万円	1年超	53,269百万円
合計	67,864百万円	合計	63,818百万円
(貸手側)		(貸手側)	
・未経過リース料		・未経過リース料	
1年内	118百万円	1年内	127百万円
1年超	461百万円	1年超	497百万円
合計	579百万円	合計	625百万円

(1株当たり情報)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1株当たり純資産額	554円83銭	1株当たり純資産額	489円45銭
1株当たり中間純利益	26円42銭	1株当たり中間純利益	41円02銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	潜在株式調整後1株当たり中間純利益	35円41銭

(注) 1. 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	1株当たり中間純利益			
中間純利益	百万円	54,426	百万円	119,320
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	百万円	650
利益処分による優先配当額	百万円	—	百万円	650
普通株式に係る中間純利益	百万円	54,426	百万円	118,669
普通株式の中間(期中)平均株式数	千株	2,059,731	千株	2,892,464
潜在株式調整後1株当たり中間純利益				
中間純利益調整額	百万円	—	百万円	650
利益処分による優先配当額	百万円	—	百万円	650
普通株式増加数	千株	—	千株	476,979
優先株式の転換	千株	—	千株	476,979

2. 平成17年中間期の三菱信託銀行株式会社の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	—	1,622,005
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	124,164
優先株式の発行金額	百万円	—	113,201
利益処分による優先配当額	百万円	—	650
少数株主持分	百万円	—	10,312
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	—	1,497,840
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の 普通株式数	千株	—	3,060,236

4. 企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成14年9月25日 企業会計基準委員会)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2円51銭減少しております。

(重要な後発事象)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
<p>当社は、平成17年4月20日にユーエフジェイ信託銀行株式会社(以下、UFJ信託銀行株式会社という)との間で合併契約書を締結し、平成17年6月28日開催の第131期定時株主総会において、承認可決されました当該合併契約書に基づき、平成17年10月1日を合併期日としてUFJ信託銀行株式会社と合併し、資産、負債及び権利義務の一切並びに従業員を同社より引き継ぎ、商号を三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要は次のとおりです。</p> <p>1. 当社は、合併により資本準備金274,993百万円、利益剰余金45,191百万円を増加、土地再評価差額金2,472百万円を減少させました。この結果、合併後の資本準備金は549,745百万円、利益剰余金は357,384百万円、土地再評価差額金は△10,409百万円となりました。</p> <p>2. 当社がUFJ信託銀行株式会社より引継いだ資産・負債の内訳は次のとおりです。 (単位：百万円)</p>			
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	216,046	預金	2,716,297
買入金銭債権	41,268	譲渡性預金	371,360
特定取引資産	6,140	コールマネー	255,527
有価証券	1,962,448	特定取引負債	3,736
貸出金	2,861,164	借入金	20,500
外国為替	5,928	外国為替	0
その他資産	107,105	社債	79,000
動産不動産	44,033	信託勘定借	1,504,004
繰延税金資産	88,363	その他負債	16,417
支払承諾見返	79,354	賞与引当金	1,127
貸倒引当金	△35,587	退職給付引当金	9,507
		補償請求権損失引当金	1,074
		再評価に係る繰延税金負債	647
		支払承諾	79,354
		負債の部合計	5,058,554
資産の部合計	5,376,266	差引正味財産	317,712

有価証券関係

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の商品投資受益権等を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成17年中間期末					平成18年中間期末				
	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち		中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
国債	1,651	1,709	58	58	—	568,078	573,835	5,757	5,757	—
地方債	88,762	91,691	2,928	2,928	—	82,944	84,272	1,327	1,328	1
社債	29,382	30,605	1,223	1,223	—	75,052	76,182	1,129	1,129	—
その他	11,663	11,653	△9	177	187	5,379	5,388	8	63	54
外国債券	11,663	11,653	△9	177	187	5,379	5,388	8	63	54
合計	131,459	135,661	4,201	4,388	187	731,455	739,677	8,222	8,278	55

(注) 1. 時価は、各中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 金利先物	14,265	6	6	150,889	57	57
金利オプション	26,725	1	△13	54,107	△3	△6
店頭 金利先渡契約	—	—	—	—	—	—
金利スワップ	10,717,877	3,568	5,099	12,370,843	4,882	4,115
金利オプション	—	—	—	—	—	—
キャップ・フロアー	338,879	△34	91	446,576	△102	2,922
金利スワップション	752,556	△476	130	247,639	△120	1,284
その他	—	—	—	—	—	—
合計		3,065	5,314		4,714	8,374

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 通貨先物	—	—	—	—	—	—
通貨オプション	—	—	—	—	—	—
店頭 通貨スワップ	71,063	15	15	157,268	△6,365	△6,365
為替予約	7,047,363	△2,151	△2,151	1,068,207	385	385
通貨オプション	565,828	266	486	246,554	△49	130
その他	—	—	—	—	—	—
合計		△1,869	△1,649		△6,029	△5,848

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成17年中間期末、平成18年中間期末）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 債券先物	11,245	29	29	4,876	△13	△13
債券先物オプション	29,998	110	27	38,000	78	△14
店頭 債券店頭オプション	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計		139	57		64	△28

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引（平成17年中間期末、平成18年中間期末）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 クレジット・デフォルト・オプション	67,240	244	244	91,983	139	139
その他	—	—	—	—	—	—
合計		244	244		139	139

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

1. 事業の種類別セグメント情報

(単位：百万円)

	平成17年中間期				
	信託銀行業	金融関連業 その他	計	消去又は全社	連結
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	233,497	13,281	246,778	—	246,778
(2) セグメント間の内部経常収益	966	3,382	4,348	(4,348)	—
計	234,464	16,663	251,127	(4,348)	246,778
経常費用	171,098	15,414	186,513	(4,321)	182,191
経常利益	63,366	1,248	64,614	(27)	64,587
資産	16,095,983	730,708	16,826,691	(83,277)	16,743,413

(注) 1. 「金融関連業その他」には、証券業、信用保証業、クレジットカード業等が属しております。
2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

平成18年中間期

連結会社は信託銀行業以外に金融関連業その他として証券業務、投資顧問業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

(単位：百万円)

	平成17年中間期							
	日本	米国	中南米	欧州	アジア・ オセアニア	計	消去又は全社	連結
経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	202,949	13,957	0	22,668	7,203	246,778	—	246,778
(2) セグメント間の内部経常収益	1,857	281	623	2,853	5	5,621	(5,621)	—
計	204,806	14,238	624	25,521	7,208	252,400	(5,621)	246,778
経常費用	142,650	12,903	587	24,048	7,621	187,812	(5,621)	182,191
経常利益 (△は経常損失)	62,155	1,334	36	1,473	△413	64,587	(—)	64,587

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポールが属しております。

(単位：百万円)

	平成18年中間期							
	日本	米国	中南米	欧州	アジア・ オセアニア	計	消去又は全社	連結
経常収益								
(1) 外部顧客に対する経常収益	328,681	19,244	0	18,287	7,601	373,815	—	373,815
(2) セグメント間の内部経常収益	4,469	293	389	1,860	5	7,017	(7,017)	—
計	333,151	19,537	389	20,148	7,607	380,833	(7,017)	373,815
経常費用	196,672	17,671	416	20,110	8,241	243,112	(6,971)	236,141
経常利益 (△は経常損失)	136,478	1,866	△27	37	△634	137,721	(46)	137,674

(注) 1. 当社の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「中南米」には、カリブ海地域等が属しております。「欧州」には、英国等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポールが属しております。

3. 会計処理基準等の変更

信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益として計上しておりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間連結会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間連結会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常利益はそれぞれ13,248百万円増加しましたが、この影響は「日本」におけるものであります。

3. 海外経常収益

(単位：百万円)

	平成17年中間期	平成18年中間期
I 海外経常収益	43,829	45,133
II 連結経常収益	246,778	373,815
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合	17.7%	12.0%

(注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、当社の海外取引並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

■ 連結情報

1. リスク管理債権の状況

リスク管理債権額については、部分直接償却後の金額を記載しています。

(1) リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
破綻先債権額	81	25
延滞債権額	1,420	465
3カ月以上延滞債権額	0	10
貸出条件緩和債権額	895	1,021
合計	2,398	1,523
貸出金残高	83,146	101,858
貸出金に占める比率	2.88%	1.49%

(2) リスク管理債権に対する引当率

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
貸倒引当金(A)	1,405	879
リスク管理債権(B)	2,398	1,523
引当率(A)/(B)	58.62%	57.69%

(注) 貸倒引当金には、リスク管理債権以外の債権に対応する引当金が含まれているほか、担保・保証等による保全については考慮されていません。

(3) 地域別リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)					平成18年中間期末				
	破綻先債権額	延滞債権額	3カ月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計	破綻先債権額	延滞債権額	3カ月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計
国内	18	1,295	—	885	2,198	25	441	10	978	1,457
海外	63	125	0	10	199	—	23	—	43	66
アジア	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
インドネシア	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
タイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米国	63	109	—	10	182	—	19	—	42	62
その他	—	15	0	—	15	—	3	—	—	3
合計	81	1,420	0	895	2,398	25	465	10	1,021	1,523

(4) 業種別リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)					平成18年中間期末				
	破綻先債権額	延滞債権額	3カ月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計	破綻先債権額	延滞債権額	3カ月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計
国内	18	1,295	—	885	2,198	25	441	10	978	1,457
製造業	1	318	—	31	351	2	9	—	234	246
建設業	3	34	—	190	228	0	22	—	15	38
卸売・小売業	5	75	—	157	238	0	27	—	95	123
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
不動産業	2	252	—	59	314	15	57	—	28	100
各種サービス業	1	501	—	13	516	2	69	—	34	106
その他	0	55	—	379	435	0	45	—	465	511
消費者	2	58	—	53	114	4	209	10	102	327
海外	63	125	0	10	199	—	23	—	43	66
金融機関	—	73	—	5	79	—	5	—	39	44
商工業	63	51	—	4	119	—	18	—	3	21
その他	—	0	0	0	0	—	0	—	0	0
合計	81	1,420	0	895	2,398	25	465	10	1,021	1,523

2. 連結自己資本比率（国際統一基準）

当社は連結自己資本比率の算定に関する内部管理体制について、監査法人トーマツの外部監査を受け、調査報告書を受領しています。なお、当該外部監査は日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、監査法人トーマツが当社との間で合意された調査手続を実施し、その結果を報告する業務です。また、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に基づく監査ではなく、合意された手続の実施対象である内部管理体制及びそれに関連する連結自己資本比率に関して監査意見の表明を受けたものではありません。

（単位：億円）

		平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
基本的項目	資本金	3,242	3,242
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	2,747	5,824
	利益剰余金	1,422	3,961
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	639
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△48	△15
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	52	100
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	—	—
繰延税金資産の控除前の基本的項目計（上記各項目の合計額）	—	12,473	
繰延税金資産の控除金額（△） ^(注2)	—	—	
計 (A)	7,416	12,473	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注3)	—	—	
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,709	2,496
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	△0	△13
	一般貸倒引当金	620	753
	負債性資本調達手段等	4,805	4,479
	うち永久劣後債務 ^(注4)	1,577	979
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注5)	3,228	3,500
計	7,134	7,715	
うち自己資本への算入額 (B)	7,134	7,715	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 ^(注6)	(D) 3,117	239
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E) 11,433	19,948
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	95,204	123,061
	オフ・バランス取引項目	6,366	10,345
	信用リスク・アセットの額 (F)	101,571	133,407
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	484	536
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	38	42
計 (F) + (G)	(I) 102,056	133,943	
連結自己資本比率（国際統一基準） (E) / (I) × 100	11.20%	14.89%	

(注) 1. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しています。なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しています。

2. 平成18年中間期末の繰延税金資産は純額で負債となっていることから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は4,989億円です。

3. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）です。

4. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

5. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られています。

6. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額です。

■ 主要な経営指標等の推移 (単体)

三菱UFJ信託銀行

(単位：百万円)

回次	第131期中	第132期中	第2期中	第131期	第1期
事業年度	平成16年中間期	平成17年中間期	平成18年中間期	平成16年度	平成17年度
経常収益	227,791	232,129	346,104	485,857	581,540
うち信託報酬	37,573	31,475	58,729	83,890	92,221
経常利益	59,628	63,275	127,252	137,452	216,581
中間純利益	30,181	53,932	112,581	—	—
当期純利益	—	—	—	104,171	147,211
資本金	324,279	324,279	324,279	324,279	324,279
発行済株式総数	普通株式 2,059,731千株	普通株式 2,059,731千株	普通株式 3,060,236千株 第一回優先株式 1千株 第二回優先株式 175,300千株	普通株式 2,059,731千株	普通株式 2,890,610千株 第一回優先株式 1千株 第二回優先株式 175,300千株
純資産額	915,944	1,127,012	1,563,331	1,011,467	1,535,208
総資産額	18,272,064	16,077,187	19,540,594	16,535,633	18,687,883
預金残高	10,466,006	9,955,942	11,381,458	10,212,521	11,889,329
貸出金残高	9,297,862	8,615,146	10,582,971	8,870,219	10,741,432
うち銀行勘定	8,646,843	8,331,950	10,246,264	8,302,598	10,391,395
信託勘定	651,019	283,196	336,706	567,621	350,037
有価証券残高	12,976,482	10,746,513	18,255,043	12,242,670	16,411,216
うち銀行勘定	6,817,581	4,623,937	6,835,794	5,111,660	5,791,091
信託勘定	6,158,900	6,122,576	11,419,249	7,131,009	10,620,125
(含 職務分担型共同受託財産)	(24,861,173)	(27,302,245)	(50,574,261)	(26,477,753)	(49,971,674)
1株当たり純資産額	444.69円	547.16円	473.64円	491.06円	469.75円
1株当たり配当額	普通株式 3.75円	普通株式 92.25円	普通株式 20.68円 第一回優先株式 2.65円 第二回優先株式 5.75円	普通株式 10.53円	普通株式 100.35円 第一回優先株式 5.30円 第二回優先株式 11.50円 (普通株式 92.25円)
(うち1株当たり中間配当額)				(普通株式 3.75円)	(普通株式 92.25円)
1株当たり中間純利益	14.87円	26.18円	38.69円	—	—
1株当たり当期純利益	—	—	—	50.94円	59.49円
単体自己資本比率 (国際統一基準)	11.71%	11.09%	14.43%	12.68%	12.65%
配当性向	—	—	—	20.82%	146.99%
従業員数	5,008人	4,848人	7,124人	4,846人	7,098人
信託財産額 (含 職務分担型共同受託財産)	32,915,863 (55,373,392)	28,369,570 (54,677,796)	57,010,093 (103,186,855)	32,976,043 (57,141,197)	54,646,471 (101,185,395)
総資産利益率(ROA)					
経常利益率	0.67%	0.79%	1.40%	0.79%	1.23%
中間(当期)純利益率	0.34%	0.67%	1.23%	0.60%	0.84%
資本利益率(ROE)					
経常利益率	12.75%	11.80%	17.97%	14.02%	18.09%
中間(当期)純利益率	6.45%	10.06%	15.88%	10.62%	12.24%

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 3. 信託財産額及び信託勘定有価証券残高には、()内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」)を含んだ金額を記載しております。
 4. 総資産利益率= $\frac{\text{利益} / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{\text{総資産 (除く支払承諾見返) 平均残高}} \times 100$
 5. 資本利益率= $\frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額}) / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{(\text{期首資本の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産の部合計 (資本の部合計) - 期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})} \times 100$
 6. 当社は、平成17年10月1日に旧UFJ信託銀行株式会社と合併し、商号を三菱信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更しました。このため平成17年中間期までは旧三菱信託銀行株式会社の計数を記載しており、平成17年度については平成17年9月30日までは旧三菱信託銀行株式会社、平成17年10月1日以降は三菱UFJ信託銀行株式会社からなる計数を記載しております。

(単位：百万円)

回次 事業年度	第67期中 平成16年中間期	第68期中 平成17年中間期	第67期 平成16年度
経常収益	98,308	93,627	192,892
うち信託報酬	25,458	23,946	51,381
経常利益 (△は経常損失)	△80,529	26,124	△24,144
中間純利益 (△は中間純損失)	△122,989	20,944	—
当期純利益 (△は当期純損失)	—	—	△73,494
資本金	280,536	280,536	280,536
発行済株式総数	普通株式 1,227,465千株 第一回優先株式 1,008千株 第二回優先株式 200,000千株	普通株式 1,231,308千株 第一回優先株式 1千株 第二回優先株式 200,000千株	普通株式 1,231,281千株 第一回優先株式 8千株 第二回優先株式 200,000千株
純資産額	264,928	373,189	336,311
総資産額	5,884,521	5,422,472	5,156,030
預金残高	3,012,102	2,716,297	2,754,141
貸出金残高	3,634,683	2,972,801	3,091,216
うち銀行勘定	2,942,922	2,861,164	2,456,773
信託勘定	691,760	111,636	634,442
有価証券残高	5,713,436	5,959,250	5,846,376
うち銀行勘定	2,083,893	1,968,636	1,961,203
信託勘定	3,629,542	3,990,613	3,885,173
(含 職務分担型共同受託財産)	(13,104,537)	(12,781,095)	(13,296,589)
1株当たり純資産額	52.07円	140.65円	110.70円
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純損失)	△100.19円	17.00円	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	—	—	△59.87円
単体自己資本比率 (国内基準)	9.25%	13.52%	12.21%
従業員数	2,337人	2,263人	2,268人
信託財産額	26,343,470	23,535,183	25,514,790
(含 職務分担型共同受託財産)	(37,063,880)	(33,775,303)	(36,133,931)
総資産利益率(ROA)			
経常利益率	—	1.01%	—
中間(当期)純利益率	—	0.81%	—
資本利益率(ROE)			
経常利益率	—	33.67%	—
中間(当期)純利益率	—	26.99%	—

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 信託財産額及び信託勘定有価証券残高には、()内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」)を含んだ金額を記載しております。

3. 総資産利益率= $\frac{\text{利益} / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{\text{総資産 (除く支払承諾見返) 平均残高}} \times 100$ 4. 資本利益率= $\frac{(\text{利益} - \text{優先株式配当金総額}) / \text{期中日数} \times \text{年間日数}}{\{(\text{期首資本の部合計} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末資本の部合計} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} / 2} \times 100$

5. 総資産利益率及び資本利益率は、経常損失、中間(当期)純損失が計上された該当期においては記載していません。

6. 旧UFJ信託銀行株式会社は、平成17年10月1日の旧三菱信託銀行株式会社との合併において消滅会社となったため、「平成17年中間期(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)」が最終決算となります。

■ 中間財務諸表

平成17年中間期は旧三菱信託銀行の数値を記載しています。

当社の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けています。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しています。

1. 中間貸借対照表

	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)	
現金預け金	1,039,822	749,751	預金	9,955,942
コールローン	587,631	259,300	譲渡性預金	1,375,115
債券貸借取引支払保証金	250,273	29,670	コールマネー	116,640
買入金銭債権	90,438	124,414	売現先勘定	93,467
特定取引資産	298,471	283,917	債券貸借取引受入担保金	499,037
金銭の信託	13,408	2,425	売渡手形	266,900
有価証券	4,623,937	6,835,794	特定取引負債	52,457
投資損失引当金	△26	△37	借入金	235,815
貸出金	8,331,950	10,246,264	外国為替	235
外国為替	9,787	6,299	短期社債	140,800
その他資産	595,357	642,171	社債	339,500
動産不動産	133,322	—	信託勘定借	1,410,842
有形固定資産	—	110,780	その他負債	269,702
無形固定資産	—	59,487	賞与引当金	2,754
繰延税金資産	58,286	—	偶発損失引当金	—
支払承諾見返	184,717	277,073	日本国際博覧会出展引当金	123
貸倒引当金	△140,188	△86,718	繰延税金負債	—
			再評価に係る繰延税金負債	6,122
			支払承諾	184,717
			負債の部合計	14,950,174
			(資本の部)	
			資本金	324,279
			資本剰余金	274,752
			資本準備金	274,752
			利益剰余金	312,193
			利益準備金	49,526
			任意積立金	189,206
			中間未処分利益	73,460
			土地再評価差額金	△7,936
			その他有価証券評価差額金	223,724
			資本の部合計	1,127,012
			負債及び資本の部合計	16,077,187
			(純資産の部)	
			資本金	—
			資本剰余金	—
			資本準備金	—
			その他資本剰余金	—
			利益剰余金	—
			利益準備金	—
			その他利益剰余金	—
			海外投資等損失準備金	—
			退職慰労基金	—
			別途積立金	—
			繰越利益剰余金	—
			株主資本合計	—
			その他有価証券評価差額金	—
			繰延ヘッジ損益	—
			土地再評価差額金	—
			評価・換算差額等合計	—
			純資産の部合計	—
資産の部合計	16,077,187	19,540,594	負債及び純資産の部合計	—
				19,540,594

中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成していますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しています。なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しています。

2. 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
経常収益	232,129	346,104
信託報酬	31,475	58,729
資金運用収益	111,096	172,407
(うち貸出金利息)	(46,871)	(69,593)
(うち有価証券利息配当金)	(47,375)	(86,173)
役員取引等収益	44,614	75,906
特定取引収益	120	10,417
その他業務収益	39,471	10,508
その他経常収益	5,351	18,134
経常費用	168,854	218,851
資金調達費用	45,810	52,306
(うち預金利息)	(25,867)	(30,494)
役員取引等費用	5,488	12,681
特定取引費用	6,154	122
その他業務費用	17,308	40,357
営業経費	76,132	104,806
その他経常費用	17,959	8,576

(単位：百万円)

	平成17年中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)
経常利益	63,275	127,252
特別利益	23,951	39,506
特別損失	431	3,115
税引前中間純利益	86,794	163,644
法人税、住民税及び事業税	△2,776	247
法人税等調整額	35,638	50,815
中間純利益	53,932	112,581
前期繰越利益	20,600	—
土地再評価差額金取崩額	△1,072	—
中間未処分利益	73,460	—

(右上に続く)

3. 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成18年中間期 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)										株主資本合計
	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					海外投資等 損失準備金	退職慰労基金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	324,279	582,419	—	582,419	73,714	1	710	188,495	△1,955	260,964	1,167,662
中間会計期間中の変動額											
資本準備金の取崩		△331,800	331,800	—							—
海外投資等損失準備金の取崩 ^(注)						△0			0	—	—
別途積立金の取崩 ^(注)								△50,000	50,000	—	—
剰余金の配当 ^(注)									△25,429	△25,429	△25,429
中間純利益									112,581	112,581	112,581
土地再評価差額金の取崩									20	20	20
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)											
中間会計期間中の変動額合計	—	△331,800	331,800	—	—	△0	—	△50,000	137,172	87,171	87,171
平成18年9月30日残高	324,279	250,619	331,800	582,419	73,714	0	710	138,495	135,216	348,135	1,254,834

(単位：百万円)

	平成18年中間期 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)				
	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	378,266	—	△10,721	367,545	1,535,208
中間会計期間中の変動額					
資本準備金の取崩					—
海外投資等損失準備金の取崩 ^(注)					—
別途積立金の取崩 ^(注)					—
剰余金の配当 ^(注)					△25,429
中間純利益					112,581
土地再評価差額金の取崩					20
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)	△51,876	△7,695	523	△59,048	△59,048
中間会計期間中の変動額合計	△51,876	△7,695	523	△59,048	28,123
平成18年9月30日残高	326,389	△7,695	△10,197	308,497	1,563,331

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

	平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。 (2) 有価証券の運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1と同じ方法によっております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託財産の構成物である有価証券の評価は、上記1と同じ方法によっております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年~50年 動産 4年~15年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に対応して定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年~50年 動産 4年~15年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に対応して定額法により償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乘じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当額として引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は159,175百万円であります。 (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、時価のない債券に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用116,274百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乘じた額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は135,563百万円であります。 (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、前払年金費用116,274百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務

債務及び数理計算上の差異の費用処理方法以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理

加減した額を超過している場合は、「その他資産」に前払年金費用として計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により費用処理

なお、退職給付制度を改訂することに伴い、過去勤務債務(38,476百万円(債務の減額))が発生しました。この過去勤務債務の費用処理年数については平均残存勤務期間を再計算した結果、10年としております。

数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10～12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理

(5) 日本国際博覧会出展引当金
「2005年日本国際博覧会」(愛知万博)への出展費用の支出に備えるため、出展契約に基づいた出展費用見積額を期間配分方式により、「日本国際博覧会出展引当金」として計上しております。

(5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

なお、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金に計上していたものを含めて表示しております。その金額は、前事業年度末4,302百万円、前中間会計期間末3,745百万円であります。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ
金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会 以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。

(イ) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、金利スワップ等の特例処理の要件を満たす一部の取引は特例処理によっており、それ以外の場合には繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えてはいるほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えてはいるほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当分の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました。多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識してしております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,783百万円、繰延ヘッジ利益は17,340百万円です。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当分の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました。多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識してしております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,001百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は7,201百万円(同前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会 以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定してあり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定してあり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してしております。

また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建子会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用してしております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行っており、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用してしております。

	(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバ―取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは資産又は負債として繰延べております。	(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバ―取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、動産不動産に係る控除対象外消費税等は発生した中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した中間会計期間の費用に計上しております。
11. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。
12. 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
13. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	前事業年度をもって連結納税制度の適用を中止しております。	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
	(信託報酬の計上基準) 従来、信託報酬及び再信託報酬については、原則として信託計算期間終了時に収益及び費用として計上してまいりましたが、情報開示制度の拡充を踏まえ、より適正な期間損益計算を行うため、当中間会計期間より、信託報酬の算定において信託計算期間・受託資産残高を基礎としないものを除き、信託計算期間の経過に応じて計上する方法に変更しております。この変更は当中間会計期間に管理システムが整備され、信託計算期間・受託資産残高を基礎として信託報酬を計算することが可能となったことに伴うものであります。 なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は11,836百万円、経常費用は151百万円、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ11,684百万円増加しております。
	(その他の複合金融商品に関する会計処理) 従来、その他有価証券に区分されるシンセティックローン担保証券及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上してまいりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間貸借対照表及び中間損益計算書に与える影響は軽微であります。
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,571,026百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
	(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日 内閣府令第60号)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。 (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「海外投資等損失準備金」、「退職慰労基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上してまいりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

平成17年中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
<p>1. 子会社の株式総額 18,943百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に116,720百万円含まれております。また、有価証券を担保とする消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に567百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは107,269百万円であります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,401百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,118百万円、延滞債権額は141,864百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は547百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く)以下「未収利息不計上貸出金」というのうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は89,572百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は239,556百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は547百万円あります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したのものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は73,947百万円あります。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は30,844百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 270,242百万円 担保資産に対応する債務 売渡手形 266,900百万円 上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券822,196百万円及び貸出金790,281百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は44,495百万円、有価証券は511,513百万円であり、対応する売現先勘定は93,467百万円、債券貸借取引受入担保金は478,106百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は3,668,789百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 90,165百万円</p> <p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 7,251百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金173,000百万円が含まれております。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 159,987百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に24,964百万円含まれております。 消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは280百万円あります。 手形割引により受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,039百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,525百万円、延滞債権額は46,157百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く)以下「未収利息不計上貸出金」というのうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,062百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,191百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,936百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は85百万円あります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成7年6月1日 日本公認会計士協会)に基づいて、参加者に売却したのものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は81,972百万円あります。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は50,646百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,064,701百万円 担保資産に対応する債務 借入金 1,044,500百万円 上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,142,230百万円及び貸出金933,398百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は34,985百万円、有価証券は610,369百万円であり、対応する売現先勘定は168,853百万円、債券貸借取引受入担保金は479,724百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,123,679百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 107,168百万円</p> <p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,924百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金155,900百万円が含まれております。</p>

2. オペレーティング・リース取引	
(借手側)	
・未経過リース料	
1年内	10,235百万円
1年超	57,219百万円
合計	67,454百万円
(貸手側)	
・未経過リース料	
1年内	118百万円
1年超	461百万円
合計	579百万円

2. オペレーティング・リース取引	
(借手側)	
・未経過リース料	
1年内	10,284百万円
1年超	51,813百万円
合計	62,098百万円
(貸手側)	
・未経過リース料	
1年内	127百万円
1年超	497百万円
合計	625百万円

(有価証券関係)

平成17年中間期末 (平成17年9月30日現在)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当事項なし。	子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当事項なし。

(重要な後発事象)

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)																																																																								
<p>当社は、平成17年4月20日にユーエフジェイ信託銀行株式会社(以下、UFJ信託銀行株式会社)との間で合併契約書を締結し、平成17年6月28日開催の第131期定時株主総会において、承認可決されました当該合併契約書に基づき、平成17年10月1日を合併期日としてUFJ信託銀行株式会社と合併し、資産、負債及び権利義務の一切並びに従業員を同社より引き継ぎ、商号を三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要は次のとおりです。</p> <p>1. 当社は、合併により資本準備金274,993百万円、利益剰余金45,191百万円を増加、土地再評価差額金2,472百万円を減少させました。この結果、合併後の資本準備金は549,745百万円、利益剰余金は357,384百万円、土地再評価差額金は△10,409百万円となりました。</p> <p>2. 当社がUFJ信託銀行株式会社より引継いだ資産・負債の内訳は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科目</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 25%;">科目</th> <th style="width: 15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(資産の部)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(負債の部)</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">216,046</td> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">2,716,297</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">41,268</td> <td>譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">371,360</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">6,140</td> <td>コールマネー</td> <td style="text-align: right;">255,527</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,962,448</td> <td>特定取引負債</td> <td style="text-align: right;">3,736</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">2,861,164</td> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">20,500</td> </tr> <tr> <td>外国為替</td> <td style="text-align: right;">5,928</td> <td>外国為替</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">107,105</td> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">79,000</td> </tr> <tr> <td>動産不動産</td> <td style="text-align: right;">44,033</td> <td>信託勘定借</td> <td style="text-align: right;">1,504,004</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">88,363</td> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">16,417</td> </tr> <tr> <td>支払承諾見返</td> <td style="text-align: right;">79,354</td> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,127</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">△35,587</td> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,507</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補償請求権損失引当金</td> <td style="text-align: right;">1,074</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">647</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">79,354</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">負債の部合計</td> <td style="text-align: right;">5,058,554</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">資産の部合計</td> <td style="text-align: right;">5,376,266</td> <td>差引正味財産</td> <td style="text-align: right;">317,712</td> </tr> </tbody> </table>		科目	金額	科目	金額	(資産の部)		(負債の部)		現金預け金	216,046	預金	2,716,297	買入金銭債権	41,268	譲渡性預金	371,360	特定取引資産	6,140	コールマネー	255,527	有価証券	1,962,448	特定取引負債	3,736	貸出金	2,861,164	借入金	20,500	外国為替	5,928	外国為替	0	その他資産	107,105	社債	79,000	動産不動産	44,033	信託勘定借	1,504,004	繰延税金資産	88,363	その他負債	16,417	支払承諾見返	79,354	賞与引当金	1,127	貸倒引当金	△35,587	退職給付引当金	9,507			補償請求権損失引当金	1,074			再評価に係る繰延税金負債	647			支払承諾	79,354			負債の部合計	5,058,554	資産の部合計	5,376,266	差引正味財産	317,712
科目	金額	科目	金額																																																																						
(資産の部)		(負債の部)																																																																							
現金預け金	216,046	預金	2,716,297																																																																						
買入金銭債権	41,268	譲渡性預金	371,360																																																																						
特定取引資産	6,140	コールマネー	255,527																																																																						
有価証券	1,962,448	特定取引負債	3,736																																																																						
貸出金	2,861,164	借入金	20,500																																																																						
外国為替	5,928	外国為替	0																																																																						
その他資産	107,105	社債	79,000																																																																						
動産不動産	44,033	信託勘定借	1,504,004																																																																						
繰延税金資産	88,363	その他負債	16,417																																																																						
支払承諾見返	79,354	賞与引当金	1,127																																																																						
貸倒引当金	△35,587	退職給付引当金	9,507																																																																						
		補償請求権損失引当金	1,074																																																																						
		再評価に係る繰延税金負債	647																																																																						
		支払承諾	79,354																																																																						
		負債の部合計	5,058,554																																																																						
資産の部合計	5,376,266	差引正味財産	317,712																																																																						

その他

平成17年中間期 (自平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年中間期 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)</p> <p>平成17年11月24日開催の取締役会において、第132期の中間配当につき次のとおり決議しました。</p> <p>中間配当金総額 190,010百万円</p> <p>1株当たりの中間配当金 92円25銭</p>	<p>中間配当</p> <p>平成18年11月20日開催の取締役会において、第2期の中間配当につき次のとおり決議しました。</p> <p>中間配当金総額 63,936百万円</p> <p>1株当たりの中間配当金</p> <p>普通株式 20円68銭</p> <p>第一回第三種優先株式 2円65銭</p> <p>第二回第三種優先株式 5円75銭</p> <p>効力発生日及び支払開始日 平成18年11月21日</p>

金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成17年中間期末		平成18年中間期末	
	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	13,408	—	2,425	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成17年中間期末、平成18年中間期末）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成17年中間期末、平成18年中間期末）

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成17年中間期末	平成18年中間期末
評価差額		
その他有価証券	377,212	550,311
(△) 繰延税金負債	153,487	223,921
その他有価証券評価差額金	223,724	326,389

(注) 1. 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額（平成17年中間期末115百万円（費用）、平成18年中間期末40百万円（費用））を除いております。
2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額（平成17年中間期末1,818百万円（益）、平成18年中間期末2,802百万円（益））を含めております。

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 金利先物	14,265	6	6	150,889	57	57
金利オプション	26,725	1	△13	54,107	△3	△6
店頭 金利先渡契約	—	—	—	—	—	—
金利スワップ	10,717,877	3,568	5,099	12,370,843	4,882	4,115
金利オプション	—	—	—	—	—	—
キャップ・フロアー	338,879	△34	91	446,576	△102	2,922
金利スワップション	752,556	△476	130	247,639	△120	1,284
その他	—	—	—	—	—	—
合計		3,065	5,314		4,714	8,374

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 通貨先物	—	—	—	—	—	—
通貨オプション	—	—	—	—	—	—
店頭 通貨スワップ	71,063	15	15	157,268	△6,365	△6,365
為替予約	7,047,363	△2,151	△2,151	1,068,207	385	385
通貨オプション	565,828	266	486	246,554	△49	130
その他	—	—	—	—	—	—
合計		△1,869	△1,649		△6,029	△5,848

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成17年中間期末、平成18年中間期末)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所 債券先物	11,245	29	29	4,876	△13	△13
債券先物オプション	29,998	110	27	38,000	78	△14
店頭 債券店頭オプション	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計		139	57		64	△28

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引 (平成17年中間期末、平成18年中間期末)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

	平成17年中間期末			平成18年中間期末		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭 クレジット・デフォルト・オプション	67,240	244	244	91,983	139	139
その他	—	—	—	—	—	—
合計		244	244		139	139

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

■ 営業の概況（単体）

1. 部門別損益の内訳

（単位：億円）

	平成17年中間期（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期
国内業務部門			
信託報酬	314	239	587
うち不良債権処理額	4	4	0
資金利益	508	143	1,057
役務取引等利益	395	301	633
特定取引利益	△26	0	162
その他業務利益	182	34	△212
業務粗利益	1,374 (2.23%)	718 (3.06%)	2,228 (2.99%)
国際業務部門			
資金利益	144	2	143
役務取引等利益	△3	△7	△1
特定取引利益	△34	2	△59
その他業務利益	39	1	△86
業務粗利益	145 (0.93%)	△1 (△0.65%)	△3 (△0.02%)
業務粗利益	1,520 (2.05%)	717 (3.04%)	2,225 (2.64%)
経費（除く臨時経費）	695	353	997
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	824	363	1,227
（信託勘定償却前業務純益（一般貸倒引当金繰入前））	(828)	(368)	(1,228)
臨時損益	△191	△102	45
経常利益	632	261	1,272

（注）1.（ ）内は業務粗利益率です。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{期中日数} \times \text{年間日数}} \times 100$
資金運用勘定平均残高

2. 資金利益の内訳

（単位：億円）

	平成17年中間期（旧三菱信託銀行）			平成17年中間期（旧UFJ信託銀行）			平成18年中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
国内業務部門		508	0.82%		143	0.60%		1,057	1.42%
資金運用勘定	122,826	578	0.93	46,804	200	0.85	148,300	1,179	1.58
うち貸出金	78,793	401	1.01	25,771	129	1.00	97,749	572	1.16
有価証券	30,610	164	1.07	18,613	65	0.70	39,641	591	2.97
債券貸借取引支払保証金	1,272	0	0.01	—	—	—	2,047	2	0.20
預け金等	5,129	0	0.01	1,723	0	0.00	1,700	1	0.15
資金調達勘定	121,690	69	0.11	47,711	57	0.23	146,064	121	0.16
うち預金	86,748	54	0.12	27,033	17	0.12	104,729	82	0.15
譲渡性預金	9,099	1	0.02	6,046	0	0.02	13,571	13	0.19
債券貸借取引受入担保金	751	0	0.04	597	0	0.01	1,175	1	0.22
借入金等	9,368	12	0.27	714	6	1.87	9,033	20	0.45
国際業務部門		144	0.92		2	0.87		143	1.12
資金運用勘定	31,110	536	3.44	483	5	2.07	25,368	549	4.32
うち貸出金	4,583	67	2.93	114	2	5.16	6,094	123	4.05
有価証券	18,878	309	3.26	323	1	0.88	13,075	269	4.11
債券貸借取引支払保証金	188	3	3.29	—	—	—	131	3	4.70
預け金等	7,380	110	2.97	40	0	3.23	6,004	127	4.22
資金調達勘定	31,567	392	2.47	482	2	1.20	25,485	406	3.18
うち預金	14,360	204	2.83	93	0	0.70	11,150	222	3.98
譲渡性預金	1,007	18	3.67	—	—	—	2,197	54	4.97
債券貸借取引受入担保金	3,879	43	2.23	4	0	2.78	2,499	38	3.03
借入金等	3,502	39	2.26	132	2	3.52	1,259	23	3.65
合計		652	0.88		145	0.61		1,201	1.42

（注）1. 預け金等にはコールローン、買現先勘定、買入手形を含んでいます。

2. 借入金等にはコールマネー、売現先勘定、売渡手形、コマースナル・ペーパーを含んでいます。

3. 資金利益の分析

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)			平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)			平成18年中間期		
	残高要因	利率要因	合計	残高要因	利率要因	合計	残高要因	利率要因	合計
国内業務部門									
資金運用勘定	△39	△17	△57	△30	△8	△39	△108	509	401
うち貸出金	△6	△15	△21	△13	△25	△38	△36	77	41
有価証券	△30	12	△17	△6	6	△0	△52	414	361
債券貸借取引支払保証金	△0	△0	△0	—	—	—	0	1	2
預け金等	0	0	0	△0	△0	△0	△0	1	1
資金調達勘定	△7	△22	△30	△9	△14	△23	△18	13	△5
うち預金	△3	△3	△6	△2	△6	△8	△6	16	10
譲渡性預金	△0	△0	△0	0	0	0	△0	11	11
債券貸借取引受入担保金	0	△0	0	0	0	0	△0	1	1
借入金等	△4	5	1	△8	5	△2	△2	3	1
国内資金運用収支	△31	4	△26	△21	5	△15	△89	496	406
国際業務部門									
資金運用勘定	△181	107	△74	△1	1	0	△118	126	8
うち貸出金	△7	19	11	△2	2	△0	24	29	53
有価証券	△97	△35	△132	0	0	0	△113	73	△40
債券貸借取引支払保証金	△27	11	△15	—	—	—	△1	1	△0
預け金等	△19	55	36	△0	0	0	△23	40	16
資金調達勘定	△75	230	154	△0	0	0	△90	102	11
うち預金	△4	86	82	△0	△0	△0	△53	71	18
譲渡性預金	8	1	10	—	—	—	27	8	36
債券貸借取引受入担保金	△38	25	△13	0	—	0	△18	12	△5
借入金等	△13	22	9	△0	0	0	△36	16	△19
国際資金運用収支	△106	△122	△229	△0	0	0	△28	24	△3

(注) 1. 預け金等にはコールローン、買現先勘定、買入手形を含んでいます。
2. 借入金等にはコールマネー、売現先勘定、売渡手形、コマーシャル・ペーパーを含んでいます。

4. 利鞘

(単位：%)

		平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期
資金運用利回り	国内業務部門	0.93	0.85	1.58
	国際業務部門	3.44	2.07	4.32
	全店	1.49	0.86	2.04
資金調達利回り	国内業務部門	0.11	0.23	0.16
	国際業務部門	2.47	1.20	3.18
	全店	0.62	0.24	0.62
資金粗利鞘	国内業務部門	0.82	0.61	1.42
	国際業務部門	0.96	0.87	1.14
	全店	0.87	0.62	1.41

5. 役務取引等利益の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
役務取引等収益	442	362	753
うち信託関連業務	273	292	505
預金・貸出業務	17	5	20
為替業務	3	2	4
証券関連業務	75	29	120
代理業務	5	2	7
保護預り・貸金庫業務	1	1	3
保証業務	1	0	1
役務取引等費用	47	61	120
うち為替業務	1	1	2
役務取引等利益	395	301	633
国際業務部門			
役務取引等収益	3	0	5
うち信託関連業務	0	—	0
預金・貸出業務	0	0	1
為替業務	1	0	1
証券関連業務	—	—	0
代理業務	—	0	—
保護預り・貸金庫業務	—	—	—
保証業務	1	0	1
役務取引等費用	7	7	6
うち為替業務	0	0	1
役務取引等利益	△3	△7	△1
合計	391	294	632

6. 特定取引利益の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期
国内業務部門	△26	0	162
うち商品有価証券	0	0	2
特定取引有価証券	△0	—	△0
特定金融派生商品	△27	—	158
その他の特定取引収益	0	0	2
国際業務部門	△34	2	△59
うち商品有価証券	△0	—	△0
特定取引有価証券	0	—	△0
特定金融派生商品	△34	2	△58
合計	△60	2	102

7. その他業務利益の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期
国内業務部門	182	34	△212
うち国債等債券関係損益	94	26	△175
国際業務部門	39	1	△86
うち外国為替売買益	2	0	2
国債等債券関係損益	54	0	△47
合計	221	35	△298

8. 経費の内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期
人件費	248	120	328
うち給料・手当	234	93	331
物件費	408	214	620
うち減価償却費	87	51	143
土地建物機械賃借料	73	42	103
消耗品費	6	4	9
預金保険料	42	16	53
租税公課	37	19	49
合計	695	353	997

【特定取引勘定について】

特定取引勘定とは、金利、通貨の価格や有価証券市場の相場その他の指標に係る短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得ること等を目的（以下「特定取引目的」）とした取引を経理するために設けられた勘定のことです。

特定取引には、具体的には先物為替等の外国為替関連取引、金利スワップ等のデリバティブ取引、譲渡性預金等の金銭債権取引、国債等の有価証券関連取引などがあります。

特定取引目的の取引を行う部署は限定されており、その他の部署においては特定取引を行うことはできません。

特定取引勘定はそれ以外の勘定と区別されており、原則として両勘定間の振替を行ってはならないこととしております。

特定取引勘定で経理された取引には公正価値を付しており、その残高や損益が、貸借対照表や損益計算書等に計上されます。

公正価値の算定は、その公正性および客観性をより強固なものにする観点から、特定取引を行う部署から独立した部署で行うこととしております。

信託業務の状況（単体）

1. 信託財産残高表

（単位：百万円）

	平成17年中間期末（旧三菱信託銀行） （平成17年9月30日）	平成17年中間期末（旧UFJ信託銀行） （平成17年9月30日）	平成18年中間期末 （平成18年9月30日）
（資産）			
貸出金	283,196	111,636	336,706
有価証券	6,122,576	3,990,613	11,419,249
信託受益権	12,118,095	11,490,984	23,698,772
受託有価証券	1,572	11,083	7,818
金銭債権	5,167,774	3,392,995	12,017,038
動産不動産	2,905,224	2,825,957	6,966,937
地上権	2,752	17,005	18,405
土地の賃借権	31,182	13,735	—
不動産の賃借権	—	—	60,693
その他債権	74,488	22,553	324,860
コールローン	70,292	14,389	71,431
銀行勘定貸	1,410,842	1,504,004	1,490,109
現金預け金	181,573	140,224	598,069
その他	—	0	—
合計	28,369,570	23,535,183	57,010,093
（負債）			
金銭信託	7,269,194	5,013,124	12,984,556
年金信託	65,895	8,927	36,514
財産形成給付信託	12,215	4,386	14,443
貸付信託	428,800	391,416	499,794
投資信託	11,814,114	11,485,602	23,165,118
金銭信託以外の金銭の信託	133,679	57,056	103,910
有価証券の信託	1,572	11,109	7,843
金銭債権の信託	5,492,967	3,557,471	12,640,761
動産の信託	—	42,061	42,681
土地及びその定着物の信託	90,419	31,416	113,809
土地の賃借権の信託	—	261	—
包括信託	3,060,710	2,932,346	7,400,659
その他の信託	0	0	0
合計	28,369,570	23,535,183	57,010,093

（注）1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いています。

2. 共同信託他社管理財産は次のとおりです。

平成17年中間期末 旧三菱信託銀行株式会社 31,281,542百万円 旧UFJ信託銀行株式会社 14,268,816百万円 平成18年中間期末 50,360,406百万円

3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 平成17年中間期末（平成17年9月30日現在）旧三菱信託銀行株式会社 198,434百万円のうち、破綻先債権額は113百万円、延滞債権額は4百万円、3か月以上延滞債権額は150百万円、貸出条件緩和債権額は1,291百万円です。また、これらの債権の合計額は1,560百万円です。

4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 平成17年中間期末（平成17年9月30日現在）旧UFJ信託銀行株式会社 30,484百万円には、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に該当する貸出金はありません。

5. 元本補てん契約のある信託の貸出金 平成18年中間期末（平成18年9月30日現在）178,203百万円のうち、破綻先債権額は85百万円、延滞債権額は50百万円、3か月以上延滞債権額は96百万円、貸出条件緩和債権額は1,258百万円です。また、これらの債権の合計額は1,491百万円です。

(参考)

前記(注)2.に記載の共同信託他社管理財産には、三菱UFJ信託銀行株式会社(平成17年中間期末は旧三菱信託銀行株式会社および旧UFJ信託銀行株式会社)と日本マスタートラスト信託銀行株式会社が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という)を含んでいます。

前記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は以下のとおりです。

信託財産残高表(職務分担型共同受託財産合算分)

(単位:百万円)

	平成17年中間期末(旧三菱信託銀行) (平成17年9月30日)	平成17年中間期末(旧UFJ信託銀行) (平成17年9月30日)	平成18年中間期末 (平成18年9月30日)
(資産)			
貸出金	283,196	111,636	336,706
有価証券	27,302,245	12,781,095	50,574,261
信託受益権	13,244,334	11,490,984	24,703,361
受託有価証券	921,447	281,497	1,283,693
金銭債権	5,250,495	3,438,767	12,191,998
動産不動産	2,905,224	2,825,957	6,966,937
地上権	2,752	17,005	18,405
土地の賃借権	31,182	13,735	—
不動産の賃借権	—	—	60,693
その他債権	1,253,897	294,145	2,631,922
コールローン	1,038,020	455,081	1,444,093
銀行勘定貸	1,690,774	1,613,299	1,796,436
現金預け金	754,225	452,096	1,178,346
その他	—	0	—
合計	54,677,796	33,775,303	103,186,855
(負債)			
金銭信託	19,431,293	7,964,440	29,239,062
年金信託	8,564,456	3,605,368	12,694,887
財産形成給付信託	12,215	4,386	14,443
貸付信託	428,800	391,416	499,794
投資信託	11,814,114	11,485,602	23,165,118
金銭信託以外の金銭の信託	2,203,965	996,791	2,912,486
有価証券の信託	1,159,025	289,186	1,679,542
金銭債権の信託	5,492,967	3,557,471	12,640,761
動産の信託	—	42,061	42,681
土地及びその定着物の信託	90,419	31,416	113,809
土地の賃借権の信託	—	261	—
包括信託	5,480,537	5,406,897	20,184,267
その他の信託	0	0	0
合計	54,677,796	33,775,303	103,186,855

2. 元本補てん契約のある信託の内訳

(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)

(1) 金銭信託

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
(資産)			
貸出金	155,386	30,484	178,203
有価証券	248,364	—	522,916
その他	557,935	892,776	1,155,565
合計	961,687	923,261	1,856,686
(負債)			
元本	960,789	921,988	1,653,965
債権償却準備金	465	127	534
その他	431	1,145	202,186
合計	961,687	923,261	1,856,686

(2) 貸付信託

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
(資産)			
貸出金	43,047	—	—
有価証券	—	—	—
その他	692,255	467,692	502,838
合計	735,303	467,692	502,838
(負債)			
元本	726,928	463,508	498,179
特別留保金	4,090	2,904	3,393
その他	4,284	1,278	1,265
合計	735,303	467,692	502,838

3. 金銭信託等の受入状況

(1) 主な信託財産の受託残高及び総資金量

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
金銭信託	7,269,194	5,013,124	12,984,556
年金信託	65,895	8,927	36,514
財産形成給付信託	12,215	4,386	14,443
貸付信託	428,800	391,416	499,794
合計	7,776,106	5,417,855	13,535,309
預金	9,955,942	2,716,297	11,381,458
譲渡性預金	1,375,115	371,360	1,740,103
総資金量	19,107,164	8,505,512	26,656,871

(注) 職務分担型共同受託財産を含めて算出した金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
金銭信託	19,431,293	7,964,440	29,239,062
年金信託	8,564,456	3,605,368	12,694,887
財産形成給付信託	12,215	4,386	14,443
貸付信託	428,800	391,416	499,794
合計	28,436,766	11,965,612	42,448,188
預金	9,955,942	2,716,297	11,381,458
譲渡性預金	1,375,115	371,360	1,740,103
総資金量	39,767,824	15,053,270	55,569,751

(2) 財産形成信託の受託残高及び加入者数

(単位：百万円、千人)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
財産形成信託 (一般)		
受託金額	250,500	363,527
加入者数	115	174
財産形成信託 (年金)		
受託金額	106,464	183,944
加入者数	57	106
財産形成信託 (住宅)		
受託金額	240,930	292,470
加入者数	73	92

(3) 信託期間別元本残高

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
1年未満			
金銭信託	2,227,162	0	2,535,996
貸付信託	—	—	—
1年以上2年未満			
金銭信託	3,451,052	3,602	8,252,149
貸付信託	—	—	—
2年以上5年未満			
金銭信託	268,205	137,264	413,810
貸付信託	—	47,955	16,941
5年以上			
金銭信託	1,161,752	4,781,849	1,449,547
貸付信託	420,528	339,276	478,194
その他のもの			
金銭信託	171,855	39,132	177,045
貸付信託	—	—	—
金銭信託合計	7,280,028	4,961,848	12,828,549
貸付信託合計	420,528	387,232	495,135

(注) その他のものは、金銭信託 (1カ月据置型)、金銭信託 (新1年据置型)、その他です。

(4) 1店舗及び従業員1人当たり資金量の状況

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
1店舗当たりの資金量	180,839 (661,320)	164,177 (362,594)	175,783 (551,275)
従業員1人当たりの資金量	1,418 (5,188)	1,941 (4,288)	1,718 (5,389)

(注) 1. 資金量は、金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託の信託財産の合計額です。なお、()内に職務分担型共同受託財産を含めて算出した金額を記載しています。
 2. 資金量に係る信託業務は国内で取り扱っていますので、店舗数は出張所を除いた国内店舗数により算出しています。
 3. 従業員数は国内店の期中平均人員を使用しています。なお、国内店の従業員数には本部人員を含んでいます。

4. 金銭信託等の運用状況

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
金銭信託			
貸出金	191,614	67,911	284,335
有価証券	6,040,478	3,988,131	11,258,417
計	6,232,093	4,056,042	11,542,752
年金信託			
貸出金	48,533	7,000	34,587
有価証券	—	—	—
計	48,533	7,000	34,587
財産形成給付信託			
貸出金	—	—	—
有価証券	—	—	—
計	—	—	—
貸付信託			
貸出金	43,047	—	—
有価証券	—	—	—
計	43,047	—	—
貸出金合計	283,196	74,911	318,922
有価証券合計	6,040,478	3,988,131	11,258,417
貸出金及び有価証券合計	6,323,674	4,063,042	11,577,339

(注) 職務分担型共同受託財産を含めて算出した金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
金銭信託			
貸出金	191,614	67,911	284,335
有価証券	16,737,366	6,728,295	25,829,745
計	16,928,980	6,796,206	26,114,080
年金信託			
貸出金	48,533	7,000	34,587
有価証券	6,795,242	3,308,096	10,691,328
計	6,843,776	3,315,096	10,725,915
財産形成給付信託			
貸出金	—	—	—
有価証券	—	—	—
計	—	—	—
貸付信託			
貸出金	43,047	—	—
有価証券	—	—	—
計	43,047	—	—
貸出金合計	283,196	74,911	318,922
有価証券合計	23,532,608	10,036,391	36,521,073
貸出金及び有価証券合計	23,815,805	10,111,302	36,839,995

5. 貸出金の状況

「5. 貸出金の状況」における各表の貸出金は、金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託にかかるものです。

(1) 貸出金科目別残高

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
証書貸付	271,238	74,777	310,433
手形貸付	11,958	133	8,489
割引手形	—	—	—
合計	283,196	74,911	318,922

(2) 貸出金の契約期間別残高

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
1年以下	70,887	68,187
1年超3年以下	10,765	16,717
3年超5年以下	33,670	74,186
5年超7年以下	25,959	27,562
7年超	141,913	132,268
合計	283,196	318,922

(3) 貸出金の業種別内訳

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
製造業	14,716 (5.20%)	— (—%)	2,047 (0.64%)
漁業	1,000 (0.35%)	— (—%)	— (—%)
建設業	58 (0.02%)	— (—%)	20 (0.01%)
電気・ガス・熱供給・水道業	12,109 (4.28%)	— (—%)	3,278 (1.03%)
情報通信業	107 (0.04%)	— (—%)	30 (0.01%)
運輸業	13,692 (4.83%)	— (—%)	9,254 (2.90%)
卸売・小売業	93 (0.03%)	— (—%)	45 (0.01%)
金融・保険業	25,705 (9.08%)	37,484 (50.04%)	19,769 (6.20%)
不動産業	15,713 (5.55%)	— (—%)	19,814 (6.21%)
各種サービス業	5,644 (1.99%)	— (—%)	3,280 (1.03%)
地方公共団体	32,814 (11.59%)	— (—%)	29,589 (9.28%)
その他	161,540 (57.04%)	37,426 (49.96%)	231,790 (72.68%)
合計	283,196 (100.00%)	74,911 (100.00%)	318,922 (100.00%)

(注) () 内は構成比です。

(4) 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
設備資金	220,692 (77.93%)	28,976 (38.68%)	251,394 (78.83%)
運転資金	62,504 (22.07%)	45,934 (61.32%)	67,528 (21.17%)
合計	283,196 (100.00%)	74,911 (100.00%)	318,922 (100.00%)

(注) () 内は構成比です。

(5) 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
有価証券	2	—
債権	95	125
商品	—	—
不動産	55,763	44,705
その他	10,939	7,828
計	66,800	52,659
保証	132,222	164,037
信用	84,173	102,226
合計 (うち劣後特約付貸出金)	283,196 (20,000)	318,922 (14,000)

(6) 中小企業等に対する貸出金

(単位：件、百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
総貸出金残高 (A)			
貸出先数	42,929	42,068	119,241
貸出金残高	283,196	74,911	318,922
消費者ローン残高	98,542	23,421	96,320
うち住宅ローン残高	96,816	23,421	94,962
中小企業等貸出金残高 (B)			
貸出先数	42,892	42,062	119,210
貸出金残高	190,890	61,062	257,776
比率 (B) / (A)			
貸出先数	99.91%	99.98%	99.97%
貸出金残高	67.40%	81.51%	80.82%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5,000万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人です。

(7) 1店舗及び従業員1人当たり貸出金の状況

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
1店舗当たりの貸出金残高	6,585	2,270	4,141
従業員1人当たりの貸出金残高	51	26	40

(注) 1. 貸出金に係る信託業務は国内で取り扱っていますので、店舗数は出張所を除いた国内店舗数により算出しています。

2. 従業員数は国内店の期中平均人員を使用しています。なお、国内店の従業員数には本部人員を含んでいます。

(8) 元本補てん契約のある信託の貸出金におけるリスク管理債権の状況

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
破綻先債権額	1	—	0
延滞債権額	0	—	0
3カ月以上延滞債権額	1	—	0
貸出条件緩和債権額	12	—	12
合計	15	—	14
貸出金残高	1,984	304	1,782
貸出金に占める比率	0.78%	—	0.83%

② 地域別リスク管理債権

信託勘定におけるリスク管理債権の債務者はすべて「国内」です。

③ 業種別リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)					平成18年中間期末				
	破綻先債権額	延滞債権額	3か月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計	破綻先債権額	延滞債権額	3か月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計
国内	1	0	1	12	15	0	0	0	12	14
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	1	2	3	—	—	—	2	2
各種サービス業	—	—	—	3	3	—	0	—	2	3
その他	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0
消費者	0	0	0	7	8	0	0	0	7	9
合計	1	0	1	12	15	0	0	0	12	14

(9) 元本補てん契約のある信託における金融再生法基準による債権額及びカバー率

① 債権額

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2	—	2
危険債権	3	—	3
要管理債権	9	—	9
計	15	—	14
正常債権	1,968	304	1,767
合計	1,984	304	1,782
開示債権比率	0.78%	—	0.83%

(注) 貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分し、開示しています。

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

② カバー率 (平成18年中間期)

(単位：億円)

	開示残高 (a)	うち担保等により回収が見込まれる金額 (b)	カバー率 (b/a)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2 (2)	2 (2)	100.00% (99.79%)
危険債権	3 (3)	2 (3)	78.82% (97.37%)
要管理債権	9 (9)	7 (7)	72.88% (73.18%)
計	14 (15)	11 (12)	77.87% (82.69%)
正常債権	1,767 (1,968)		
合計	1,782 (1,984)		
開示債権比率	0.83% (0.78%)		

(注) 1. () 内は旧三菱信託銀行の平成17年中間期の計数です。

- 信託勘定においては貸倒引当金の計上はありませんが、銀行勘定と同一の基準により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」について直接償却を実施しています。
- 信託勘定においては、特別留保金・債権償却準備金を平成18年9月末に39億円計上しています。

6. 有価証券残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
国債	26,868 (44.48%)	18,859 (47.29%)	45,077 (40.04%)
地方債	1,785 (2.96%)	1,409 (3.53%)	3,518 (3.13%)
社債	9,338 (15.46%)	5,508 (13.81%)	14,298 (12.70%)
株式	14,033 (23.23%)	11,560 (28.99%)	37,850 (33.62%)
その他の証券	8,378 (13.87%)	2,542 (6.38%)	11,838 (10.51%)
合計	60,404 (100.00%)	39,881 (100.00%)	112,584 (100.00%)

(注) 1. 有価証券残高は、金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託の有価証券の合計額です。

2. 下段の()内は構成比です。

3. 職務分担型共同受託財産を含めて算出した金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
国債	72,629 (30.86%)	31,242 (31.13%)	110,142 (30.16%)
地方債	3,261 (1.39%)	2,199 (2.19%)	6,340 (1.73%)
社債	22,479 (9.55%)	9,786 (9.75%)	30,942 (8.47%)
株式	53,112 (22.57%)	27,983 (27.88%)	93,516 (25.61%)
その他の証券	83,843 (35.63%)	29,151 (29.05%)	124,268 (34.03%)
合計	235,326 (100.00%)	100,363 (100.00%)	365,210 (100.00%)

7. 元本補てん契約のある信託の有価証券等時価情報

(1) 合同運用指定金銭信託

① 有価証券

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
信託財産残高	248,364	522,916
時価	253,440	526,372
評価損益	5,076	3,455

(注) 時価相当額として価格等の算定が可能なものについて時価を付しています。

② デリバティブ取引等

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
評価損益	3,609	2,519

(2) 貸付信託

① 有価証券

該当ありません。

② デリバティブ取引等

(単位：百万円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
評価損益	2,647	—

■ 銀行業務の状況（単体）

1. 貸出金の状況

(1) 貸出金科目別期末残高

（単位：億円）

	平成17年中間期末（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期末（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期末
国内業務部門			
割引手形	84	21	60
手形貸付	6,588	885	6,181
証書貸付	57,350	23,178	72,145
当座貸越	14,439	4,405	17,832
計	78,462 (94.17%)	28,490 (99.58%)	96,219 (93.91%)
国際業務部門			
割引手形	—	—	—
手形貸付	404	—	523
証書貸付	4,449	120	5,716
当座貸越	2	—	3
計	4,857 (5.83%)	120 (0.42%)	6,242 (6.09%)
合計	83,319 (100.00%)	28,611 (100.00%)	102,462 (100.00%)

（注）（ ）内は構成比です。

(2) 貸出金科目別平均残高

（単位：億円）

	平成17年中間期（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期
国内業務部門			
割引手形	83	24	72
手形貸付	6,758	1,090	6,287
証書貸付	58,270	21,033	71,286
当座貸越	13,680	3,622	20,103
計	78,793 (94.50%)	25,771 (99.56%)	97,749 (94.13%)
国際業務部門			
割引手形	—	—	—
手形貸付	498	—	508
証書貸付	4,081	114	5,583
当座貸越	2	0	3
計	4,583 (5.50%)	114 (0.44%)	6,094 (5.87%)
合計	83,376 (100.00%)	25,886 (100.00%)	103,843 (100.00%)

（注）1.（ ）内は構成比です。

2. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しています。

(3) 貸出金の残存期間別残高

（単位：億円）

		平成17年中間期末（旧三菱信託銀行）	平成18年中間期末
貸出金	1年以下	21,977	23,131
	1年超3年以下	15,359	19,811
	3年超5年以下	15,557	19,649
	5年超7年以下	6,496	8,443
	7年超	9,485	13,703
	期間の定めのないもの	14,442	17,722
合計		83,319	102,462
変動金利貸出	1年超3年以下	10,958	14,070
	3年超5年以下	11,594	14,203
	5年超7年以下	4,470	5,556
	7年超	5,769	7,864
	期間の定めのないもの	14,442	17,722
固定金利貸出	1年超3年以下	4,400	5,740
	3年超5年以下	3,962	5,445
	5年超7年以下	2,026	2,887
	7年超	3,716	5,838
	期間の定めのないもの	—	—

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利・固定金利の区別をしていません。

(4) 貸出金の業種別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
国内 (特別国際金融取引勘定分を除く)			
製造業	10,178 (12.57%)	2,136 (7.47%)	12,207 (12.25%)
農業	11 (0.01%)	1 (0.00%)	11 (0.01%)
林業	0 (0.00%)	0 (0.00%)	— (—)
漁業	234 (0.29%)	10 (0.04%)	273 (0.28%)
鉱業	20 (0.03%)	22 (0.08%)	34 (0.03%)
建設業	1,368 (1.69%)	232 (0.81%)	1,538 (1.55%)
電気・ガス・熱供給・水道業	1,739 (2.15%)	1,060 (3.71%)	2,409 (2.42%)
情報通信業	1,291 (1.60%)	491 (1.72%)	2,100 (2.11%)
運輸業	6,258 (7.73%)	862 (3.01%)	7,049 (7.08%)
卸売・小売業	5,806 (7.17%)	946 (3.31%)	7,375 (7.40%)
金融・保険業	20,257 (25.02%)	6,144 (21.49%)	21,901 (21.98%)
不動産業	12,528 (15.47%)	3,062 (10.71%)	16,031 (16.09%)
各種サービス業	6,400 (7.91%)	1,391 (4.86%)	8,849 (8.88%)
地方公共団体	73 (0.09%)	120 (0.42%)	243 (0.24%)
その他	14,790 (18.27%)	12,117 (42.37%)	19,604 (19.68%)
計	80,959 (100.00%)	28,599 (100.00%)	99,625 (100.00%)
海外及び特別国際金融取引勘定分			
政府等	13 (0.57%)	— (—)	13 (0.47%)
金融機関	526 (22.30%)	— (—)	598 (21.08%)
商工業	1,184 (50.21%)	12 (100.00%)	1,586 (55.93%)
その他	635 (26.92%)	— (—)	639 (22.52%)
計	2,359 (100.00%)	12 (100.00%)	2,836 (100.00%)
合計	83,319	28,611	102,462

(注) () 内は構成比です。

(5) 貸出金の使途別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
設備資金	21,498 (25.80%)	9,595 (33.54%)	30,175 (29.45%)
運転資金	61,820 (74.20%)	19,016 (66.46%)	72,287 (70.55%)
合計	83,319 (100.00%)	28,611 (100.00%)	102,462 (100.00%)

(注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の担保別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
有価証券	2,081	2,468
債権	7,392	7,492
商品	63	15
不動産	9,497	12,646
その他	7,487	8,799
計	26,522	31,423
保証	14,068	16,062
信用	42,728	54,977
合計 (うち劣後特約付貸出金)	83,319 (140)	102,462 (220)

(7) 中小企業等に対する貸出金 (国内店)

(単位：件、億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
総貸出金残高 (A)			
貸出先数	80,320	33,471	105,174
貸出金残高	80,959	28,599	99,625
消費者ローン残高	5,115	5,497	10,506
うち住宅ローン残高	4,906	5,336	10,221
中小企業等貸出金残高 (B)			
貸出先数	79,064	32,905	103,789
貸出金残高	30,783	12,902	46,725
比率 (B) / (A)			
貸出先数	98.43%	98.30%	98.68%
貸出金残高	38.02%	45.11%	46.90%

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定は含まれていません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円 (ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5,000万円) 以下の会社又は常用する従業員が300人 (ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人) 以下の会社及び個人です。

(8) 特定海外債権残高

(単位：億円、カ国)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
ウズベキスタン	0	—	—
エクアドル	0	0	—
アルゼンチン	—	0	—
合計	0	0	—
(総資産に対する割合)	(0.00%)	(0.00%)	(—)
対象国数	2	2	0

(9) 貸出金償却

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期
貸出金償却額	148	43	3

(10) リスク管理債権の状況

リスク管理債権額については、部分直接償却後の金額を記載しています。

① リスク管理債権

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
破綻先債権額	81	4	25
延滞債権額	1,418	340	461
3カ月以上延滞債権額	0	23	10
貸出条件緩和債権額	895	328	1,021
合計	2,395	696	1,519
貸出金残高	83,319	28,611	102,462
貸出金に占める比率	2.87%	2.43%	1.48%

② リスク管理債権に対する引当率

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
貸倒引当金 (A)	1,401	355	867
リスク管理債権 (B)	2,395	696	1,519
引当率 (A) / (B)	58.51%	51.07%	57.07%

(注) 貸倒引当金には、リスク管理債権以外の債権に対応する引当金が含まれているほか、担保・保証等による保全については考慮されていません。

2. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)				平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)				平成18年中間期末			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	(△0) 807	620	807	620	517	248	517	248	(△0) 902	756	902	756
個別貸倒引当金	(△0) 813	780	813	780	88	106	88	106	(△0) 341	110	341	110
特定海外債権引当勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—
合計	(△1) 1,620	1,401	1,620	1,401	606	355	606	355	(△0) 1,244	867	1,244	867

(注) 期首残高欄の()内の計数は、為替換算差額です。

3. 金融再生法に基づく資産査定額

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	276	44	77
危険債権	1,298	300	410
要管理債権	895	351	1,032
計	2,470	696	1,520
正常債権	82,886	28,724	103,972
合計	85,357	29,421	105,492
開示債権比率	2.89%	2.36%	1.44%

(注) 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分し、開示しています。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

4. 有価証券の状況

(1) 有価証券期末残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
国内業務部門			
国債	13,696	13,115	30,686
地方債	1,043	12	1,010
社債	4,142	433	2,897
株式	9,760	5,285	16,016
その他の証券	2,020	593	3,208
計	30,664 (66.32%)	19,440 (98.75%)	53,819 (78.73%)
国際業務部門			
その他の証券	15,575	245	14,538
うち外国債券	14,668	169	13,452
外国株式	377	71	491
計	15,575 (33.68%)	245 (1.25%)	14,538 (21.27%)
合計	46,239 (100.00%)	19,686 (100.00%)	68,357 (100.00%)

(注) () 内は構成比です。

(2) 有価証券平均残高

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
国債	17,499	13,426	20,648
地方債	1,047	19	1,006
社債	3,940	500	3,590
株式	6,723	3,507	11,324
その他の証券	1,399	1,160	3,071
計	30,610 (61.85%)	18,613 (98.29%)	39,641 (75.20%)
国際業務部門			
その他の証券	18,878	323	13,075
うち外国債券	18,002	216	12,024
外国株式	396	71	482
計	18,878 (38.15%)	323 (1.71%)	13,075 (24.80%)
合計	49,488 (100.00%)	18,936 (100.00%)	52,716 (100.00%)

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しています。

(3) 有価証券の残存期間別残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
国債			
1年以下	7,519	—	768
1年超3年以下	1,748	995	9,733
3年超5年以下	1,821	5,686	13,766
5年超7年以下	1,219	512	6,298
7年超10年以下	1,387	581	119
10年超	—	5,339	—
期間の定めのないもの	—	—	—
計	13,696	13,115	30,686
地方債			
1年以下	52	0	57
1年超3年以下	123	0	352
3年超5年以下	489	—	384
5年超7年以下	337	—	147
7年超10年以下	41	7	64
10年超	—	4	4
期間の定めのないもの	—	—	—
計	1,043	12	1,010
社債			
1年以下	261	48	263
1年超3年以下	1,247	127	665
3年超5年以下	1,948	182	1,521
5年超7年以下	488	65	274
7年超10年以下	178	—	123
10年超	18	10	48
期間の定めのないもの	—	0	—
計	4,142	433	2,897
株式			
期間の定めのないもの	9,760	5,285	16,016
計	9,760	5,285	16,016
その他の証券			
1年以下	1,531	136	1,557
1年超3年以下	3,232	135	1,760
3年超5年以下	3,275	283	2,558
5年超7年以下	1,619	10	1,679
7年超10年以下	4,277	—	5,714
10年超	1,569	—	1,527
期間の定めのないもの	2,091	273	2,949
計	17,595	839	17,746
うち外国債券			
1年以下	1,321	27	1,532
1年超3年以下	3,203	104	1,640
3年超5年以下	3,201	27	2,014
5年超7年以下	1,253	10	1,530
7年超10年以下	4,110	0	5,173
10年超	1,567	—	1,527
期間の定めのないもの	10	—	35
計	14,668	169	13,452
うち外国株式			
期間の定めのないもの	377	71	491
計	377	71	491

5. 支払承諾期末残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
手形引受	—	—	—
信用状発行	2	—	3
債務保証	1,845	793	2,767
合計	1,847	793	2,770

6. 支払承諾見返の担保別内訳

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
有価証券	1	12
債権	6	6
商品	—	—
不動産	38	81
その他	107	150
計	153	250
保証	72	254
信用	1,620	2,265
合計	1,847	2,770

7. 預金の状況

(1) 預金種類別期末残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
国内業務部門			
流動性預金	14,959	7,595	21,358
定期性預金	69,996	19,198	82,153
うち固定自由金利定期預金	54,275	17,797	71,801
変動自由金利定期預金	15,720	1,400	10,351
その他の預金	992	282	624
小計	85,948	27,076	104,136
譲渡性預金	12,703	3,713	14,599
計	98,652 (87.06%)	30,789 (99.72%)	118,736 (90.49%)
国際業務部門			
流動性預金	9	—	11
定期性預金	8,139	—	6,848
その他の預金	5,462	86	2,817
小計	13,611	86	9,677
譲渡性預金	1,047	—	2,801
計	14,658 (12.94%)	86 (0.28%)	12,479 (9.51%)
合計	113,310 (100.00%)	30,876 (100.00%)	131,215 (100.00%)

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金

固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

(2) 預金種類別平均残高

(単位：億円)

	平成17年中間期 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期
国内業務部門			
流動性預金	15,434	7,268	21,848
定期性預金	70,971	19,574	82,423
うち固定自由金利定期預金	53,363	17,860	70,709
変動自由金利定期預金	17,606	1,713	11,714
その他の預金	343	190	457
小計	86,748	27,033	104,729
譲渡性預金	9,099	6,046	13,571
計	95,848 (86.18%)	33,079 (99.71%)	118,301 (89.86%)
国際業務部門			
流動性預金	9	—	10
定期性預金	7,949	—	7,124
その他の預金	6,401	93	4,015
小計	14,360	93	11,150
譲渡性預金	1,007	—	2,197
計	15,368 (13.82%)	93 (0.29%)	13,348 (10.14%)
合計	111,216 (100.00%)	33,172 (100.00%)	131,649 (100.00%)

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

3. 定期性預金=定期預金

固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

4. 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式）により算出しています。

(3) 定期預金の残存期間別残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
定期預金		
3カ月未満	17,989	17,579
3カ月以上6カ月未満	7,991	8,533
6カ月以上1年未満	11,060	10,144
1年以上2年未満	13,588	17,240
2年以上3年未満	11,867	16,350
3年以上	15,639	19,154
合計	78,136	89,002
固定自由金利定期預金		
3カ月未満	7,307	9,976
3カ月以上6カ月未満	5,624	7,335
6カ月以上1年未満	7,747	8,791
1年以上2年未満	10,449	15,166
2年以上3年未満	10,311	15,299
3年以上	12,835	15,232
変動自由金利定期預金		
3カ月未満	3,433	1,207
3カ月以上6カ月未満	1,599	904
6カ月以上1年未満	3,188	1,193
1年以上2年未満	3,138	2,073
2年以上3年未満	1,555	1,050
3年以上	2,804	3,921
その他		
3カ月未満	7,248	6,395
3カ月以上6カ月未満	767	294
6カ月以上1年未満	123	159
1年以上2年未満	—	—
2年以上3年未満	—	—
3年以上	—	—

(4) 預金者別預金残高（国内店）

（単位：億円）

	平成17年中間期末（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期末（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期末
個人預金	64,932 (71.18%)	18,304 (67.39%)	80,196 (75.28%)
法人預金	18,316 (20.08%)	7,472 (27.51%)	21,086 (19.79%)
その他	7,968 (8.74%)	1,385 (5.10%)	5,254 (4.93%)
合計	91,217 (100.00%)	27,162 (100.00%)	106,537 (100.00%)

(注) 1. ()内は構成比です。

2. 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分は含んでいません。

(5) 財産形成預金の受託残高及び加入者数

（単位：億円、千人）

	平成17年中間期末（旧三菱信託銀行）	平成18年中間期末
財産形成預金 〈一般〉		
受託金額	348	575
加入者数	15	23
財産形成預金 〈住宅〉		
受託金額	42	46
加入者数	2	2

8. 預貸率・預証率

（単位：％）

	平成17年中間期（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期
預貸率			
期末残高			
国内業務部門	76.27	87.09	80.76
国際業務部門	33.13	139.46	50.02
全店	70.69	87.24	77.84
期中平均			
国内業務部門	78.93	72.84	79.96
国際業務部門	29.82	122.78	45.65
全店	72.14	72.98	76.48
預証率			
期末残高			
国内業務部門	31.08	63.13	45.32
国際業務部門	106.25	283.78	116.05
全店	40.80	63.75	52.09
期中平均			
国内業務部門	31.93	56.26	33.50
国際業務部門	122.83	345.45	97.95
全店	44.49	57.08	40.04

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

9. 1店舗当たりの貸出金、預金残高

（単位：億円）

	平成17年中間期末（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期末（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期末
貸出金	1,735	867	1,249
うち国内店	1,882	867	1,293
海外店	471	—	567
預金	2,360	935	1,600
うち国内店	2,421	935	1,580
海外店	1,839	—	1,898

(注) 1. 預金には譲渡性預金を含んでいます。

2. 出張所を除いた店舗数により算出しています。

10. 従業員1人当たりの貸出金、預金等残高

(単位：億円)

	平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成17年中間期末 (旧UFJ信託銀行)	平成18年中間期末
貸出金	14	10	12
うち国内店	14	10	12
海外店	8	—	9
預金	19	11	16
うち国内店	18	11	15
海外店	32	—	32
総資産	27	19	23
中間純利益 (千円)	9,351	7,506	13,788

(注) 1. 預金には譲渡性預金を含んでいます。

2. 従業員数は期中平均人員を使用しています。なお、国内店の従業員数には本部人員を含んでいます。

11. 単体自己資本比率（国際統一基準）

当社は単体自己資本比率の算定に関する内部管理体制について、監査法人トーマツの外部監査を受け、調査報告書を受領しています。なお、当該外部監査は日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、監査法人トーマツが当社との間で合意された調査手続を実施し、その結果を報告する業務です。また、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に基づく監査ではなく、合意された手続の実施対象である内部管理体制及びそれに関連する単体自己資本比率に関して監査意見の表明を受けたものではありません。

（単位：億円）

		平成17年中間期末 (旧三菱信託銀行)	平成18年中間期末
基本的項目	資本金	3,242	3,242
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	2,747	2,506
	その他資本剰余金	—	3,318
	利益準備金	495	737
	その他利益剰余金	—	2,745
	任意積立金	1,892	—
	中間未処分利益	△1,167	—
	その他	△0	△0
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	639
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額)	—	11,909	
繰延税金資産の控除金額(△) ^(注2)	—	—	
計 (A)	7,209	11,909	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注3)	—	—	
補完的項目	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,697	2,476
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	△8	△19
	一般貸倒引当金	620	753
	負債性資本調達手段等	4,805	4,479
	うち永久劣後債務 ^(注4)	1,577	979
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注5)	3,228	3,500
計	7,114	7,689	
うち自己資本への算入額 (B)	7,114	7,689	
準補完的項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 ^(注6) (D)	3,079	147
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,244	19,451
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	94,595	124,018
	オフ・バランス取引項目	6,432	10,411
	信用リスク・アセットの額 (F)	101,028	134,430
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	310	303
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	24	24
計 (F) + (G) (I)	101,338	134,733	
単体自己資本比率(国際統一基準) (E) / (I) × 100	11.09%	14.43%	

(注) 1. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しています。なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しています。

2. 平成18年中間期末の「繰延税金資産に相当する額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は4,763億円です。

3. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）です。

4. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

5. 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されています。

6. 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額です。

■ 店舗・人員の状況（単体）

1. 国内店舗・海外拠点数

（単位：店、カ所）

		平成17年中間期末（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期末（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期末
国内	本支店	43	33	77
	出張所	5	10	15
	計	48	43	92
海外	支店	5	—	5
	駐在員事務所	2	—	2
	計	7	—	7

（注）1. 上記のほかに、店舗外現金自動設備を設置しています。平成18年中間期末の店舗外現金自動設備は6,422カ所です。このなかには、コンビニエンスストア等に設置した共同出張所6,419カ所が含まれています。

2. 上記のほかに、信託代理店を設置しています。平成18年中間期末は81金融機関と信託代理店契約を締結しています。

2. 従業員の状況

●旧基準

	平成17年中間期末（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期末（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期末
従業員数	5,668人	2,743人	8,043人

（注）従業員数には、嘱託、臨時雇員を含んでいません。また、執行役員を含んでいません。

●新基準

	平成17年中間期末（旧三菱信託銀行）	平成17年中間期末（旧UFJ信託銀行）	平成18年中間期末
従業員数	4,848人	2,263人	7,124人

（注）従業員数は、他社への出向者を含まず、他社からの出向者を含んでいます。また、海外での現地採用者を含み、嘱託、臨時従業員及び執行役員を含んでいません。

■ 資本・株式の状況（単体）

1. 資本金の推移

年月日	増資額（千円）	増資後資本金（千円）	摘要
平成11年 3月31日	100,000,000	292,793,958	有償 第三者割当100,000千株 (第一回第一種優先株式) 発行価額 2,000円 資本組入額 1,000円
平成12年 3月31日	—	292,793,958	
平成13年 3月31日	—	292,793,958	
平成13年10月 1日	12,350,000	305,143,958	日本信託銀行株式会社・東京信託銀行株式会社と合併
平成14年 3月31日	—	305,143,958	
平成15年 3月28日	19,135,080	324,279,038	有償 第三者割当106,306千株 (普通株式) 発行価額 360円 資本組入額 180円
平成15年 3月31日	—	324,279,038	
平成16年 3月31日	—	324,279,038	
平成17年 3月31日	—	324,279,038	
平成18年 3月31日	—	324,279,038	
平成18年 9月30日	—	324,279,038	

2. 発行済株式総数の推移

年月日	増加株数（千株）	増加後発行済株式総数（千株）	摘要
平成11年 3月31日	100,000	1,402,303	有償 第三者割当100,000千株 (第一回第一種優先株式) 発行価額 2,000円 資本組入額 1,000円
平成12年 3月31日	—	1,402,303	
平成13年 3月31日	—	1,402,303	
平成13年10月 1日	247,000	1,649,303	日本信託銀行株式会社・東京信託銀行株式会社と合併
平成14年 3月31日	—	1,649,303	
平成15年 3月28日	106,306	1,755,609	有償 第三者割当106,306千株 (普通株式) 発行価額 360円 資本組入額 180円
平成15年 3月31日	—	1,755,609	
平成16年 3月31日	258,503	2,014,112	第一回第一種優先株式の普通株式への転換
平成16年 7月30日	45,618	2,059,731	第一回第一種優先株式の普通株式への転換
平成17年 3月31日	—	2,059,731	
平成17年10月 3日	963,412	3,023,143	UFJ信託銀行株式会社と合併
平成18年 3月31日	42,767	3,065,911	第二回第三種優先株式の普通株式への転換
平成18年 9月29日	169,625	3,235,537	第二回第三種優先株式の取得請求に伴う普通株式の発行
平成18年 9月30日	—	3,235,537	

(注) 平成18年10月30日付で、自己株式として当社が保有していた第二回第三種優先株式を消却し、発行済株式総数は3,173,437千株となりました。

3. 大株主

(1) 普通株式

(平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,060,236	100.00
合計	3,060,236	100.00

(3) 第二回第三種優先株式

(平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	113,200	64.57
合計	113,200	64.57

(2) 第一回第三種優先株式

(平成18年9月30日現在)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	1	100.00
合計	1	100.00

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか、当社が保有している自己株式が62,100千株あり、持株比率は35.42%であります。なお、当該自己株式は平成18年10月30日付で消却いたしました。

■ 三菱UFJフィナンシャル・グループの株式に関するお知らせ

上場証券取引所について

三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式は日本国内では東京証券取引所、大阪証券取引所ならびに名古屋証券取引所に上場されており、海外ではニューヨーク証券取引所に上場され取引されています。なお、三菱UFJフィナンシャル・グループの優先株式は証券取引所に上場されていません。

端株のお取り扱いについて

三菱UFJフィナンシャル・グループは端株制度適用会社であります。1株の100分の1の整数倍に相当するものを端株、この所有者を端株主といたします。端株主は、法律上株主総会における議決権は与えられていません。また、端株については端株原簿に記載し、端株券は発行いたしません。剰余金の配当を受ける権利、新株の引受権等の権利は、端株主に付与されています。

また、端株は譲渡することができませんので、売却を希望される場合は三菱UFJフィナンシャル・グループに買取りを請求していただくことになります。また、三菱UFJフィナンシャル・グループでは端株の買増制度を実施していますので、ご所有の端株と合わせて1株となる端株数につき買増請求することができます。端株の買増請求ならびに買増請求につきましては、株主名簿管理人事務取扱場所・取次所で受付させていただいています。

お知らせ

三菱UFJフィナンシャル・グループのホームページに、第1期定時株主総会における営業報告の様態を撮影した動画を掲載しています。

総会で報告した内容をご覧くださいませのでぜひご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.mufg.jp/>

株式事務のご案内

定時株主総会基準日 3月31日

定時株主総会 6月下旬

配当金受領株主確定日 期末配当金3月31日
中間配当金9月30日

公告掲載新聞 日本経済新聞
ただし、決算公告は当社ホームページに掲載
(ホームページアドレス <http://www.mufg.jp/>)

株式事務取扱場所 株式の名義書換、端株の買取り・買増し等の株式事務は株主名簿管理人が受付・取り扱いいたします。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

同取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

お問い合わせ先 〒171-8508

郵便物送付先 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話0120-707-696(フリーダイヤル)
(受付時間 土・日・祝祭日を除く9:00~17:00)

お知らせ

住所変更、配当金振込指定・変更、端株買取請求、端株買増請求に必要な各用紙および株式の相続手続依頼書のご請求は、株主名簿管理人のテレホン自動音声応答サービスフリーダイヤル【0120-864-490】で24時間承っていますので、ご利用ください。

銀行法施行規則第34条の26

(以下のページに掲載しています)

	三菱UFJフィナンシャル・グループ
銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 資本金及び発行済株式の総数	50
2. 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項	
氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	51
各株主の持株数	51
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	51
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
3. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	28、29
4. 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
経常収益	4
経常利益又は経常損失	4
中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	4
純資産額	4
総資産額	4
連結自己資本比率	4
銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書	6~8
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
破綻先債権に該当する貸出金	16、33
延滞債権に該当する貸出金	16、33
三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	16、33
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	16、33
7. 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況	35~43
8. 銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が小さい場合を除く。）	27、28
9. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	6
10. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	35

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
1. 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項		
氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	114	174
各株主の持株数	114	174
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	114	174
2. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	20~27、99~102	20~27、148~151
3. 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
経常収益	85	135
経常利益又は経常損失	85	135
中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	85	135
資本金及び発行済株式の総数	85	135
純資産額	85	135
総資産額	85	135
預金残高	85	135
貸出金残高	85	135
有価証券残高	85	135
単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）	85	135
従業員数	85	135
信託報酬（信託業務を営む場合）		135
信託勘定貸出金残高（信託業務を営む場合）		135、152、153
信託勘定有価証券残高（信託業務を営む場合）		135、152、153
信託財産額（信託業務を営む場合）		135、152、153

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
4. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	99	148
5. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの		
資金運用収支	99	148
役務取引等収支	99、101	148、150
特定取引収支	99、101	148、150
その他業務収支	99、101	148、150
6. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用・資金調達定の		
平均残高	99	148
利息	99	148
利回り	99	148
資金利ざや	100	149
7. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	100	149
8. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	85	135
9. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	85	135
10. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	110	169
11. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	110	169
12. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	103	162
13. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	103	162
14. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額	105、109	164、168
15. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	104	164
16. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	104	163
17. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	105	164
18. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	105	164
19. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	111	170
20. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分)の残存期間別の残高	108	167
21. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	107	166
22. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	111	170
23. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における信託財産残高表(注記事項を含む)		152、153
24. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の期末受託残高		154
25. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の期末受託残高		154
26. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高		155
27. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高		156
28. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の期末残高		156
29. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高		157
30. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高		158
31. 直近の二中間事業年度又は二営業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高		158
32. 直近の二中間事業年度又は二営業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		157
33. 直近の二中間事業年度又は二営業年度における中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		157
34. 直近の二中間事業年度又は二営業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分)の期末残高		160
35. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び株主資本等変動計算書	87、88	137、138
36. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	92、106	142、165
(2) 延滞債権に該当する貸出金	92、106	142、165
(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	92、106	142、165
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	92、106	142、165

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
37. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額		152、158
38. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況	112	172
39. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における有価証券に関する次に掲げる事項		
取得価額又は契約価額	96、97	145
時価	96	145
評価損益	96	145
40. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における金銭の信託に関する次に掲げる事項		
取得価額又は契約価額	97	146
時価	97	146
評価損益	97	146
41. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項		
取得価額又は契約価額	97、98	147
時価	97、98	147
評価損益	97、98	147
42. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	106	165
43. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における貸出金償却の額	105	164
44. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書または損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	87	137
45. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	112	172

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における銀行及びその子会社等の事業の概況	20~27	20~27
2. 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は五連結会計年度における銀行及びその子会社等の主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益	54	116
(2) 経常利益又は経常損失	54	116
(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益又は当期純損失	54	116
(4) 純資産額	54	116
(5) 総資産額	54	116
(6) 連結自己資本比率	54	116
3. 直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における銀行及びその子会社等の中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書	56~58	118~120
4. 直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における銀行及びその子会社等の貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	65、75	126、133
(2) 延滞債権に該当する貸出金	65、75	126、133
(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	65、75	126、133
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	65、75	126、133
5. 直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における銀行及びその子会社等の自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況	76~84	134
6. 直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における銀行及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	73、74	132
7. 直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	56	118
8. 直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	76	134

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条（単体・資産の査定基準）

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	106	159、165
2. 危険債権	106	159、165
3. 要管理債権	106	159、165
4. 正常債権	106	159、165

プロフィール

平成18年9月30日現在

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

設立日	平成13年4月2日
本社所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
資本金	1兆3,830億円
上場証券取引所 (平成18年12月末現在)	東京、大阪、名古屋、ニューヨーク
長期格付 (平成18年12月末現在)	AA-(JCR)、A(R&I)、A-(S&P)
連結自己資本比率	11.95%



<http://www.mufg.jp/>

株式会社三菱東京UFJ銀行 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

設立日	大正8年8月25日（明治13年創業）
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
資本金	9,969億円
長期格付 (平成18年12月末現在)	A1(Moody's)、A(S&P)、A(FITCH)、 AA(JCR)、A+(R&I)
連結自己資本比率	12.15%



<http://www.bk.mufg.jp/>

三菱UFJ信託銀行株式会社 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation

設立日	昭和2年3月10日
本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
資本金	3,242億円
長期格付 (平成18年12月末現在)	A1*(Moody's)、A(S&P)、A(FITCH)、 AA(JCR)、A+(R&I) *は預金格付
連結自己資本比率	14.89%



<http://www.tr.mufg.jp/>

本誌は、銀行法第21条および第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財務の状況に関する説明書類）です。



株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 経営企画部 IR室

〒100-8330 東京都千代田区丸の内2-7-1
電話03(3240)8111(代表)
URL:<http://www.mufg.jp/>

株式会社三菱東京UFJ銀行 広報部

〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1
電話03(3240)1111(代表)
URL:<http://www.bk.mufg.jp/>

三菱UFJ信託銀行株式会社 経営企画部 広報室

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5
電話03(3212)1211(代表)
URL:<http://www.tr.mufg.jp/>
